

令和3年
岩手県教育委員会定例会
3月

岩 手 県 教 育 委 員 会

令和3年3月 岩手県教育委員会定例会議事日程

令和3年3月17日（水）午後1時30分

第1 会期決定の件

- 第2 事務報告1 令和3年度岩手県立特別支援学校高等部の学級数等について (学校教育課)
- 第3 事務報告2 令和2年度全国高等学校総合体育大会冬季大会・第76回国民体育大会冬季大会の結果について (保健体育課)
- 第4 議案第37号 岩手県文化財保存活用大綱の策定に関し議決を求めることについて (生涯学習文化財課)
- 第5 議案第38号 岩手県教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則 (教職員課)
- 第6 議案第39号 岩手県教育委員会代決専決規程の一部を改正する訓令 (教職員課)
- 第7 議案第40号 野外活動センター管理運営規則の一部を改正する規則 (生涯学習文化財課)
- 第8 議案第41号 文化財の指定に関し議決を求めることについて (生涯学習文化財課)
- 第9 議案第42号 令和3年度教科用図書選定審議会委員の任命に関し議決を求めることについて (学校教育課)

閉会

令和3年度岩手県立特別支援学校高等部の学級数等について

1 学級設置の基本的な考え方

障がいのある生徒に一人一人の教育的ニーズに応じた指導・支援を行い、望ましい成長発達を促すとともに、社会参加と自立を図るため、県立特別支援学校高等部の在籍数及び入学希望見込みの増減等を勘案し、毎年度適正規模に調整するものとする。

2 学級数の増減

学校名	対象障がい	部・科・学級	予定(10月時点)		決定(3月1日)		増減		備考
			学級数	定員	学級数	定員	学級数	定員	
盛岡ひがし	知的障がい	高等部・普通科 重複障がい学級	2	6	3	9	1	3	
盛岡視覚	視覚障がい	専攻科・保健医療科 通常学級	1	8	0	0	△1	△8	入学予定者無
盛岡となん	肢体不自由	高等部・普通科 通常学級	1	8	0	0	△1	△8	入学予定者無
釜石祥雲	病弱・知的・肢体不自由	高等部・普通科 (病・肢体)通常学級	1	8	0	0	△1	△8	入学予定者無
		高等部・普通科 重複障がい学級	1	3	0	0	△1	△3	入学予定者無
		しゃくなげ分教室 重複障がい学級	1	3	0	0	△1	△3	入学予定者無
盛岡みたけ	知的障がい	高等部・普通科 通常学級	2	16	1	8	△1	△8	
		高等部・普通科 重複障がい学級	5	15	3	9	△2	△6	
盛岡青松	病弱	高等部・普通科 重複障がい学級	2	6	1	3	△1	△3	
一関清明	病弱・知的・肢体不自由	高等部・普通科 (知的)通常学級	3	24	2	16	△1	△8	
		高等部・普通科 (病・肢体)通常学級	2	16	1	8	△1	△8	

〈参考〉

平成30年度以降の県立特別支援学校高等部学級数・募集定員（訪問教育を除く）

	令和3年度		令和2年度		平成31年度		平成30年度	
	学級数 (変更前)	合格者数 (募集定員)	学級数 (変更前)	合格者数 (募集定員)	学級数 (変更前)	合格者数 (募集定員)	学級数	合格者数
通常学級	32 (38)	192名 (304名)	29 (34)	160名 (272名)	32 (35)	203名 (280名)	33	180名
重複障がい学級	33 (37)	45名 (111名)	35 (36)	39名 (108名)	37 (38)	43名 (114名)	41	61名
合計	65 (75)	237名 (415名)	64 (70)	199名 (380名)	69 (73)	246名 (394名)	74	241名

※ 通常学級は、1学級8名定員を基準とする。

※ 重複障がい学級は、1学級3名定員を基準とする。また重複障がい学級は1～3年を通じた学級である。

令和3年度岩手県立特別支援学校高等部・専攻科学級数及び合格者数一覧

対応障がい	学校名	部	学科	学級数・人数		志願者数	合格者数	備考				
視覚障がい	盛岡視覚支援学校	高等部	普通科	通常	1学級	8	2	2				
				重複	1学級	3	3	3				
			保健医療科	通常	1学級	8	1	1				
		専攻科	保健医療科	通常	1学級	8	0	0	1学級減			
			理療科	通常	1学級	8	1	1				
聴覚障がい	盛岡聴覚支援学校	高等部	普通科	通常	1学級	8	7	7				
				重複	1学級	3	3	3				
		専攻科	産業技術科	通常	1学級	8	1	1				
			産業技術科	通常	1学級	8	2	2				
知的障がい	盛岡峰南高等支援学校	高等部	生活科学科 農産技術科 加工生産科 流通・サービス科	通常		4学級	32	47	36			
				盛岡みたけ支援学校	高等部	普通科	通常	2学級	16	7	7	1学級減
							重複	5学級 ※	15	5	5	2学級減
				二戸分教室	高等部	普通科	通常	1学級	8	7	7	
	重複	1学級 ※	3				2	2				
	盛岡ひがし支援学校	高等部	普通科	通常	2学級	16	12	12				
				重複	2学級 ※	6	4	4	1学級増			
	知的障がい・ 肢体不自由	花巻清風支援学校	高等部	普通科	通常	3学級	24	29	28			
					重複	5学級 ※	15	3	3			
		前沢明峰支援学校	高等部	普通科	通常	3学級	24	23	22			
重複					4学級 ※	12	3	3				
気仙光陵支援学校		高等部	普通科	通常	2学級	16	13	13				
				重複	1学級 ※	3	0	0				
宮古恵風支援学校		高等部	普通科	通常	2学級	16	13	13				
				重複	4学級 ※	12	3	3				
久慈拓陽支援学校		高等部	普通科	通常	2学級	16	11	11				
				重複	1学級 ※	3	0	0				
肢体不自由	盛岡となん支援学校	高等部	普通科	通常	1学級	8	0	0	1学級減			
				重複	3学級	9	9	9				
病弱	盛岡青松支援学校	高等部	普通科	通常	1学級	8	3	3				
				重複	2学級	6	3	3	1学級減			
病弱・ 知的障がい・ 肢体的不障	一関清明支援学校	高等部	普通科(知的)	通常	3学級	24	12	11	1学級減			
			普通科(病・肢)	通常	2学級	16	5	4	1学級減			
			普通科	重複	4学級 ※	12	3	3				
病弱・ 肢体的不障	釜石祥雲支援学校	高等部	普通科	重複	1学級	3	4	4				
				普通科(知的)	通常	2学級	16	11	11			
				普通科(病・肢)	通常	1学級	8	0	0	1学級減		
病弱・ 肢体的不障	しゃくなげ分教室	高等部	普通科	重複	1学級 ※	3	0	0	1学級減			
				普通科	重複	1学級	3	0	0	1学級減		
				普通科	重複	1学級	3	0	0	1学級減		
△訪問教育▽	盛岡となん支援学校	高等部	普通科	※	若干名	2	2					
	盛岡みたけ支援学校		普通科	※	若干名	0	0					
	盛岡ひがし支援学校		普通科	※	若干名	0	0					
	花巻清風支援学校		普通科	※	若干名	3	3					
	前沢明峰支援学校		普通科	※	若干名	0	0					
	一関清明支援学校		普通科	※	若干名	0	0					
	気仙光陵支援学校		普通科	※	若干名	0	0					
	釜石祥雲支援学校		普通科	※	若干名	0	0					
	宮古恵風支援学校		普通科	※	若干名	0	0					
	久慈拓陽支援学校		普通科	※	若干名	0	0					

※は1～3学年を通じた人数として示している。

令和2年度全国高等学校総合体育大会冬季大会・第76回国民体育大会冬季大会の結果について

1 令和2年度全国高等学校総合体育大会（第70回全国高等学校スケート競技・アイスホッケー競技選手権大会）

(1) スケート・アイスホッケー競技

ア [会期] 令和3年1月21日（木）～24日（日）

イ [会場] 長野県長野市・岡谷市・軽井沢町

ウ [参加数] 50名（選手34名、本部役員7名、監督・コーチ10名）※本部役員1名は監督兼任

エ [結果] 1競技1種目 入賞数 1（昨年度1競技2種目 入賞数2）※入賞（8位以内）

	順位	競技	種目	個人・団体名
1	1位	スピード	女子500m	吉田 雪乃（盛岡工業高校 3年）

(2) スキー競技

ア [会期] 令和3年2月6日（土）～10日（水）

イ [会場] 長野県飯山市

ウ [参加数] 39名（選手25名、本部役員4名、監督・コーチ・マネージャー11名）※本部役員1名は監督兼任

エ [結果] 1競技3種目 入賞数 5（昨年度3競技7種目 入賞数7）※入賞（10位以内）

	順位	競技	種目	個人・団体名
	8位	学校対抗	男子	盛岡南高校
1	4位	クロスカンントリー	男子10kmクラシカル	大堰 徳（盛岡南高校 3年）
2	6位	クロスカンントリー	男子10kmフリー	大堰 徳（盛岡南高校 3年）
3	7位	クロスカンントリー	男子10kmクラシカル	久保 飛雅（盛岡南高校 3年）
4	8位	クロスカンントリー	男子リレー（10km×4）	盛岡南高校 高橋 心太郎（1年） 大堰 徳（3年） 久保 飛雅（3年） 沼野 滉平（1年）
5	10位	クロスカンントリー	男子10kmフリー	久保 飛雅（盛岡南高校 3年）

2 第76回国民体育大会スケート・アイスホッケー競技会（夢！きらリンク愛知国体・ぎふクリスタル国体）

(1) 大会概要

	スケート競技会	アイスホッケー競技会
会期	令和3年2月27日（水）～31日（日）	
会場	愛知県名古屋市、岐阜県恵那市	愛知県豊橋市・長久手市
選手団	29名（選手23名、監督・コーチ6名）	17名（選手16名、監督1名） ※成年男子は棄権

(2) 都道府県別総合成績（冬季大会終了時点）※令和3年1月31日現在

天皇杯（男女総合成績）	皇后杯（女子総合成績）
<u>12位</u> <u>77点</u> （昨年15位61点）	<u>9位</u> <u>47点</u> （昨年12位42点）

【天皇杯】

[1位]北海道（293点） [2位]長野（205点） [3位]愛知（144点） [4位]埼玉（135点）
[5位]兵庫（128点） [6位]神奈川（123.5点） [7位]大阪（120点） [8位]福岡（107点）
[9位]東京（99点） [10位]山形（94点） … [12位]岩手（77点）

【皇后杯】

[1位]長野（104点） [2位]北海道（100点） [3位]神奈川（65点） [4位]愛知（62点）
[5位]福岡（53点） [6位]兵庫（50点） [7位]山梨（49点） [8位]三重（48点）
[9位]岩手（47点） [9位]山形（47点）

(3) 競技別得点推移 (参加得点は含まない)

	76回 (R3)	75回 (R2)	74回 (H31)	73回 (H30)	72回 (H29)
スケート	57点	41点	33点	67点	92点
アイスホッケー	0点	0点	0点	0点	0点
スキー	中止	52点	52点	42点	53点

(4) 入賞者一覧

■ スケート競技 (入賞数 17) ※ 昨年 11

	順位	競技	種目	個人・団体名
1	1位	スケート	少年女子 スピード 500m	吉田 雪乃 (盛岡工業高校)
2	1位	スケート	成年女子 スピード 1000m	松澤 優花里 (サンエスコンサルタント(株))
3	3位	スケート	成年男子 ショートトラック 1000m	村竹 啓恒 ((公財)岩手県体育協会)
4	4位	スケート	少年女子 スピード 2000m R	沢野心想事成、立花姫星々 (盛岡農業高校) 三浦 彩、吉田雪乃 (盛岡工業高校)
5	4位	スケート	成年女子 スピード 2000m R	星野 帆乃華、鈴木 桃衣 (日本体育大) 熊谷 帆乃香 (大東文化大) 松澤 優花里 (サンエスコンサルタント(株))
6	5位	スケート	少年男子 スピード 2000m R	金子 直樹、佐藤 心太 (盛岡工業高校) 村山 勇希 (盛岡農業高校) 夏目 楓馬 (盛岡市立高校)
7	6位	スケート	成年女子 スピード 500m	松澤 優花里 (サンエスコンサルタント(株))
8	6位	スケート	少年男子 スピード 1500m	夏目 楓馬 (盛岡市立高校)
9	6位	スケート	少年女子 スピード 1000m	吉田 雪乃 (盛岡工業高校)
10	7位	スケート	成年男子 スピード 500m	森永 一帆 ((公財)盛岡市スポーツ協会)
11	7位	スケート	少年男子 スピード 1000m	夏目 楓馬 (盛岡市立高校)
12	7位	スケート	少年男子 スピード 5000m	村山 勇希 (盛岡農業高校)
13	7位	スケート	少年女子 スピード 3000m	立花 姫星々 (盛岡農業高校)
14	8位	スケート	成年女子 スピード 500m	星野 帆乃華 (日本体育大)
15	8位	スケート	少年男子 スピード 10000m	村山 勇希 (盛岡農業高校)
16	8位	スケート	少年女子 スピード 1500m	沢野 心想事成 (盛岡農業高校)
17	8位	スケート	少年女子 スピード 3000m	沢野 心想事成 (盛岡農業高校)

■ スキー競技

新型コロナウイルス感染症の影響により「中止」

(5) 参考

■ 第76回国民体育大会本大会「三重とわか国体」

[会期] 令和3年9月25日(土) から 10月5日(火)

■ 特別国民体育大会冬季大会スキー競技会 (※ 本県開催)

[会期] 令和5年2月頃

議案第37号

岩手県文化財保存活用大綱の策定に関し議決を求めることについて

岩手県文化財保存活用大綱を別添のとおり策定することについて、議決を求める。

令和3年3月17日提出

岩手県教育委員会教育長 佐藤 博

理由

文化財保護法第183条の2の規定に基づき、別添のとおり岩手県文化財保存活用大綱を策定しようとするものである。これが、この議案を提出する理由である。

「岩手県文化財保存活用大綱」の策定について

1 計画策定の趣旨・これまでの検討状況

- (1) 改正文化財保護法（平成30年6月8日公布、平成31年4月1日施行）において、都道府県は「文化財保存活用大綱」、市町村は「文化財保存活用地域計画」の策定ができることとされました。
- (2) 当該大綱の策定は、文化財の保存及び活用に関する県と関係市町村との一層の連携や総合的な取組の推進が図られるとともに、市町村の「文化財保存活用地域計画」策定に対する情報提供や助言等の支援効果が期待できます。
- (3) 策定に当たり、昨年度から検討会議の設置、市町村及び専門家等への意見照会などを行いながら作業を進め、11月に素案を策定したところです。
- (4) 素案について、12月に県議会常任委員会での報告、総合教育会議での協議、パブリック・コメントを行い、いただいた意見を踏まえ最終案として取りまとめました。

（文化財保存活用大綱）【文化財保護法（抜粋）】

第183条の2 都道府県の教育委員会は、当該都道府県の区域における文化財の保存及び活用に関する総合的な施策の大綱（次項及び次条において「文化財保存活用大綱」という。）を定めることができる。

2 都道府県の教育委員会は、文化財保存活用大綱を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めるとともに、文化庁長官及び関係市町村に送付しなければならない。

2 パブリック・コメント等の状況

(1) 実施期間

令和2年12月23日（火）から令和3年1月23日（土）受付分まで

(2) 実施方法及び周知実績

県ホームページへの掲載、報道機関への発表、各市町村・文化財関係団体・関係機関等への通知

(3) 寄せられた意見等について

意見提出人数7人、意見件数68件

【意見の反映状況】

区分	内容	件数
A（全部反映）	意見の内容の全部を反映し、計画等の案を修正したもの	3
B（一部反映）	意見の内容の一部を反映し、計画等の案を修正したもの	1
C（趣旨同一）	意見と計画等の案の趣旨が同一であると考えられるもの	13
D（参考）	計画等の案を修正しないが、施策等の実施段階で参考とするもの	35
E（対応困難）	A・B・Dの対応のいずれも困難であると考えられるもの	10
F（その他）	その他のもの（計画等の案の内容に関する質問等）	6

「岩手県文化財保存活用大綱（素案）」に対するパブリック・コメントにおける主な意見等の最終案への反映状況について

	おもな意見	検討結果（県の考え方）	反映状況
1	文化財保護の担い手の確保・保護体制の整備について、文化財担当専門職員は、考古・美術・歴史・民俗・自然などの各分野における人員のバランスをはかる必要があります。従いまして、中長期的な採用計画のもと、各専門分野のバランスを図りながら、文化財専門職員の増員・配置を確実に進めていく必要があると思います。	文化財保護行政の専門職員は、その取扱い分野が多岐に渡ることから、円滑な業務遂行のためにも各専門分野のバランスも考慮することが必要と考え、「文化財保護の担い手の確保・保護体制の整備」に追加記載しました。	A (全部反映)
2	東日本大震災時の教訓から、文化財レスキューにあたった職員等に聞き取り調査をしておく必要があると思います。	ご意見を踏まえ、「災害時対応の具体的方策」に追加記載しました。	A (全部反映)
3	無形民俗文化財の後継者の養成について、豊富な自由時間を所有する高齢者の芸術文化活動への誘導を積極的に行い、芸術文化活動の担い手として高齢者を参画させる施策こそが高齢化時代に必要と考えます。特に無形民俗文化財の保存保護と伝承のためには必須だと思います。	地域総がかりで文化財の保存・活用を進めるために、高齢者を含む幅広い年齢層が活躍できる機会を増やすことは必要であると考えられることから、「無形民俗文化財の取組」に一部追加記載しました。	B (一部反映)
4	文化財に係る調査研究等のノウハウの最低レベルが維持されるような研修を、県教委が毎年開催すべきです。文化財に係る採寸、クリーニング、写真撮影、梱包、状態把握などについてしっかりと研修してもらいたいと思います。	県教育委員会ではこれまでも市町村等の職員を対象として、文化財担当経験の浅い職員向けの「基礎講習会」、埋蔵文化財に関する専門的内容について研修する「技術講習会」、県立博物館で行われる「文化財等取扱い講習会」などを実施しており、今後も必要に応じて文化財の様々な知識技術を確実にするための機会を設けることとしています。	C (趣旨同一)
5	後継者不足、保管場所などの問題により、個人所有の歴史的価値のある諸資料が失われつつあるため常々残念な思いを抱いています。貴重な価値を持つ諸資料を保存し活用していくため、まずは、県の教育委員会の方針や後押しによって町の教育委員会が地域の有識者などと協力して民家に眠る文化財を調査して、その目録を一元管理し公開し、更にこれらの古文書を読み下し、冊子にまとめ図書館に置いて貸出し、それを基に学芸員や研究者で歴史的価値や意味付けを行い、教育委員会が解説版を発行したり、絵画教室の会員などにより挿絵を描いたり絵本にする。といった体系的な取組が必要になってくるのではないかと思います。	本大綱では、古文書などの有形文化財について、個人所有の文化財の保管状況の把握及び調査の必要性について課題認識しており、現状調査及び専門家による指導助言等の機会を設定できるような措置を行うこととしています。加えて、調査で明らかになった価値や成果については、地域や専門家等と連携しつつその情報の共有につとめることとして記載しています。具体的実施内容については、施策の実施段階において検討されるものと考えています。	D (参考)

岩手県文化財保存活用大綱（最終案）（概要版）

【第1章】大綱の目的と岩手県の文化財の概要

【大綱策定の目的】

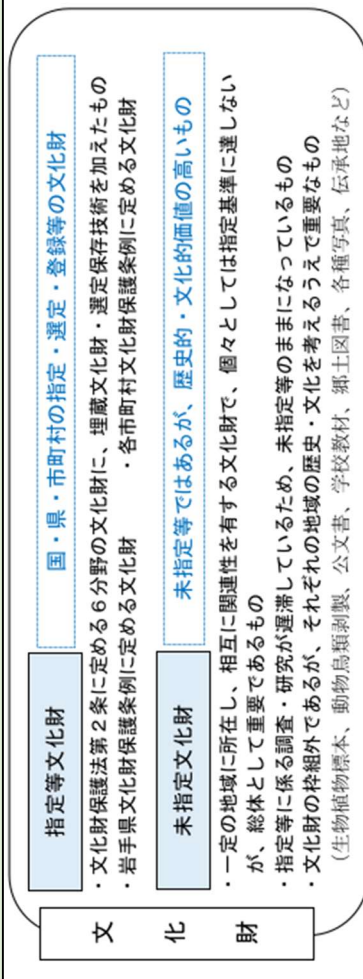
- 【背景】
- ・ 過疎化・少子高齢化等の社会環境の変化の中、文化財の保存・継承が困難になるおそれがあること。
 - ・ 文化財を地域づくりに活かし、後継者を確保し、地域社会全体で文化財の保存・活用に取り組む体制の整備が必要になったこと。

【目的】

- ・ 本県文化財の成立とその特性を明らかにし、保存・活用の基本的な方向性を明確化すること。
- ・ 文化財に関する資料データベース等を網羅的に提示し、県・市町村等が各種の取組を進めていく上での

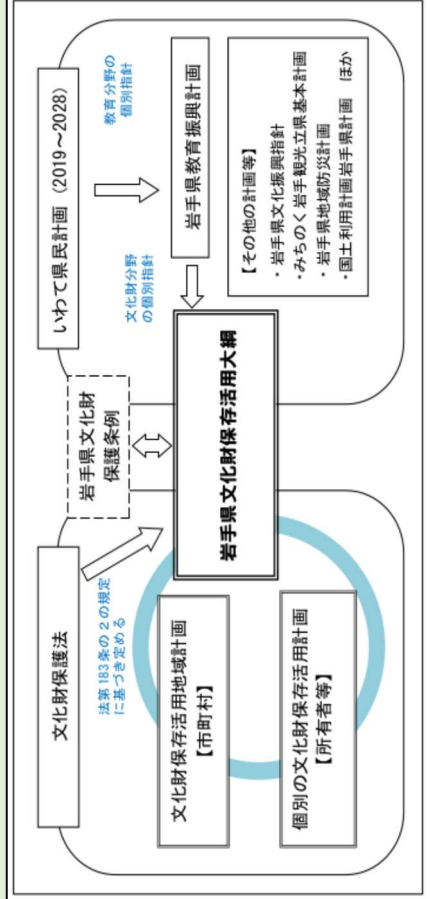
【大綱が対象とする文化財】

文化財の指定等がなされた「指定等文化財」に、「未指定文化財」を加えた総体としての「文化財」



【大綱の位置付け】

文化財保護法第183条の2に規定する本県の「文化財の保存及び活用に関する総合的な施策の大綱」



【岩手県の文化財の概要】

【岩手県の概要と文化財の概要】

自然環境と地形・地質、4つの地域、文化財から見た本県の歴史、岩手県の文化財の指定状況、岩手県の文化財調査、岩手県の文化財の特質

【第2章】岩手県の文化財の保存・活用の基本方針

【目指すべき姿】

多様な文化財を守り育て、地域の誇りとして、次世代へ継承する「いわて」

【基本方針と方策】

- 基本方針3本柱
1. 保存・継承
 2. 調査・研究
 3. 活用・地域づくり
- 基本方針1 文化財の確実な保存と次世代への継承 (保存・継承)
- 基本方針2 文化財の調査・研究と価値の共有 (調査・研究)
- 基本方針3 文化財の持続的な保護と新たな地域づくり (活用・地域づくり)

基本方針1に基づく方策

【文化財の現状把握の徹底】

文化財の現状確認を着実に、県・市町村・所有者等の関係者での情報共有を徹底する。

【文化財の指定推進や保存修理事業の実施】

文化財の指定推進を図るとともに、必要に応じて文化財の保存修理事業等を実施する。

【文化財保護のための諸計画等の整備】

県における文化財に関する条例等について社会情勢等を踏まえた見直しを検討する。また、「文化財保存活用地域計画」など、文化財保護のための諸計画の策定を推進する。

【文化財保管施設等の確保】

既存施設の見直しや拡充を検討し、収容スペースや適切な保管環境などの確保に努める。

【文化財の記録保存の推進】

周辺環境等により変容する可能性が高いものについては、積極的に記録保存を進める。

基本方針2に基づく方策

【未指定を含めた皆皆調査の実施】

未指定のいわゆる「埋もれた文化財」の発掘や、広域テーマに関する文化財とその関連要素などの全体把握を進める。

【学術的な調査・研究の推進】

未だ詳細な調査がなされていない文化財について、学術的調査や専門家等の研究を推進する。

【これまでの調査・研究成果の整理・再評価】

調査・研究成果の整理や他分野との共同など、多様な視点での調査・研究を推進する。

【調査・研究成果の共有】

調査報告書や写真等のデジタル化を進め、広く一般に公開するためのデータベースを構築す

基本方針3に基づく方策

【文化財の価値や魅力の発信】

博物館等での展示やガイダンス施設の整備、体験学習やシンポジウム等の開催など、多くの人
にその価値が伝わるような取組を実施するとともに、AR・VRなどの先端技術による公開を検討
するなど、より気軽に、文化財に触れる機会を創出する。

【地域資源としての位置づけ】

まちづくり部局や観光部局など関係団体と連携した広報やコラボイベント、あるいは出張展示
等を積極的に実施し、文化財を通して参加者が地域の歴史や文化に理解を深める契機につなげ
る。

【多様な主体の参画と持続性の確保】

地域住民や民間団体など、多様な主体が参画できるように、具体的な活用事例や利用できるコ

【第3章】文化財の保存・活用を図るために講ずる措置

【県が主体となって実施する取組】

- ・保存・継承の取組
文化財パトロール事業の実施、文化財の指定調査の推進、文化財保護条例の見直し、文化財保
存記録調査の推進、世界遺産登録の取組推進、文化財保護ガイドブック等作成
- ・調査・研究の取組
悉皆調査の実施と新たな文化財の掘り起こし、平泉文化研究等の研究事業の推進、調査成果の
電子データ化とデジタルアーカイブ化の推進
- ・活用・地域づくりの取組
「いわての文化情報大辞典」ホームページやSNS、動画サイトを利用した活用事例の発信、文
化財のイベントなどへの積極的利用検討、地域住民向けシンポジウムの開催

【市町村や文化財の所有者が行う保存・活用の取組への支援】

- ・保存・継承の取組
県や有識者による助言・指導、指導、文化財保護の計画策定支援、保存修理事業等経費の補助、各種
研修会等の実施
- ・調査・研究の取組
有識者派遣等による調査支援、データベース化事業への支援
- ・活用・地域づくりの取組
文化財活用事例の調査と情報公開、文化財活用事業にかかるとの経費の補助

【文化財保護の担い手確保と体制整備】

- ・人材の確保と育成
中長期的観点に立った文化財専門職員の確実な配置、専門職員としての知識と技能向上
- ・文化財保護行政体制の整備
他部局や専門家等とも連携した適切な対応、市町村や地域の実情を踏まえた支援体制構築
- ・関係機関等との連携
教育機関、地域、民間団体や専門家等との一層の連携と協力

【第4章】文化財の防災と災害発生時への対応

・文化財等の減災・防災のための連携体制の整備

県・市町村と県内博物館・美術館等の専門職員、県内の大学や民間団体との連携体制の整備を
推進し、国立文化財機構文化財防災センターとの継続的な連携を進める。

・民間の文化財関係ネットワークとの連携

岩手歴史民俗ネットワークを始め、大学等のネットワークや民間団体との連携を進める。

・文化財調査の成果のデータベース化

市町村毎の悉皆調査の成果をデータベース化し、保管・展示状況等の情報共有を図る。

・被災時の応急処置等のマニュアル作成

文化財の種類に応じた被災文化財の応急処置等のマニュアルを作成する。

・歴史的建造物の減災対策の推進

耐震・防火対策や修理等の要否判定を行い、被災時の行動マニュアルの作成に努める。

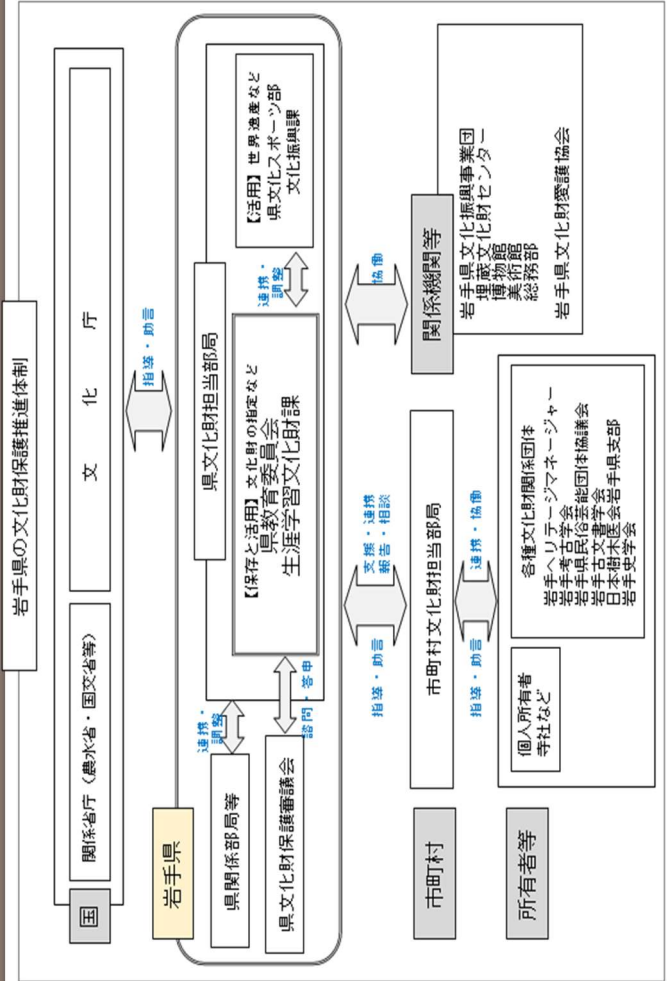
・文化財の事前記録化と仮保管場所の確保

文化財情報のデジタルアーカイブ化を進め、有形文化財の写真撮影や無形文化財のビデオ撮
影、歴史的建造物の図面作成を進める。被災文化財の仮保管について事前の調整を進める。

・災害発生に備えたガイドラインの作成

災害発生時の諸活動のガイドラインを作成し共通認識を図り、災害時の連携の手掛かりとす
る。

【第5章】文化財の保存・活用の推進体制





岩手県文化財保存活用大綱

(最終案)



令和3年3月
岩手県教育委員会

【表紙写真】

- 左上 重要無形民俗文化財 早池峰神楽（岳神楽）（花巻市教育委員会提供）
- 左中 重要文化財 岩手銀行（旧盛岡銀行）旧本店本館
- 左下 重要文化的景観 一関本寺の農村景観（一関市教育委員会提供）
- 上中 選定保存技術 日本産漆生産・精製（日本うるし掻き技術保存会提供）
- 右上 重要文化財 木造毘沙門天立像
- 右中 名勝 浄土ヶ浜（宮古市提供）
- 右下 史跡 橋野高炉跡（釜石市教育委員会提供）

はじめに

文化財は、我が国の様々な時代背景の中で、人々の生活や風土との関わりにおいて生み出され、現在まで守り伝えられてきた貴重な国民の財産です。今もなお、多くの有形・無形の文化財に触れることができるのは、先人の不断の努力による恩恵であり、文化財を確実に次世代へ継承していくことは、県民共有の責務ともいえます。

本県は、本州一の広大な面積を有し、変化に富んだ地勢と多様な自然環境に恵まれてきました。先進的な漁労文化を示す貝塚や自然と共生した縄文人の暮らし、長い伝統をもつ馬や漆、鉄の生産、この地に理想郷を創ろうとした平泉文化、地域ごとの個性的で多様な民俗芸能などは、本県の特徴を表す文化遺産とすることができます。そのなかで、「平泉の文化遺産」と「明治日本の産業革命遺産（橋野鉄鉱山）」という2つの世界文化遺産と、ユネスコ無形文化遺産である「早池峰神楽」、「来訪神：仮面・仮装の神々（吉浜のスネカ）」、「伝統建築工匠の技：木造建造物を受け継ぐための伝統技術（日本産漆生産・精製）」などは、国際的にも高い文化的価値が評価されています。

平成23年3月11日に発災した東日本大震災津波では、沿岸部を中心に未指定を含めた多くの文化財が被災しました。被災文化財等の救援活動や修復・再生の取組の中で、地域の文化財こそが地域再生のためのかげがえのない財産であるということが改めて認識され、再評価されました。貴重な文化財を県民共有の財産として文化財の保存と活用に取り組むことは、文化財のより一層の理解を深めるだけでなく、地域の精神的な拠り所や一体感の醸成、地域コミュニティの活性化につながるものと期待されます。

さて、平成30年6月に文化財保護法の大幅な改正が行われ、平成31年4月に施行されました。改正文化財保護法においては、過疎化・少子高齢化に対応する将来に向けた文化財の保存と活用の基本的な考え方と方向性を示し、都道府県は「文化財保存活用大綱」を、市町村は「文化財保存活用地域計画」をそれぞれ策定できるとしています。本県としても、文化財保護法改正の趣旨を踏まえ、文化財保護に関する諸課題を解決する方策を検討し、県内文化財の保存・活用の基本的な方針を示すことを目的に、「岩手県文化財保存活用大綱」を策定することとしました。

この大綱は、本県の文化財の成り立ちと特徴について、地域的観点を踏まえて具体的に記述するとともに、東日本大震災津波の経験に基づく文化財の危機管理等についても整理したものです。また、本県文化財に係る各種基礎的なデータについても掲載しており、文化財の保存・活用に取り組む全ての方々の様々な活動の一助となることを期待しています。

当教育委員会としては、それぞれの地域の歴史や文化、自然などの文化財の次世代への確実な継承に努めるとともに、郷土への愛着や誇りを醸成し、県民が共に協力して、魅力的かつ活力のある本県の地域文化を創ることを目指してまいります。

令和3年3月

岩手県教育委員会教育長 佐藤 博

策定に至る経過

- 1 本書は、令和3年3月17日に岩手県教育委員会の議決を経て策定した岩手県文化財保存活用大綱について、その普及のために印刷したものである。
- 2 本書の編集は、本大綱策定の事務局である岩手県教育委員会事務局生涯学習文化財課が行った。
- 3 本大綱の策定に当たっては、文化財の専門家を主体として構成する岩手県文化財保存活用大綱策定検討委員会を設置し、委員会での議論を踏まえつつ、文化財関係部局及び機関、市町村等への意見照会なども行いながら策定を進めた。大綱の策定経過は以下のとおりである。

(1) 岩手県文化財保存活用大綱策定検討委員会名簿

(令和3年2月現在)

No.	氏名	現職	専門分野
1	兼平 賢治	東海大学准教授	有形文化財（古文書・歴史資料）
2	窪寺 茂	建築装飾技術史研究所所長	有形文化財（建造物）
3	熊谷 常正	盛岡大学教授	記念物（史跡）埋蔵文化財
4	小岩 弘明	一関市博物館主任学芸員	有形文化財（工芸品）
5	高田 和徳	一戸町御所野縄文博物館館長	記念物（史跡）埋蔵文化財
6	高橋あけみ	仙台市博物館副館長	有形文化財（工芸品）
7	小岩 直人	弘前大学教授	天然記念物（地質鉱物）
8	高橋 正	秋田県立博物館館長	有形文化財（彫刻・工芸品）
9	平塚 明	岩手県立大学名誉教授	天然記念物（植物）
10	中嶋奈津子	佛教大学非常勤講師	無形民俗文化財
11	山本 玲子	元財団法人石川啄木記念館学芸員	有形民俗文化財
12	土井 宣夫	岩手大学地域防災研究センター客員教授	天然記念物（地質鉱物）
13	政次 浩	東北歴史博物館上席主任研究員兼学芸班長	有形文化財（彫刻）
14	岩渕 計	生涯学習文化財課 文化財課長	

(2) 事務局

岩手県教育委員会事務局 生涯学習文化財課

(3) 委員会の開催経過

- 第1回 令和元年5月22日 岩手県文化財保存活用大綱の構成案について
- 第2回 令和2年8月5日 岩手県文化財保存活用大綱（素案）について
- 第3回 令和2年11月26日 岩手県文化財保存活用大綱（素案）について
- 第4回 令和3年2月5日 岩手県文化財保存活用大綱（最終案）について

目 次

はじめに	1
第1章 大綱策定の目的と岩手県の文化財の概要	6
1 大綱策定の目的	
(1) 社会環境の変化と文化財の保存・継承の危機	
(2) 大綱の策定	
(3) 本大綱の対象	
2 大綱の位置づけ	
(1) 「いわて県民計画（2019～2028）」との関係	
(2) 「岩手県教育振興計画」との関係	
(3) その他の条例・計画等との関係	
(4) 世界文化遺産・ユネスコ無形文化遺産・日本遺産との関係	
3 岩手県の概要	
(1) 自然環境と地形・地質	
(2) 4つの地域	
(3) 文化財から見た本県の歴史	
4 岩手県の文化財の概要	
(1) 文化財保護法が規定する文化財体系	
(2) 岩手県文化財保護条例が規定する文化財体系	
(3) 岩手県の文化財の指定状況	
(4) 岩手県の文化財調査	
(5) 岩手県の文化財の特質	
第2章 文化財の保存・活用の基本方針	43
1 岩手県の文化財の現状と課題	
(1) 保存・継承	
(2) 調査・研究	
(3) 活用・地域づくり	
2 目指すべき将来像	
3 基本方針	
4 基本方針に基づく方策	
(1) 基本方針1に係る方策	
(2) 基本方針2に係る方策	
(3) 基本方針3に係る方策	
第3章 文化財の保存・活用を図るために講ずる措置	57
1 国・県・市町村・所有者等の役割	
(1) 国の役割	
(2) 県の役割	
(3) 市町村の役割	
(4) 所有者（管理団体を含む）の役割	
2 県が主体となって実施する取組	
(1) 保存・継承	
(2) 調査・研究	
(3) 活用・地域づくり	
(4) 文化財の類型別の具体的な取組	
3 市町村や所有者が行う取組への支援	

- (1) 保存・継承
- (2) 調査・研究
- (3) 活用・地域づくり
- 4 文化財保護の担い手の確保・保護体制の整備
 - (1) 人材の確保と育成について
 - (2) 文化財保護行政体制の整備について
- 5 関係機関等との連携
 - (1) 教育機関との連携・協力
 - (2) 地域との連携
 - (3) 民間団体や専門家等との連携
 - (4) 県内外の広域連携

第4章 文化財の防災と災害発生時への対応69

- 1 東日本大震災津波への対応（成果と課題）
- 2 文化財の防災に向けた具体的な方策
 - (1) 文化財等の減災・防災のための連携体制の整備
 - (2) 民間の文化財関係ネットワークとの連携
 - (3) 文化財調査の成果のデータベース化
 - (4) 被災時の応急処置等のマニュアル作成
 - (5) 歴史的建造物の減災対策の推進
 - (6) 文化財の事前記録化と仮保管場所の確保
 - (7) 岩手県地域防災計画との整合性
 - (8) 災害発生に備えたガイドラインの作成
 - (9) 火山噴火災害への対応
- 3 被災文化財等の救援活動（文化財レスキュー）
 - (1) 文化財レスキューの対象
 - (2) 連携体制と救出後の対応
 - (3) 救出活動に係る連携体制
 - (4) 公開・活用を視野に入れた安定化处理・修復
 - (5) 公文書の取扱い
 - (6) 文化財が被災した際の指定解除等について
 - (7) その他
- 4 文化財が被災した際の連絡体制
- 5 大規模災害時の活動ガイドライン
 - (1) 第1フェーズ（災害が発生した場合の情報収集活動）
 - (2) 第2フェーズ（被災文化財の救援活動）
- 6 その他（新型コロナウイルス感染症に伴う対応）
 - (1) 現状
 - (2) 新型コロナウイルス感染症への対応に係る課題
 - (3) 新型コロナウイルス感染症に係る具体的な方策
 - (4) その他

第5章 文化財の保存・活用の具体的な推進体制81

- 1 岩手県文化財保護審議会
- 2 本県文化財保護行政主管課
 - (1) 岩手県教育委員会事務局 生涯学習文化財課
 - (2) 岩手県文化スポーツ部 文化振興課

- 3 本県文化財関係部局
 - (1) 岩手県環境生活部 自然保護課
 - (2) 岩手県商工労働観光部 産業経済交流課
 - (3) 岩手県商工労働観光部 観光・プロモーション室
 - (4) 岩手県農林水産部 農業振興課
 - (5) 岩手県県土整備部 都市計画課
- 4 市町村文化財保護行政主管部局
 - (1) 市町村文化財保護行政主管部局
 - (2) 市町村の博物館・埋蔵文化財センター等
- 5 文化財保護指導員
- 6 文化財関係機関・団体
 - (1) 岩手県立図書館
 - (2) 公益財団法人 岩手県文化振興事業団
 - (3) 一般社団法人 岩手県文化財愛護協会
 - (4) 一般社団法人 岩手県芸術文化協会

〈添付資料〉

- 1 岩手県文化財保護条例
- 2 岩手県内の国及び県指定等の文化財一覧
- 3 県内市町村指定の文化財一覧
- 4 岩手県内の文化財に関わる主な民間団体
- 5 岩手県文化財調査報告書一覧
- 6 主な国庫補助金一覧
- 7 補助事業の流れ・各種計画策定の流れ

第1章 大綱策定の目的と岩手県の文化財の概要

1 大綱策定の目的

(1) 社会環境の変化と文化財の保存・継承の危機

本県の人口は、平成9年以降減少を続け、令和2年6月段階で約121万5千人となり、ピークであった昭和60年の約145万人と比べ、約22万人、約16%の減となっている。この減少傾向は今後も続くと考えられており、国立社会保障・人口問題研究所は、平成27年の国勢調査を基に令和22年の岩手県の人口を957,788人と推計している^{※1}。推計どおりならば、あと20年ほどでピーク時の66%まで人口が落ち込むことになる。沿岸部や山間地域から都市部への人口流出による過疎化と、出生率の低迷、若年層の人口割合低下による少子高齢化が本県でも確実に進行している。

文化財は、多くの場合、それぞれの地域を母体として、育まれ、守り伝えられてきた地域の遺産である。文化財は地域の伝統を守り、地域の融和を図り、後世に引き継ごうとしてきた先人の努力の成果であり、それぞれの地域の歴史と風土の中で、文化財が磨き上げられ、地域性をシンボライズする存在になってきたといえる。

地域を母体とする文化財は、受け継ぐべき者や受け皿（地域コミュニティ）が失われると、文化財の維持や保存、次世代への継承が困難になると考えられている。本県は広い県土と多様な自然環境のなかで経済圏が分散し、「僻地」と呼ばれながらも山間や沿岸部で多くの集落が存続してきた。しかし、各地域の人口減少と高齢化により、地域の文化財の基盤である地域社会そのものの維持が困難になってきている。各地域で文化財の後継者が不足し、文化財の維持・管理も困難になることが予想される。地域社会の危機は、地域の文化財の保存・継承の危機でもあり、後世への確実な継承のための具体的な施策が必要となっている。

(2) 大綱の策定

社会環境の急速な変化への対応として、地域における文化財の計画的な保存・活用の促進や、地方文化財保護行政の推進力の強化を図ることを主たる目的として、平成30年6月、文化財保護法（昭和25年法律第214号）の一部が改正され、平成31年4月に施行された。これにより、都道府県は区域における文化財の保存及び活用に関する総合的な施策の大綱を定めることができるとされ、市町村は当該市町村の区域における文化財の保存及び活用に関する総合的な計画、文化財保存活用地域計画の作成が可能となった。

以上を踏まえ、本大綱は、社会環境の急速な変化に対応しながら、本県における文化財の保存・活用の基本的な方向性を明確化し、県・市町村等が各種の取組を進めていく上での共通の基盤を提示するものである。

したがって、各市町村は本大綱の趣旨を踏まえた上で、それぞれの課題解決のための地域計画を作成することが望ましい。また所有者等は、県及び市町村の支援のもと、これらを踏まえたそれぞれの保存活用計画を作成することにより、文化財の保存と活用に関して、より円滑な運用を行うことがで

^{※1} 岩手県ふるさと振興部 2019年「岩手県毎月人口推計/市郡（町村）別人口・人口ピラミッド」、同 2020年「岩手県毎月人口推計/毎月人口推計の概要（人口と世帯数の推移・市町村別人口）令和2年6月」、国立社会保障・人口問題研究所 2018年「日本の地域別将来推計人口（平成30（2018）年推計）」による

きるようになる。

(3) 本大綱の対象

平成30年6月の文化財保護法の改正の方向性を示した、文化審議会第一次答申「文化財の確実な継承に向けたこれからの時代にふさわしい保存と活用の在り方について」では、これまで価値付けが明確でなかった未指定を含めた文化財をまちづくりに活かしつつ、地域社会総がかりで、その継承に取り組んでいくことが重要であり、域内の文化財の総合的な把握(未指定文化財を含む)を行い、地域の文化財の総合的な保存・活用を図る必要があるとしている。

上記の未指定文化財を含めた文化財の総合的な保存と活用により、文化財の確実な継承を図るという方針に基づき、本大綱においても未指定を含む文化財全体を対象として、文化財の総合的な保存と活用の方針や方策等を示すこととする。

文化財保護法第3条に、「文化財はわが国の歴史、文化等の正しい理解のため欠くことのできないものであり、且つ、将来の文化の向上発展の基礎をなすものである」とあり、第4条第2項では、「文化財が貴重な国民的財産である」と規定されている。そのうち重要なものを、文化財保護法や各自治体の条例等に基づいて、指定等の法的な保護措置を行っている。

本大綱の対象とする文化財は、これらの「指定等文化財」に「未指定文化財」を加えた総体としての「文化財」と定義する。

「指定等文化財」とは、法律・条例等で定められた文化財であり、具体的には次の文化財である。

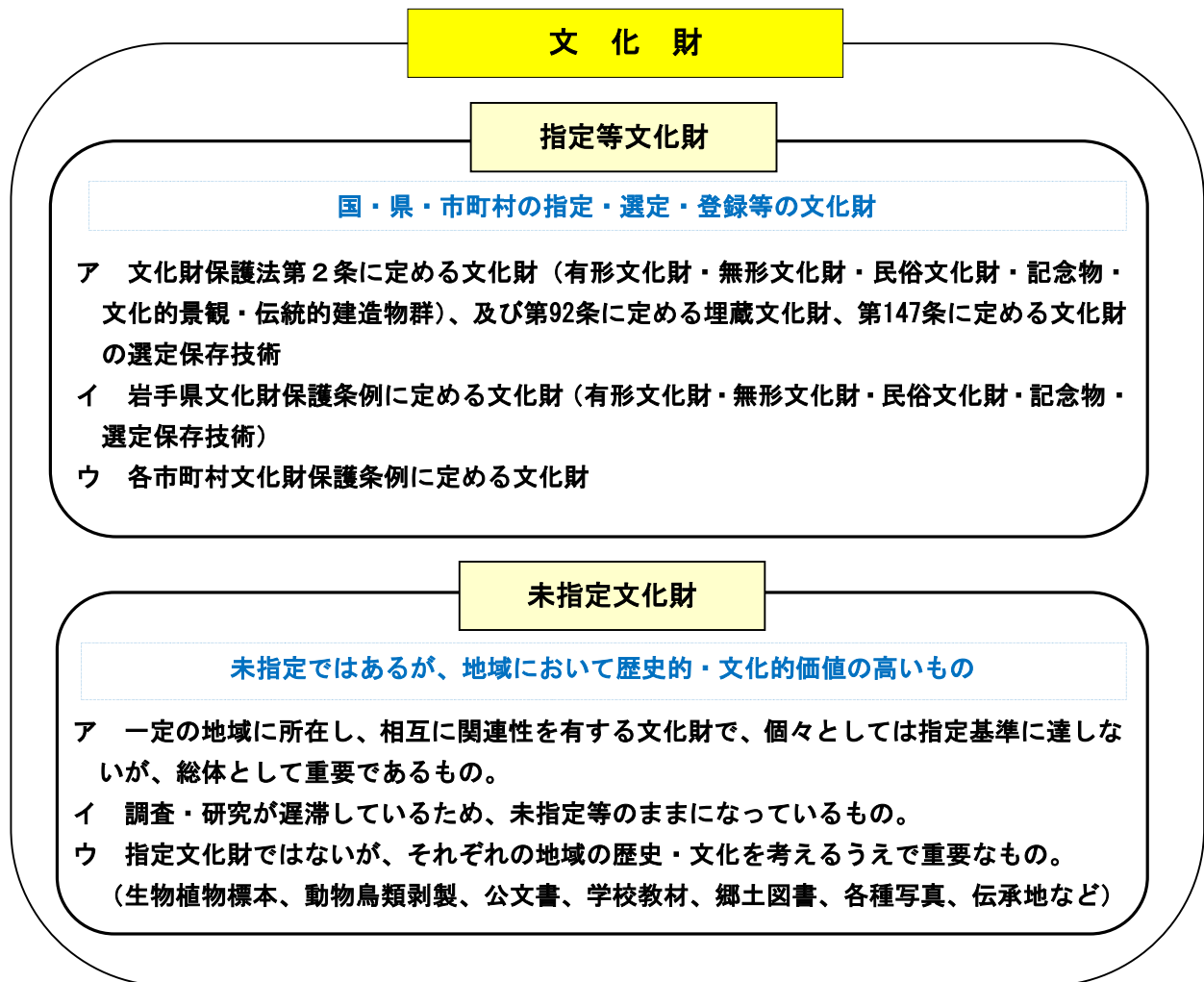
- ア 文化財保護法第2条に定めのある文化財（有形文化財・無形文化財・民俗文化財・記念物・文化的景観・伝統的建造物群）及び第92条に定める埋蔵文化財、第147条に定める文化財の選定保存技術
- イ 岩手県文化財保護条例に定める文化財（有形文化財・無形文化財・民俗文化財・記念物・選定保存技術）
- ウ 各市町村文化財保護条例に定める文化財

「未指定文化財」とは、指定を受けていないが文化的価値を有するものであり、内容の確認や調査が行われず価値が分からないものを含む。地域計画策定に向けて、市町村等が行う域内の悉皆調査により、新たに発見され把握される可能性のある文化財でもある。未指定文化財は、具体的には次のようなものが考えられる。

- ア 一定の地域に所在し、相互に関連性を有する文化財で、個々としては指定基準に達しないが、総体として重要であるもの。
- イ 指定等に係る調査・研究が遅滞しているため、未指定等そのままになっているもの。
- ウ 指定文化財の枠組外であるが、それぞれの地域の歴史・文化を考えるうえで重要なもの。

指定文化財の枠組み外の文化財は、生物植物標本、動物鳥類剥製、公文書（自治体により管理等について規定する行政文書、その他歴史的に重要な書類として特別に管理するものを含む）、学校教材、郷土図書、各種写真、伝承地など、それぞれの地域で、歴史的・自然的・文化的に価値を有するものである。

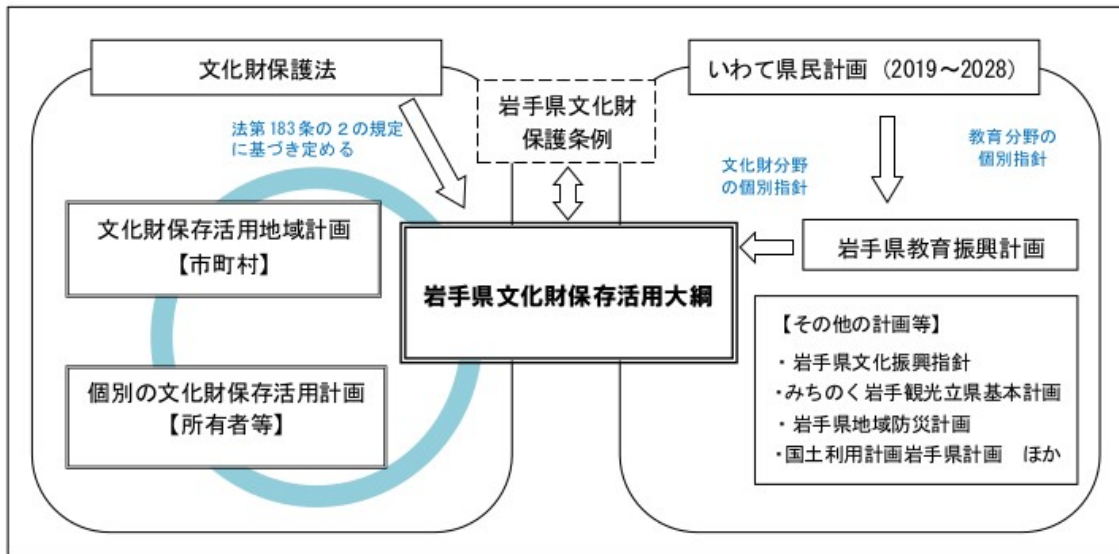
なお、「未指定文化財」は、そのままでは埋もれたものになるので、その存在が明らかになった段階で、地域ごとに把握しておく必要がある。



2 大綱の位置づけ

本大綱は、文化財保護法第183条の2の規定に基づき、本県における文化財の保存・活用の基本的な方向性を明確化し、各種の取組を進めていく上での共通の基盤として、今後の取組に関する基本的な方針を示したものである。本県の総合計画である「いわて県民計画（2019～2028）」及び本県の教育行政における指針である「岩手県教育振興計画」においては、本大綱はその文化財分野に係る個別指針として位置づけられる。また、本県における文化財の保存と活用は、人口、教育、文化芸術、観光、自然保護、防災等とも関連が深いことから、これらに関する本県の各種計画等とも整合を図っている。

なお、本大綱は、「いわて県民計画（2019～2028）」における10年の改訂に沿って、策定後10年を目途に改訂することとする。また、社会状況の変化や文化財を取り巻く環境等の変化に応じて、その都度見直しを行うものとする。



(1) 「いわて県民計画 (2019~2028)」との関係

「いわて県民計画 (2019~2028)」における文化財に関する取組は、主に政策分野Ⅶの「歴史・文化」に関する施策として位置づけられ、本大綱の策定は、県が取り組む具体的な推進方策として記載している (平成 31 年 3 月策定)。

Ⅶ 歴史・文化

41 豊かな歴史や民俗芸能などの伝統文化が受け継がれる環境をつくり、交流を広げます

<基本方向>

県民の郷土愛を醸成するため、本県出身の偉人や様々な文化財などを活用し、歴史への理解促進に向けた取組を推進するとともに、本県が誇る民俗芸能について、触れる機会の創出や情報発信により、伝統文化への理解を深め、次世代へ受け継ぐ取組を推進します。

また、本県の豊かな歴史資源や本県が誇る伝統文化を活かした地域活性化を図るため、様々な文化財や多種多様な民俗芸能などの伝統文化を活用し、人的・経済的な交流を推進します。

さらに、市町村と連携しながら、文化財の適切な保存・継承を行うとともに、地域の活性化のために活用が図られるよう取り組みます。

<県が取り組む具体的な推進方策>

- ① 民俗芸能の公演発表などによる、伝統文化への理解促進と情報発信
- ② 民俗芸能など伝統文化を生かした交流の推進
- ③ 様々な文化財などを活用した歴史への理解促進と情報発信
- ④ 様々な文化財などを活用した交流の推進

・地域ごとに文化財を継承していくため、文化財保護法の改正を踏まえ、文化財の保存と活用に関する大綱を策定するとともに、市町村の文化財保存活用地域計画の策定に向けて情報提供や助言を行います。

※「いわて県民計画 (2019~2028)」第 1 期アクションプランー政策推進プランー (P215)

なお、平成27年に国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」では、持続可能な開発目標（SDGs）として、「持続可能な都市：包括的で安全かつ強靱（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する（ゴール11）」ために、「世界の文化遺産及び自然遺産の保護・保全の努力を強化する（ターゲット11.4）」ことが掲げられている。文化遺産を通じてSDGs達成に貢献するためには、今後どのような視点や方法が文化遺産分野の国際協力に必要なものか、本県の文化財保護の取組においても十分に検討を行う必要がある。なお、「いわて県民計画（2019～2028）」では、本目標前文に、誰一人取り残さないという理念について、「幸福」を次世代に引き継ぎ、持続可能な社会を岩手から広げていく必要があるとしている。「いわて県民計画（2019～2028）」が目指す、県民一人ひとりが幸福実現のための取組を確実に推進していくことが、SDGsの理念に即したものと考えられる。

（２）「岩手県教育振興計画」との関係

本大綱は「岩手県教育振興計画」における「次世代につなげる郷土芸能や文化財の継承」に関する施策として位置づけられ、本大綱に基づいて文化財の適切な保存・継承と活用の推進がなされることを「目指す姿」として記載している（平成31年3月策定）。

12 次世代につなげる郷土芸能や文化財の継承

（２）目指す姿

２ 地域の活性化に向けた文化財の保存・継承と活用を図るため、文化財の保存と活用に関する県の大綱と市町村の文化財保存活用地域計画に基づき、文化財の適切な保存・継承と活用が推進され、新たな文化の創造に向けた取組が行われています。

※「岩手県教育振興計画」第3章 具体的な施策の内容／Ⅱ 社会教育・家庭教育／12 次世代につなげる郷土芸能や文化財の継承（P78）

（３）その他の条例・計画等との関係

ア 岩手県文化芸術振興基本条例及び岩手県文化芸術振興指針

岩手県文化芸術振興基本条例(平成20年岩手県条例第5号)は、文化芸術振興の基本理念を明示し、将来にわたり総合的な施策を推進するための基本的方向を定めるものとして制定している。

また、岩手県文化芸術振興指針は、同条例第5条に基づき文化芸術振興に関する長期的な目標及び施策の方向性を定めたものである（第1期：平成20年12月策定、第2期：平成27年3月策定、第3期：令和2年3月策定）。

本大綱の内容は、これらと密接に関わっており、相互の具体的な方策等が効果的に実施されることで、本県の文化財保護が推進されるものである。

イ みちのく岩手観光立県第3期基本計画（2019～2023年度）

本計画は、観光振興に関する施策を総合的、計画的に推進するための基本的な計画として、「みちのく岩手観光立県基本条例」に基づき定めたものである（平成31年3月策定）。

観光振興に関する施策では、「多様な地域資源の活用による観光資源としての価値の創造」がうたわ

れており、特に本大綱に示す文化財の活用の取組と密接に関わるものである。

ウ 岩手県地域防災計画

「岩手県地域防災計画」は「災害対策基本法」に基づき、岩手県防災会議が作成した計画である（昭和48年4月15日策定、平成31年3月28日最終改訂）。

防災計画には、災害予防計画及び災害応急対策計画が示されており、本大綱では当該計画と連携した文化財の防災対策を推進するための具体策を記述している。

なお、本大綱第4章で文化財の防災対策について詳細に記述している。

エ 国土利用計画岩手県計画（第5次）

平成28年7月改訂の「国土利用計画岩手県計画―第5次―」において、基本方針のひとつに「自然環境や美しい景観を守り活かしていく県土利用」を挙げている。自然環境や地域の個性ある美しい景観の保全は、本大綱においても地域の文化財の保存・活用のために必要な取組であることを位置づけている（平成28年7月策定）。

オ 岩手県環境基本計画

岩手県環境基本計画は、「岩手県環境の保全及び創造に関する基本条例」に基づく本県の環境の保全及び創造に関する基本的な計画である（令和3年3月策定）。同条例では、環境の保全及び創造に関する施策の基本方針の1つとして、自然と調和した歴史的文化的環境の保全を掲げるとともに、計画では、文化財指定されている希少動植物の保護や、歴史的文化的環境の保全と活用など基本方針の実現に向けた施策の方向を定めており、本大綱における文化財の保存と活用の基本的な方向性と密接に係る重要な施策であるため、相互に連携を図り推進する必要がある。

カ 岩手県景観計画

平成16年の「景観法」成立を受けて、県土全体についての目指すべき岩手らしい景観像を提示しながら、美しく風格ある県土の形成、潤いのある豊かな生活環境の創造及び個性的で活力ある地域社会の実現を図ることを目的に策定した計画である（平成23年4月策定）。

文化的景観を始め、歴史的建造物、伝統的建造物群保存地区、保存樹木などの保存・活用に関わる計画であり、世界文化遺産の保全とも関係することから、本計画との整合性には十分配慮する必要がある。

キ 岩手県地球温暖化対策実行計画

岩手県地球温暖化対策実行計画は、気候変動適応法に基づく地域気候変動適応計画として位置づけられており、気候変動の影響が大きい7分野における気候変動の影響予測と適応策を記載している。

文化財の保全については、「県民生活等」分野の「文化・歴史等を感じる暮らし」において、気候変動による影響と適応策を記載しており、本大綱に示す文化財の減災・防災の取組と密接に関わるものである（令和3年3月策定予定）。

(4) 世界文化遺産・ユネスコ無形文化遺産・日本遺産との関係

ア 世界文化遺産

世界遺産は「世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約」に基づいて、文化財、景観、自然など人類が共有すべき「顕著な普遍的価値」を有し、世界遺産一覧表に記載された資産のことで、その特質に応じて文化遺産、自然遺産、複合遺産に分類されている。

本県には、「平泉—仏国土（浄土）を表す建築・庭園及び考古学的遺跡群—」と「明治日本の産業革命遺産 製鉄・製鋼、造船、石炭産業（橋野鉄鉱山）」の2件の世界遺産が所在している。日本国として推薦するためには、推薦資産が文化財保護法による指定（重要文化財、史跡、名勝等）を受けて保護されていることや、その資産がコア・ゾーンの周囲にそれを保護するための緩衝地帯（バッファー・ゾーン）を設けること、景観保全のための条例による利用規制がなされていること、保存管理計画が策定されていることなど、国内において万全の保護措置が図られていることが重要な要件である。

イ ユネスコ無形文化遺産

ユネスコ無形文化遺産は「無形文化遺産の保護に関する条約」に基づいて、「人類の無形文化遺産の代表的な一覧表」（以下「代表一覧表」という。）に掲載された芸能、伝承、社会的慣習、儀式、祭礼、伝統工芸技術などである。

本県のユネスコ無形文化遺産は、「早池峰神楽」、「来訪神：仮面・仮装の神々（吉浜のスネカ）」、「伝統建築工匠の技：木造建造物を受け継ぐための伝統技術（日本産漆生産・精製）」の3件が代表一覧表に記載（登録）されている。条約を実施するため締約国間で承認された無形文化遺産保護条約運用指示書には、申請国は申請書において記載申請案件が次の条件を満たしていることとしている。その中に、申請案件を保護し促進することができる保護措置が図られていることとあり、文化財保護法上における重要無形民俗文化財に指定されていることが条件となっている。

ウ 日本遺産

文化庁では、地域の歴史的魅力や特色を通じて我が国の文化・伝統を語るストーリーを日本遺産（Japan Heritage）として認定し、ストーリーを語る上で不可欠な魅力ある有形・無形の様々な文化財群を総合的に活用する取組を支援している。日本遺産は、既存の文化財の価値付けや保全のための新たな規制を図ることを目的としたものではなく、地域に点在する遺産を「面」として活用し、発信することで、地域活性化を図ることを目的としている。

本県の日本遺産は、「みちのくGOLD浪漫—黄金の国ジパング、産金はじまりの地をたどる—」（令和元年度認定、本県は平泉町・陸前高田市）、「“奥南部”漆物語～安比川流域に受け継がれる伝統技術～」（令和2年度認定、二戸市・八幡平市）の2件である。産金と漆という本県を代表する伝統的な産業・技術をストーリー化したものであり、本県の特徴ある文化財活用の先行事例として注目される。

本県に所在する上記アからウまでの各遺産は、国内外における遺産の保護と活用を、先進的かつ厳密に行っている代表的事例であるといえる。今後、本県の文化財保護を一層推進していくに当たって

は、これらの各遺産を例示的、中核的なものとして取り扱い、地域全体における文化財の更なる保存と活用を考える上で欠くことのできない要素として位置づけていくことが必要である。

3 岩手県の概要

(1) 自然環境と地形・地質

ア 自然環境

岩手県は本州の北東部に位置し、東西約122km、南北約189kmと南北に長い楕円形を呈している。県域の面積は1万5,279km²で、国内では北海道に次ぐ面積であり、国内の面積の4%を占め、四国の総面積にほぼ匹敵する。この広大な県土は、約87%が耕地(1,716km²)と山林原野(11,620km²)などによって占められている。

県域の西には奥羽山脈、東に北上山地が南北に連なり、その間に南に流れる北上川に沿って、北上盆地が南北に広がっている。この地形によって本県の内陸部の気候や植生が区分されており、さらに沿岸部では複雑に交じり合う黒潮(日本海流)と津軽暖流、親潮(千島海流)の影響を受けている。本県は気候的には冷温帯に属し、植生的にはブナ、ミズナラに代表される落葉広葉樹林帯となっている。このため本県は四季の変化に富み、様々な動植物が多様な生活を営んでいる。地域ごとに、基本となる植生の特色は、奥羽山脈は低温多雪の日本海沿岸型の気候に支配され、日本海側と共通する植物が生育している。ブナ原生林が広く残されているほか、多雪気候に伴う高層湿原や雪田草原の発達が見られる。北上低地帯(北上盆地)^{※2}は温暖多雨の気候で、古くから開発が進み、自然のまま残されている植生の少ない地域である。北上山地^{※3}は、低温小雪の気候で、蛇紋岩や石灰岩の特殊土壌に発達した植生に特色があり、中でも早池峰山は固有種や貴重種が多いことで知られている。沿岸地域は、海洋性の温暖な気候で、特に宮古市以南は黒潮の影響を受け、暖温帯性植物の自生北限地が見られる。県内最高峰の岩手山では、9合目から頂上にかけて岩手山高山植物帯が形成され、岩手山東麓には春子谷地湿原植物群落が広がっている。

本県は単に面積が広大なだけでなく植生が変化に富んでいるため、そこに生息する動物も多種多様なものとなっている。ツキノワグマは、県内の森林のほぼ全域に生息し、国内でも大きな個体群を形成している。ニホンカモシカも県内に広く生息していたが、個体数の減少により特別天然記念物として保護対象となり、特定区域設定のためのモニタリング調査が継続されている。清流河川の動物や湿原の昆虫などのように局所的に生息する小型動物など多様で変化に富んでいる。食物連鎖の頂点に立つイヌワシの繁殖地として岩泉町が指定を受けており、寒暖両海流に生息する魚類や岩礁性の生物と、それらを餌に生息している海鳥なども多く生息している。

※2 北上低地帯(北上盆地) 「北上盆地」の表記が一般的だが、県南部では「北上平野」との表記もみられる。第二次大戦前は仙台平野との連続性から北上平野とも呼ばれていたが、1950年代半ばに教科書・地図帳の改訂で北上盆地に統一された。南北に長く東西に狭い北上盆地は、盆状というよりは平野に近いとの意見もある。地質学では低地帯の名称を用いており、奥羽山脈と北上山地に挟まれた地域を「北上低地帯」と呼称していることから、ここでは北上低地帯(北上盆地)と表記する。

※3 北上山地 以前は広く「北上山地」と呼ばれてきたが、教育の場では「北上高地」の呼称を用いることとしており、県民の中では、「山地」と「高地」が併用されている。「高地」の呼称は、山地の中でも、起伏が少なく全体として幅をもって広がっている特徴を示していることによる。一方、本県第2の早池峰山(標高1,917m)なども含まれることから、ここではより広い山地の概念から「北上山地」を用いている。

イ 地形・地質

北上山地は、早池峰山を境に北部と南部に分かれ、その成り立ちには違いがある。北部北上山地は、中生代の深い海に堆積した地層が複雑に重なり合っており、古い火山活動で造られた枕状溶岩や柱状節理などの特徴的な溶岩や、陸から海の堆積物を間近に見ることができる。南部北上山地は、古生代シルル紀から中生代白亜紀までの浅い海の地層が堆積しており、古生代の層で見つかる化石から、南部北上山地はシルル紀からデボン紀には、赤道付近にあったと考えられている。北上山地にかなり広く分布する花崗岩類は中生代に生成したものである。

奥羽山脈は、本県の西部で秋田県との境界を南北に走る山脈で、北は青森県夏泊半島から南は福島・栃木県境の帝釈山脈に合流するまで約500kmに及ぶ。那須火山帯と重なっているため、新生代第三紀のしゅう曲・隆起帯の上に新期の火山噴出物が被覆しており、中新世以降の激しい造山運動により生じた山地で、複雑な地質構造で数多くの金属鉱床をもっている。これら両山地・山脈に挟まれた北上低地帯（北上盆地）と馬淵川沿いの低地は、第三紀後半の比較的軟らかい地層を基盤にし、その表面を段丘堆積物が覆っている地域である。

県域の断層は数多く確認されており、北上山地では北西ないしは北北西方向のものが卓越する。これに対し奥羽山脈の断層は、南北又は北北東方向のものが顕著である。それらはその大部分が、古生代末から中生代後期、新生代初頭及び新生代末等の造山期又は造構運動時に形成されたものである。北上山地の地質構造は、4億年から1億年前に形成されたものであり、1億年前以降現在に至るまでに形成された脊梁山脈せきりょうの地質構造とは大きな差があり、断層系も分布密度、方向性の上でかなりの違いを示している。

奥羽山脈の地質構造は、北上山地を構成する岩層の延長部が新生代新第三紀の初期に海底化した場所に、大量の火山質物と砂泥が堆積し、新第三紀末期に隆起したところであるが、現在のように山岳化し始めたのは、約200万年前以降のことと推定される。脊梁山脈である奥羽山脈の隆起運動は、断層で切られた地塊単元の地塊運動となって現れ、脊梁山脈東縁部の隆起帯は、現在においても隆起運動を継続しているとみられる。

奥羽山脈と北上山地の間には、北上低地帯（北上盆地）が広がっており、古くから人間生活の重要な舞台となってきた。ここには、第四紀の火山噴出物が分布する。隆起運動により起伏が大きくなった奥羽山脈から流れ出る諸河川から、多量の土砂が北上川低地帯に流入し、広大な扇状地群が形成されている。これらの扇状地は、低地帯全体が隆起することにより河岸段丘となり、台地下流の末端部に縄文時代以降の集落や政治拠点、近代以降の都市などが形成されてきた。北上川は、奥羽山脈を源とする多量の土砂の流入により、主に低地帯の東側を流れている。

三陸海岸は、全体として隆起地形であるが、中間地点である釜石市から宮古市付近を境に南北で異なる様相を呈している。海成段丘の分布高度からは、北部と南部を分けるような隆起量に差は認められない。南部においては、地質構造線が海岸線と直交しており、その部分が長期間の波の浸食で大きな谷となり、縄文時代の海面上昇により相対的に沈水し、その後、河川が運搬した土砂により埋め立てが進まず、結果としてリアス海岸になったと考えられている。この地域では、入り組んだ複雑な海岸線と水深の深い入り江により、波風が穏やかな天然の良港となっているが、大津波襲来時には、波が増幅され、波高が増し、入江の集落が大きな被害を受けてきた。北部では地質構造線が海岸線と並

行していたため、段丘崖が海に接して海岸線がやや単調となっているが、変化に富む^{かいしよくがい}海蝕崖となった雄大な北山崎や鶴の巣断崖などは、北部三陸海岸を代表する景観となっている。

(2) 4つの地域

本県域は、歴史風土や自然環境等から、沿岸部と内陸部、南部と北部とで、おおむね4地域に分けることができる。内陸部で北上川流域と馬淵川流域、沿岸部で三陸南部（気仙地域：陸前高田市から大槌町まで）と三陸北部（閉伊地域：山田町から洋野町まで）ということになる。本県は広い県土の中で、4つの地域でそれぞれにいくつかの中心があり、それぞれの歴史的・自然的背景の違いがありながらも交流が行われ、適度にそれぞれの地域性が保たれている本県の特徴を示している。

ア 北上川流域

北上川は、流路延長約249km（全国第5位）、流域面積約10,150km²（全国第4位）の東北最大の河川である。流域面積は本県域の約5割を占め、人口の約7割が居住している。河岸段丘や低地には縄文遺跡が数多く分布し、弥生時代以降は低地を中心に灌漑稲作が営まれ、現在でも穀倉地帯となっている。角塚古墳や末期古墳群、胆沢城跡・志波城跡・徳丹城跡の3城柵、古代寺院跡、奥州藤原氏の平泉文化など、本県を代表する遺跡が集中している。この地域は早くから稲作農耕が行われており、北上川の舟運は江戸への米の輸送等で活用され、水上交通の大動脈であった。無形民俗文化財はこの地域での分布密度が濃く、県内総数の約三分の二を占める。こうした経済社会的基盤及び稲作農耕に関わる信仰と無形民俗文化財の伝承が深く関わっていることを推測させるものである。北上山地は老年期の隆起準平原の地形を呈し、中央部から周辺部へ向けてなだらかな勾配となっている。奥羽山脈の山沿いは冬に雪の多い日本海式気候、夏は朝晩の気温の差の大きい内陸性気候となっている。北上山地は気温が低く高原的な気候となり、北上川沿いの内陸地域は内陸性気候となっている。早池峰山周辺では、貴重な高山植物が生育し、和賀川源流部や葛根田川源流部ではブナの原生林を目にすることができる。

イ 馬淵川流域^{※4}

馬淵川はその源を葛巻町^{そでやま}袖山に発し、安比川^{あつび}と合流して青森県八戸市で太平洋に注いでいる。流路延長約142km、流域面積約2,050km²である。流域と支流には多くの縄文遺跡が分布しており、県内では御所野遺跡・蒔前遺跡（一戸町）、大日向Ⅱ遺跡・長倉Ⅰ遺跡（軽米町）等がある。安比川沿いの天台寺は北東北を代表する古刹で、多くの文化財が守り伝えられてきた。平安後期、糠部郡となったこの地域は、^{しかどくかべ}四門九戸の制により九つの戸に分画された。南部氏の所領となってからは浄法寺城・一戸城・九戸城などが築かれ、青森県域では根城・^{しょうじゅじ}聖寿寺館・三戸城などが築かれた。本地域は冷涼な気候と火山灰質の土壌により、畑地や放牧地として利用されてきた。軽米の豪商、^{ふちざわえん}淵沢圓右衛門は

※4 馬淵川流域 軽米町と九戸村を流れる瀬月内川と雪谷川は、八戸市域で新井田川に合流し太平洋に注ぐ県北地域のもう一つの河川である。新井田川は、大規模河川改修前は馬淵川に合流していたこと、馬淵川と隣接し文化的な繋がりが深いことから、ここでは軽米町も馬淵川流域地域として考えることとする。

「^{けいゆうこうさくしやう}軽邑耕作鈔」により、度重なる大凶作を背景に冷害に強いヒエなどの栽培法を広め、この教えは本地域の人々に受け継がれている。

ウ 三陸南部（気仙地域）

気仙郡の名称は「続日本紀」に記載されており、気仙沼市（宮城県）を含む三陸海岸南部の地域を郡域としていた。この地域は風光明媚なりアス式海岸が形成され、縄文時代、陸前高田市・大船渡市域を中心に多くの貝塚が形成された。平安期、気仙郡司は^{きん}金氏が世襲して務めていたが、鎌倉以降は葛西氏の所領となった。近世に入ると、^{へいた}平田村～^{とうに}唐丹村を境に盛岡藩領と仙台藩領に分かれ、それぞれに代官所が置かれた。気仙郡大肝入の吉田家が残した「吉田家文書」は当地域の貴重な歴史資料である。気仙大工と呼ばれる大工集団は、全国各地の神社仏閣、民家の建設で活躍し、日本四大名工の一つに数えられている。気候は、内陸部と比較して一般に温暖であり、森林率は85%で、そのうち民間林が54%を占める。人工林はスギ・ヒノキ植林地のほか、アカマツ植林地が広い面積を占める。気仙地方はツバキの北限地であり、海流の影響を受けて北方系と南方系の植物を見ることができる。

エ 三陸北部（閉伊地域）

梅雨から夏にかけて吹く、北東風（やませ）の影響を強く受ける地域として知られており、夏でも冷涼な気候が続くことが多い地域である。崎山貝塚・^{くわがさきたてやま}鍬ヶ崎館山貝塚（宮古市）などの代表的な貝塚の分布が見られるとともに、縄文集落跡は規模が大きく、^{たていしの}館石野 I 遺跡（田野畑村）の配石・立石、^{にしひらな}西平内 I 遺跡（洋野町）の環状列石等の特徴的な遺構が発見されている。平安期、閉伊地方は昆布の特産地、糠部郡内の久慈地域は琥珀の産地として知られていた。鎌倉期、宮古地域は閉伊氏、久慈地域は室町期に久慈氏の統治となった。藩政期、盛岡領と八戸領に分かれ、久慈市宇部より北が八戸領となり、宇部村に盛岡藩の代官所が置かれた。景勝地として著名な北山崎は、200m級の断崖とともに洞門や奇岩、岩峰など変化の富んだ地形である。龍泉洞（岩泉町）は「岩泉^{わづくつ}湧窟及びコウモリ」として国指定天然記念物となっている。海岸部の茂師（岩泉町）では、昭和53年に竜脚類の上腕骨の一部が発見され、国内初の恐竜化石としてモシリユウと命名された。近年では、久慈市の琥珀採掘体験場から、翼竜や肉食恐竜の化石が発見され、令和2年にはティラノサウルス類の歯化石が発見されている。無形民俗文化財は鹿踊のうち、踊り手は幕をもって踊り、囃子方が太鼓・笛を奏する菅窪鹿踊（田野畑村）などの幕踊系鹿踊がこの地域に分布する。

（3）文化財から見た本県の歴史

旧石器時代から近代までの本県の歴史を、各時代の文化財や遺跡の側面から記述する。

【文章中の____（下線）は国指定等文化財、.....（点線）は県指定文化財を示している。】

ア 旧石器時代から縄文時代

本県域にも旧石器時代の遺跡が数多く分布しているが、我が国でも最古級の遺跡と考えられているのが^{かねどり}金取遺跡（遠野市）である。石器出土の地層の理化学的な年代測定が行われ、3万年以上前の遺跡とされている。金取遺跡に続く旧石器時代の遺跡は、^{おおわたり}大渡 II 遺跡・^{おおだいの}大台野遺跡（西和賀町）や、^{あたごやま}愛宕山

遺跡・和賀仙人遺跡（北上市）、^{かしやまだてあと}柏山館跡（金ヶ崎町）などである。主に奥羽山脈東麓の台地に遺跡が分布するが、^{はやさかたい}早坂平遺跡（久慈市）など北上山地北部でも旧石器時代の遺跡が発見されている。縄文時代の始まり、草創期の遺跡は、^{だいしんちよう}大新町遺跡（盛岡市）、^{りゅうせんしんどう}龍泉新洞遺跡（岩泉町）などがある。草創期の遺跡では、表面に爪形の文様のある爪形土器や弓矢の使用を示す各種石器が出土している。続く早期の遺跡は^{ばばの}馬場野Ⅱ遺跡（軽米町）、^{しょうがはた}庄ヶ畑A遺跡（盛岡市）、などがあり、堅穴住居跡で構成される集落跡が調査されている。また、^{じゃおうどうけつ}蛇王洞穴（住田町）では、約8千年前の熟年女性のほぼ完全な埋葬人骨が発見されている。

縄文前期になると、定住化が進み、大型住居跡が環状に並ぶ^{あやおりしんてん}綾織新田遺跡（遠野市）や^{おおすずかみ}大清水上遺跡（奥州市）などの拠点的な集落が出現する。また、^{ちやうじゃやしき}長者屋敷遺跡（八幡平市）や^{たしろ}田代遺跡（九戸村）など、100棟以上の住居や多量の貯蔵穴、墓地などで構成される遺跡が各地に分布するようになる。

縄文時代前期末から中期初頭の遺跡は、^{しおがもり}塩ヶ森Ⅰ遺跡（雫石町）、^{たきのさわ}滝ノ沢遺跡・^{よこまち}横町遺跡（北上市）などがあり、遺跡数がさらに増加する。縄文時代中期の遺跡は、^{ごしよの}御所野遺跡（一戸町）、^{にしだ}西田遺跡（紫波町）、^{かばやま}樺山遺跡（北上市）、^{ゆざわ}湯沢遺跡（盛岡市）、^{ちかないなかむら}近内中村遺跡（宮古市）などで、当該期の遺跡が県内全域に分布するようになる。それぞれのムラでは多様な文様の土器が数多く作られ、掘立柱の建物や大型の住居を含めた大規模な集落が営まれるようになった。また、^{おおひなた}大日向Ⅱ遺跡（軽米町）のように、縄文中期を中心として、早期から晩期・弥生まで時代を越え、連綿と続いた遺跡もある。

縄文時代後期は、^{ながくら}長倉Ⅰ遺跡（軽米町）や^{にしひらな}西平内Ⅰ遺跡（洋野町）、^{たていしの}館石野Ⅰ遺跡（田野畑村）、^{はってん}八天遺跡（北上市）、^{ゆふねざわ}湯舟沢遺跡（滝沢市）などがあり、集落数は減少するものの、祭祀的な遺物が増加し、環状列石や配石遺構が見られるようになる。縄文時代晩期は、^{とよおか}豊岡遺跡（岩手町）、^{まくまえ}蒔前遺跡（一戸町）、^{まがた}曲田Ⅰ遺跡（八幡平市）、^{くねんぼし}九年橋遺跡（北上市）などがあり、精巧な文様の土器と個性的な土偶等が出現する。三陸沿岸の貝塚遺跡には、^{さきやま}崎山貝塚（宮古市）、^{みやの}宮野貝塚・^{おほほら}大洞貝塚・^{たこのうら}蛸ノ浦貝塚・^{しもふなと}下船渡貝塚（大船渡市）、^{なかざわはま}中沢浜貝塚（陸前高田市）など全国的に著名な貝塚が多く、明治以降多くの学術調査が行われてきた。また、内陸部の一関市花泉町には^{かいとり}貝鳥貝塚など希少な淡水系の貝塚が分布している。

Ⅰ 弥生時代から奈良時代

弥生時代の遺跡は、湯舟沢遺跡（滝沢村）、^{やぎしま}谷起島遺跡（一関市）、^{きみなりた}馬場野Ⅱ遺跡・君成田Ⅳ遺跡（軽米町）、^{はせどう}長谷堂貝塚（大船渡市）、^{ときわひろまち}常盤広町遺跡（奥州市）などがある。九州・西日本との交流を示す遠賀川系土器は、馬淵川流域や和賀川流域を中心に出土している。永福寺山遺跡（盛岡市）、^{おんが}古館山遺跡（野田村）、^{ふるだてやま}大日向Ⅱ遺跡（軽米町）、^{おおいわたり}大石渡遺跡（滝沢市）、^{ちやうこうじ}長興寺Ⅰ遺跡（九戸村）などで北海道系の後北式土器が出土しており、稲作を行う人々と縄文の人々、その中間の東北北部の人々の間で活発な交流が行われていたと考えられている。

古墳時代の遺跡としては、^{つのづか}角塚古墳・^{なかはんに入}中半入遺跡・^{たかやま}高山遺跡・^{ぜんしやう}膳性遺跡（奥州市）、^{ほりの}堀野遺跡（二戸市）、^{かみもちだ}上餅田遺跡（金ヶ崎町）、^{ふるだて}古館遺跡（花巻市）、^{たかせ}高瀬Ⅰ遺跡（遠野市）などがある。古墳時代末から奈良時代を中心に、北上川流域や八戸市を含む馬淵川流域、三陸沿岸地域などでいわゆる末期古墳が造られた。主なものとしては、^{えづりこ}江釣子古墳群（北上市）、^{うきしま}浮島古墳群（岩手町）、^{ふじさわぞもり}藤沢狄森古墳群（矢巾町）、^{うえだえぞもり}上田蝦夷森古墳群・^{おおたえぞもり}太田蝦夷森古墳群（盛岡市）、^{くまどう}熊堂古墳群（花巻市）、^{にしね}西根古墳群（金

ケ崎町)、堀野古墳(二戸市)、長根古墳群(宮古市)、房の沢古墳群(山田町)などがあり、副葬品として蕨手刀や直刀などの鉄刀、鉄鏃、鉄轡、勾玉・管玉・ガラス玉、錫釧等が出土している。

奈良時代になると各地で集落が増加する。集落遺跡としては、今松竪穴住居跡・仙波堤竪穴住居跡(岩手町)、野田竪穴住居跡群(野田村)、台太郎遺跡・百目木遺跡(盛岡市)、石田遺跡・今泉遺跡・玉貫遺跡(奥州市)、長瀬B遺跡・長瀬C遺跡・中曽根II遺跡(二戸市)、上村貝塚(宮古市)などがあり、遺跡は大きな河川の沖積地や河岸段丘、沿岸部などに広く分布するようになる。

ウ 平安時代

古代城柵遺跡としては、胆沢城跡(奥州市)、志波城跡(盛岡市)、徳丹城跡(矢巾町)があり、平安初めの城柵設置に伴い集落も急速に増加した。胆沢城周辺には、石田遺跡・中林遺跡・宮地II遺跡・落合II遺跡・白井坂II遺跡(奥州市)などの集落跡がある。また、大規模な須恵器・瓦窯跡である瀬谷子窯跡群(奥州市)や胆沢城系の瓦が出土した明後沢古瓦出土地(奥州市)、志波城・徳丹城周辺には、台太郎遺跡・本宮熊堂遺跡・小幅遺跡(盛岡市)などの集落跡や、杉ノ上窯跡群・星川窯跡(紫波町)などの須恵器窯跡が発見されている。また、高瀬I遺跡(遠野市)や飛鳥台地I遺跡(二戸市)など、従来の集落に加えて新たな集落が営まれるようになった。

沿岸部の島田II遺跡(宮古市)、山ノ内III遺跡・上村遺跡・焼山遺跡(山田町)、夏本遺跡(大槌町)、上代川遺跡(野田村)などでは発掘調査により製鉄炉跡や鍛冶炉跡が発見され、豊富な砂鉄資源を活用した鉄生産が行われたことが明らかになった。中長内遺跡(久慈市)では、住居跡から千点余りの琥珀原石や小玉づくりの破損品などが出土し、採掘された原石を製品化した工房跡と推定されている。

この時期、本県域にも仏教文化が流入し、北上川流域を中心に寺院が造営された。北上市の国見山廃寺跡は北上川東岸の山岳寺院の跡で、北上川流域には大竹廃寺跡・横町廃寺跡(北上市)、長者ヶ原廃寺跡(奥州市)、泥田廃寺跡(一関市)などの礎石建ちの寺院跡や、仏具が出土した黄金堂遺跡(岩手町)、寺院の可能性のある掘立柱建物跡が発見された岩崎台地遺跡群・上鬼柳III遺跡・南部工業団地遺跡(北上市)などがある。また、木造薬師如来坐像・木造僧形坐像(奥州市黒石寺)、木造兜跋毘沙門天立像・木造伝吉祥天立像(花巻市成島毘沙門堂)、木造兜跋毘沙門天立像(奥州市藤里毘沙門堂)など多くの仏像が残されており、各地域での仏教文化の隆盛を伝えている。安比川流域の天台寺(二戸市)にも、木造聖観音立像・木造十一面観音立像・木造薬師如来立像(二戸市)の名品があり、北方の境界域に営まれた寺院の格式を伝えている。

平安時代中頃には暮坪遺跡・子飼沢山高地集落(八幡平市)、黒山の昔穴遺跡(九戸村)など高地性の集落が出現し、コアスカ館遺跡・駒焼場遺跡(二戸市)、大日向II遺跡(軽米町)では大溝で囲まれた集落跡が確認されている。10世紀後半から11世紀になると、安倍氏など在地有力者の居館跡が各地に営まれるようになる。軍記物語「陸奥話記」に登場する柵(いわゆる安倍十二柵)の中で、確実な柵跡は鳥海柵跡(金ケ崎町)であるが、その他の柵の所在地についても調査・研究が進みつつある。

エ 平泉の時代

12世紀、奥州藤原氏が拠点とした平泉には、中尊寺や毛越寺など多くの寺院が造営され、都を彷彿とさせる本格的な仏教文化が開花した。中尊寺金色堂は平泉文化の水準の高さを伝えている。平泉は

都市化を免れたため遺構が良好に保存されており、中尊寺境内、毛越寺境内^{つげたり}、附 鎮守社跡^{わりようこういんあと}、無量光院跡は特別史跡に指定されている。また、浄土庭園の遺構を残す毛越寺庭園、復元された旧観自在王院庭園等の庭園遺構がある。中尊寺には金色堂須弥壇内納置棺及副葬品、中尊寺金色堂堂内具のほか国宝・重要文化財に指定された多くの仏像や一切経等の經典等が残されている。

柳之御所遺跡（平泉町）は奥州藤原氏の居館跡であり、志羅山遺跡・泉屋遺跡（平泉町）では建物跡だけでなく、道路跡や区画を示す遺構が発見され、都市平泉の全体的な様子が明らかになってきた。奥州藤原氏関連の遺跡は県内各地に分布しており、同族の比爪氏の居館、比爪館跡（紫波町）を始め、田鎖車堂前遺跡（宮古市）や川原遺跡（釜石市）、堰根遺跡・稲荷町遺跡（盛岡市）などがある。

平泉文化の広がりを示すものとしては、木造二天立像・木造毘沙門天立像（北上市立花毘沙門堂）、木造観音菩薩坐像（一関市東川院）、木造来迎阿弥陀及菩薩像（一関市二十五菩薩堂）、木造地藏菩薩半跏像^{はんかぞう}附二天立像（一関市大門地藏堂）、木造阿弥陀如来坐像、木造観音菩薩坐像・勢至菩薩坐像（住田町光勝寺）などがある。埋経の経塚としては、金鶏山（平泉町）、山屋館経塚（紫波町）、上須々孫館経塚（北上市）、丹内山神社経塚（花巻市）、一本松経塚（盛岡市）、越戸内経塚（陸前高田市）などがあり、平泉文化が全県的な範囲で広がっていたことを示している。また、無形民俗文化財では毛越寺の延年（平泉町）が寺院芸能の一つとして起こった。

オ 中世から戦国時代

鎌倉時代になると、鎌倉御家人が地頭として各地に配置され、西磐井郡・東磐井郡・胆沢郡・江刺郡・気仙郡は葛西氏、和賀郡を和賀氏、稗貫郡を稗貫氏、遠野保を阿曾沼氏、閉伊郡を閉伊氏、岩手郡を工藤氏が統治し、糠部郡は北条氏の支配下となった。室町～戦国時代は、北朝方の名門、斯波氏が高水寺城（紫波町）に入り、斯波御所として幕府の重要拠点となった。糠部郡は南部氏が統治することとなり、九戸郡域に勢力を伸ばしていった。

葛西氏関連の城館跡としては、岩谷堂城跡（奥州市）、大林城跡（金ヶ崎町）、薄衣城跡（一関市）などがあり、和賀氏関連では二子城跡・丸子館跡・鹿島館跡（北上市）、稗貫氏関連では、大瀬川館跡（花巻市）、阿曾沼氏関連では鍋倉城跡（遠野市）、閉伊氏関連では、千徳城跡・磯鶏館山遺跡・金浜館跡（宮古市）、大槌氏の大槌城跡（大槌町）、南部氏関連では一戸城跡（一戸町）、九戸城跡・浄法寺城跡（二戸市）、久慈城跡（久慈市）などがある。そのほか中世城館では、笹間館跡（花巻市）、柳田館跡（紫波町）や猪川館跡（大船渡市）、伏津館跡（野田村）などでは公共事業に伴う発掘調査が行われている。

糠部郡は中世を通じて名馬の産地として知られた地域であり、一戸城跡から焼印「馬印」が出土し、在地領主が馬産に深く関わっていたことを示している。「留守家文書」は、奥州総奉行職を担った留守家伝来の中世文書で、庶流余目氏の動向や、その所領支配を伝える鎌倉時代の文書のほか、戦国期の留守分限帳などがまとまっており、東北中世史研究に不可欠の重要文書とされる。

正法寺（奥州市）は北東北における曹洞宗の拠点となり、木造如意輪観音坐像や絹本着色開山良韶画像など開山時の文化財が残されている。花巻市にある凌雲寺仁王像や白山堂大日如来坐像などは、本県における鎌倉～室町期の造仏のユニークな一面を伝えている。中世後半には、民間信仰の

独特な造形を示す「まいりのほとけ」が信仰を集めた。民間信仰を示すものとしては、黒石十三塚（奥州市）、宮野目十三塚（花巻市）などがある。懸仏と権現さまは神仏習合の信仰を示しており、懸仏は県内に300点ほど残っているとされ、熊野神社（大船渡市）の懸仏19面、黒崎神社（陸前高田市）の木造十一面観音坐像御正体などがある。権現さまは岩手・青森では守護霊獣の獅子を示し、黒森神社（宮古市）の獅子頭（権現さま）16頭は県内最古例であり本県域の祖型となったものと考えられている。この黒森神社と結びついている神楽は、黒森神楽とよばれている。さらに、天台寺（二戸市）の長胴太鼓は、元中9年（1392年）の修理銘のある古式の宮太鼓である。太鼓内部の修理銘や同年銘のある銅鐘などから、中世の天台寺が南部氏の庇護を受けていたことが明らかになった。

カ 近世

関ヶ原の戦いを経て江戸幕府が成立し、本県南部は伊達氏の治める仙台領、中部から北部は南部氏の治める盛岡領となった。後に盛岡藩から八戸藩、仙台藩から一関藩が立藩する。南部利直は北上川と中津川の合流点に盛岡城を築城し城下を整備した。盛岡城跡は雄大な石垣による内曲輪が特徴であるが、さらに南部氏一族や藩の重臣たちの屋敷を配置する外曲輪、武士や町人たちの屋敷街である遠曲輪による総構が形成されている。寛永19年（1642年）、幕府の裁定により盛岡藩と仙台藩の境界が確定したことにより南部領伊達領境塚が築かれた。

無形民俗文化財においては、この時代になると各地で修験山伏や社人による神楽の廻村巡業、田植踊りやえぶりの興行、剣舞や鹿踊の盆供養の門打ちなどの上演形態が行われるようになった。それらは他地域から伝播流入してきたものが大半であるとされるが、受容されていく過程で岩手の風土や生活と密接に結びつき、地域の人々の信仰の中で生まれ、独自の発展を遂げたと思われるものも少なくない。山屋の田植踊（紫波町）は金の採掘と芸事の関連から起こったとされる。早池峰神楽は花巻市大迫町内川目の岳地区に伝わる神楽と同大償地区に伝わる大償神楽との総称である修験系神楽である。剣舞では、阿弥陀堂を表す大笠を頭の上に乗せる踊りで念仏回向の意識が強い永井大念仏剣舞や、異形の面をつけ、刀を持って踊る鬼剣舞などがある。また、鹿踊はいわゆる太鼓踊系鹿踊が仙台・一関藩領付近で行山流、金津流などとして見られるようになった。代表的なものに江刺市梁川金津流鹿踊（奥州市）や行山流舞川鹿子躍（一関市）などがある。

仙台藩最北端には防御の要として金ヶ崎要害（金ヶ崎城）が置かれ、かつての要害と武家地は金ヶ崎町城内諏訪小路重要伝統的建造物群保存地区に選定されている。気仙郡大肝入を世襲してきた吉田家（旧吉田家住宅主屋）には、寛延3年（1750年）から明治元年（1868年）までの行政文書吉田家文書が保管されてきた。磐井郡東山洪民村出身の仙台藩儒学者、芦東山は24年間の幽閉生活中に、全18巻（十五冊）からなる「無刑録」（原本無刑録）を著した。刑罰はみせしめではなく教育刑とすべきと説かれており、明治政府による刑法典編纂の際に先進的な書として評価された。奥州市水沢には、「戊戌夢物語」で幕府を批判した医者・蘭学者、高野長英に関わる資料（高野長英関係資料）や旧宅（高野長英旧宅）が残されている。一関藩の大槻玄沢は、わが国初の蘭学入門書である「蘭学階梯」を著した。残されたその大槻家旧蔵版木の幾層もの墨の跡から、発行部数の多さと影響力の大きさが窺える。

盛岡藩では、18世紀後半に岩泉の中村屋が経営に携わる頃から製鉄業が発展し、寛政年間に開発された割沢・室場・板沢・翁沢・田名部の各鉄山は野田5ヶ鉄山と呼ばれ、南部鉄は藩の特産品として名声を高めた。盛岡藩の鉄山跡、岩泉町江川鉄山跡からは、1740～1752年頃の舟形構造をもつ製鉄炉跡と鉄山関連遺構が発見されている。八戸藩では、文政年間(1818～1830年)に製鉄業が盛んになり、鉄山を藩営として、大野6ヶ鉄山と呼ばれる鉄山が開発された。この中の玉川鉄山(玉山鉄山跡)は、天保5年(1834年)に軽米の豪商、淵沢圓右衛門が経営を命ぜられたことが知られている。幕末、盛岡藩士大島高任は、釜石大橋と橋野で、わが国初の洋式高炉による銑鉄※5の生産を成功させた。大橋の高炉は既に失われているが、橋野高炉跡を含む橋野鉄鉾山の遺構が残されている。

長寿寺(二戸市)の木造靑面金剛立像は、鎌倉以来の「恐さ」の誇張やユーモラスな表現など、信仰が庶民に浸透してきた様子を示している。また、宝積寺(葛巻町)の木造六観音立像は、人間的な様々な表情が表現されており、浮世絵にみられる自由な表現が仏像に現れたものと評価されている。

盛岡藩・八戸藩では、18世紀頃から、突出部に馬屋をもつL字型の家屋、曲屋が一般化し、仙台藩・一関藩と二戸・九戸地方では、同じ主屋に馬屋をもつ直屋が一般的な民家の形式となった。旧小原家住宅(花巻市)は、直家から曲家に改造されたもので、曲家の発生過程を窺うことのできる貴重な建造物である。曲屋には、旧菊池家住宅・千葉家住宅(遠野市)、旧佐々木家住宅(盛岡市)などがある。旧後藤家住宅(奥州市)は元禄年間頃の仙台藩直家の典型的な遺構とされる。直家には、旧藤野家住宅(盛岡市)、旧菅野家住宅(北上市)、旧鈴木家住宅(一関市)などがある。旧朴館家住宅(一戸町)は、重厚な軸部構成と広大な内部空間をもつ大型民家で、接客空間が充実するなど盛岡藩における上層民家の特徴をよく示している。多聞院伊澤家住宅(北上市)は修験者の住宅であり、里修験の貴重な遺構と評価されている。寺社建築では、日高神社本殿・瑞山神社(祖霊舎)・正法寺本堂(奥州市)、天台寺本堂(二戸市)があり、中尊寺境内の白山神社能舞台(平泉町)は東日本唯一の近世能舞台として貴重である。

キ 明治時代以降

戊辰戦争終了後、明治2年(1869年)に各藩主は版籍を朝廷に奉還し、翌年盛岡藩は一足早い廃藩置県により盛岡県となった。明治4年(1871年)、一関藩・八戸藩も一関県・八戸県となり、翌年盛岡県は岩手県と改称した。明治9年(1876年)、陸中国の磐井・胆沢・江刺3郡と陸前国気仙郡、陸奥国二戸郡を岩手県に編入して現在の岩手県域となった。

本県域にも、洋風の建造物や和洋折衷の住宅が造られるようになり、岩手銀行(旧盛岡銀行)旧本店本館・旧第九十銀行本店本館(盛岡市)や、近代和風住宅の旧高橋家住宅(奥州市)、商家の平井家住宅(紫波町)、西洋医学に対応した病院建築の旧岩谷堂共立病院(奥州市)などがある。栗木鉄山跡(住田町)は、明治期の民営の製鉄所の遺構が良好な形で残されており、小岩井農場施設(雫石町)の歴史的建造物群は、わが国における近代農業の発展過程を知る上で重要と評価されている。

明治以降、本県から、原敬・後藤新平・斎藤実・米内光政などの政治家や、言語学の金田一京助、物理学の田中館愛橘、国際交流に尽くした新渡戸稲造などの学者・研究者、歌人の石川啄木、詩人・

※5 銑鉄 銑鉄は製鉄炉で作られた粗製の鉄。炭素を比較的多く含み、硬くてもろい。鋼(はがね)の直接の原材料となる。

小説家の宮澤賢治、小説家の野村胡堂^{こどう}などの文学者、洋画家の萬鉄五郎^{よろずてつごろう}、松本俊介、彫刻家の船越保^{ふなこしやす}武^{たけ}などの芸術家など、各分野で多くの人材を輩出している。「原敬日記」は、平民宰相と呼ばれた原敬が、明治8年（1875年）から大正10年（1921年）までの公私にわたる面談や閣議の内容などを詳細に記したもので、近代政治史を知るうえで比類のない資料とされている。「イーハトーブの風景地」は、宮澤賢治が理想郷として名付けた「イーハトーブ」を構成する、鞍掛山^{くらかけやま}・七ツ森^{おいのもり}・狼森^{かまぶち}・釜淵の滝・イギリス海岸・五輪峠^{ごりんとうげ}・種山ヶ原^{たねやまがはら}の自然景観が国の名勝に指定されている。

4 岩手県の文化財の概要

（1）文化財保護法が規定する文化財体系

文化財保護法によれば、有形文化財は建造物、絵画、彫刻、工芸品、書跡・典籍、古文書その他の有形の文化的所産で、歴史上又は芸術上価値の高いもの、並びに考古資料及びその他の学術上価値の高い歴史資料である。文部科学大臣は有形文化財のうち重要なものを重要文化財に指定し、そのうち、世界文化の見地から価値の高いもので、たぐいない国民の宝たるものを国宝に指定することができる。

無形文化財は、演劇、音楽、工芸技術その他の無形の文化的所産で、我が国にとって歴史上又は芸術上価値の高いものである。その「わざ」を高度に体現しているものを保持者又は保持団体に認定し、重要無形文化財の各個認定保持者は「人間国宝」と通称されている。民俗文化財は、衣食住、生業、信仰、年中行事等に関する風俗慣習、民俗芸能、民俗技術及びこれらに用いられる衣服、器具、家屋その他の物件で我が国民の生活の推移の理解のため欠くことのできないものであり、有形民俗文化財と無形民俗文化財に分かれている。

また、文化庁は、伝統的な技術又は技能で保存の措置を講ずる必要があるものを、選定保存技術として選定し、その保持者及び保存団体を認定している。さらに、重要無形民俗文化財以外の無形の民俗文化財のうち、特に必要のあるものを選択して、自らその記録を作成し、保存し、又は公開することができるものを、記録作成等の措置を講ずべき無形・民俗文化財として選定している。また、文化庁は国宝・重要文化財等の歴史的建造物を修理し、後世に伝えていくために木材や茅などの確保と、これらに関する技能者を育成することを目的に「ふるさと文化財の森」を設定している。

記念物は、貝塚、古墳、都城跡、城跡旧宅等の遺跡、庭園、橋梁、峡谷、海浜、山岳等の名勝地、動物、植物及び地質鉱物等のことである。国は、その中で重要なものを史跡、名勝、天然記念物に指定し、特に重要なものについて、特別史跡、特別名勝、特別天然記念物に指定している。

文化財登録制度は、指定制度では対象外になる文化財の保護を目的とする。当初、開発や都市化により危機にさらされている近代建築物や土木建造物、工作物を対象としていたが、平成16年の文化財保護法の改正により、建造物以外の有形文化財まで拡充された。その後、有形民俗文化財及び記念物の登録制度も創設されている。文化的景観とは、都道府県又は市町村が景観法に基づいて定めたものであり、伝統的建造物群保存地区とは、市町村が都市計画法に基づき定めたものである。こうした規制地区のうち、特に重要なものが、それぞれ重要文化的景観、重要伝統的建造物群保存地区として選定される。

埋蔵文化財は、土地に埋蔵されている文化財のことで、その存在が知られている土地を周知の埋蔵文化財包蔵地（遺跡）といい、本県では令和2年4月現在、約12,700箇所の埋蔵文化財包蔵地が登録

されている。埋蔵文化財は、文化財としての価値が認められる「遺構」と、文化財としての価値が推定される民法第241条の埋蔵物としての「遺物」を指している。重要な遺構が発見された場所は、史跡等に指定され、出土品の中で特に重要なものは有形文化財、重要文化財、国宝等に指定又は登録される場合がある。

重要美術品は、文化財保護法施行以前、旧「重要美術品等ノ保存ニ関スル法律」に基づき日本政府（文部大臣）が、日本国外への古美術品の流出防止を主目的として認定した有形文化財のことである。「重要美術品等ノ保存ニ関スル法律」の廃止後も「当分の間」その認定効力を保つとされ、認定効果を保ち続けている。本県には、青銅擬宝珠（盛岡市）18個の認定が継続されている。

文化財

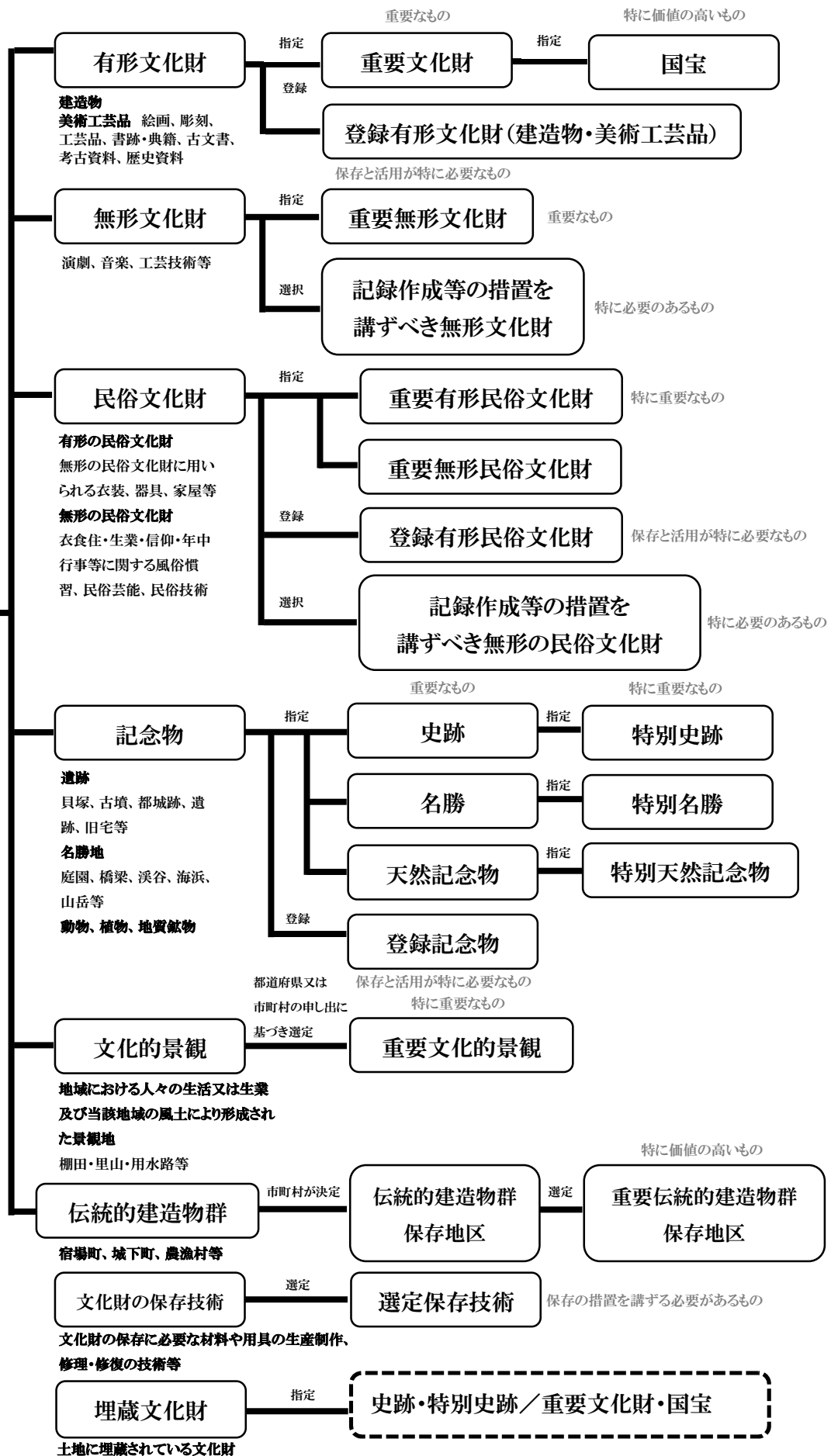


図 国が示す文化財の体系

(2) 岩手県文化財保護条例が規定する文化財体系

岩手県文化財保護条例（以下、条例という。）は、文化財保護法（以下、法という。）第182条第2項の規定に基づき、昭和32年10月に定められた。その後、昭和51年3月に全面改正され、平成17年3月に条例の一部が改正されている。条例では、法の規定による指定を受けた文化財以外の文化財で、県の区域内に存するもののうち、重要なものについて、その保存及び活用のため必要な措置を講じ、もって県民の文化的向上に資するとともに、我が国文化の進歩に貢献することを目的としている。

この条例において、文化財とは法第2条第1項第1号から第4号までに掲げる有形文化財、無形文化財、民俗文化財及び記念物としている。現状では、法第2条の第5号（文化的景観）、第6号（伝統的建造物群）は条例では対象となっていない。

条例では、県指定の有形文化財、無形文化財、民俗文化財及び記念物について、保存、管理又は修理、現状変更、公開、指定解除等について規定している。県指定文化財の管理又は修理については、県は予算の範囲内において、所有者等に対し費用の一部を補助することができるとしている。

県指定の記念物については、教育委員会規則で定める基準により、管理に必要な標識、説明版、境界標、囲さくその他の施設を設置することとしている。また、罰則規定としては、県指定有形文化財を損壊し、き棄し、又は隠匿した者、県指定史跡名勝天然記念物の現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をして、これを滅失し、き損し又は衰亡するに至らしめた者は、5万円以下の罰金又は科料に処すること等を規定している。

平成17年条例42号の改正では、県の区域内に存する伝統的な技術又は技能で文化財の保存のため欠くことのできないもののうち、保存の措置を講ずる必要のあるものを岩手県選定保存技術として選定することができることが追加された^{*}。文化財保護に関係するその他条例等は、岩手県文化財保護審議会条例（昭和51年3月26日条例45号）、岩手県指定文化財の指定・選定又は認定の基準（昭和52年6月23日教育長決裁）、岩手県指定文化財調査研究実施物件選考要領（平成19年4月1日施行）、岩手県に所有権が帰属する埋蔵文化財の取扱いに関する規則（平成12年3月28日規則第154号、平成21年3月13日改正）、埋蔵文化財の保護と発掘調査の円滑化等について（平成12年3月31日教育長決裁）などがある。

【岩手県文化財保護条例第2条が定義する文化財】		
有形文化財 (第4条)	有形の文化的所産で歴史上または芸術上価値の高いもの（これらのものと一体をなしてその価値を形成している土地その他の物件を含む。）ならびに考古資料およびその他の学術上価値の高い歴史資料	建造物 美術工芸品（絵画、彫刻、工芸品、書籍、典籍、古文書、その他）
無形文化財 (第24条)	演劇、音楽、工芸技術その他の無形の文化的所産で歴史上または芸術上価値の高いもの	工芸技術
民俗文化財 (第30条)	衣食住等に関する風俗慣習、民俗芸能およびこれらに用いられる物件で県民の生活の推移の理解のため欠くことのできないもの	無形の民俗文化財（衣食住、生業、信仰、年中行事等に関する風俗慣習、民俗芸能） 有形の民俗文化財（無形の民俗文化財に用いられる衣服、器具、家屋、その他の物件）
記念物 (第37条)	史跡で歴史上または学術上価値の高いもの。 名勝地で芸術上または鑑賞上価値の高いもの。 動物（生息地、繁殖地及び渡来地を含む。）、植物（自生地を含む。）および地質鉱物（得意な自然の現象を生じている土地を含む。）で学術上価値の高いもの	史跡（貝塚、古墳、城跡、旧宅、その他） 名勝（庭園、橋梁、峡谷、海浜、山岳、その他） 天然記念物（動物、植物、地質鉱物）

* 県選定保存技術（第43条）：文化財の保存のために欠くことのできない伝統的な技術又は技能

(3) 岩手県の文化財の指定状況

ここでは県内における文化財指定件数について記述する。国又は県指定文化財は別表（添付資料2）のとおりである。また、各市町村においても条例に基づき文化財を指定している（添付資料3）。

指 定 文 化 財 等 件 数 一 覧

令和2年11月27日現在

区 分		国 指 定 等		県指定等	市町村指定等	計	
有 形 文 化 財	建 造 物	27	うち国宝1：中尊寺金色堂	33	97	157	
	美 術 工 芸 品	絵 画	1	うち国宝1：金紙著色金光明最勝王 経金字宝塔曼荼羅図	10	41	52
		彫 刻	23	うち国宝1：金色堂堂内諸像及天蓋	81	214	318
		工 芸 品	17	うち国宝4：中尊寺経蔵堂内具、孔 雀文磬、螺鈿八角須弥壇、中尊寺金 色堂堂内具	83	196	296
		書 跡	1	うち国宝1：紺紙金字一切経	6	19	26
		典 籍	0		2	8	10
		古 文 書	3		7	29	39
		考 古 資 料	6		21	82	109
		歴 史 資 料	2		10	158	170
無 形 文 化 財	工 芸 技 術	0		1	4	5	
	そ の 他	0		0	1	1	
民 俗 文 化 財	有 形 民 俗 文 化 財	8		31	138	177	
	無 形 民 俗 文 化 財	9	保持団体13	40	495	544	
記 念 物	史 跡	30	うち特別史跡3：毛越寺境内、無量 光院跡、中尊寺境内	37	184	251	
	名 勝	9	うち特別名勝1：毛越寺庭園	2	8	19	
	天 然 記 念 物	動 物	6	うち特天1：カモシカ	4	16	26
		植 物	14	うち特天1：早池峰山及び薬師岳の 高山帯・森林植物群落	23	348	385
		地 質 鉱 物	13	うち特天3：根反の大珪化木、焼走 り熔岩流、夏油温泉の石灰華	5	10	28
		地 質 ・ 植 物	0		1	0	1
	名 勝 及 び 天 然 記 念 物	2		1	0	3	
重要文化的景観	2				2		
重要伝統的建造物群	1				1		
合 計	174			398	2048	2620	
選定保存技術		1	保持団体 1		2	3	
登 録	登録文化財（建造物）	92	27箇所			92	
	登録有形民俗文化財	1				1	
	登録記念物	3				3	



(重要文化財) 小岩井農場施設 (小岩井農牧株式会社提供)



(重要文化財) 平井家住宅 (紫波町教育委員会提供)



(県指定有形文化財) 白檀塗合子形兜 (盛岡市教育委員会提供)



(重要文化財) 木造観音菩薩坐像 (一関市教育委員会提供)



(重要無形民俗文化財) 鬼剣舞 (北上市教育委員会提供)



(重要無形民俗文化財) 鶴鳥神楽 (普代村教育委員会提供)

岩手県の主な文化財 (1)



(史跡) 志波城跡



(特別名勝) 毛越寺庭園



(特別天然記念物) 焼走り熔岩流



(史跡) 柳之御所・平泉遺跡群 (柳之御所遺跡)



埋蔵文化財発掘調査風景



(重要文化的景観) 遠野 土淵山口集落

岩手県の主な文化財 (2)

(4) 岩手県の文化財調査

本県の文化財の調査・研究は、近世の地誌作成から明治期の貝塚調査を経て、民俗学研究、平泉の調査や各地での学術調査、博物館や行政機関等の調査・研究に引き継がれてきた。先人の調査・研究の蓄積が文化財指定と保護に結びつき、文化財が県民の誇りとなり、アイデンティティの形成に貢献してきたともいえる。

ア 岩手県の文化財調査・研究

① 江戸時代から明治の地誌

江戸時代の中頃を過ぎると、各藩で地元の歴史や文化を地誌として編纂する動きが出てきた。盛岡藩士の大巻秀詮は、郡町村の石高や戸数、人口、社寺等を調査し、詳細な地誌「封内郷村誌」を著した。仙台藩では、村名の由来・田畑の収穫高・男女別人口・家数・牛馬の数・名所旧跡・寺社・山川・堤・産物・道・村境など所定の項目について書き上げた「風土記御用書出」が編纂された。これは仙台藩が安永年間(1772～1781年)に、村毎あるいは知行所単位に提出させたもので、一般には「安永風土記」といわれている。それに先立って仙台藩の儒学者、田辺希文は仙台藩全域に及ぶ地誌であり、全22巻からなる「封内風土記」を著した。

明治5年(1872年)9月、政府は「皇国地誌」の編集を布告、明治8年(1875年)8月に郡村誌の調査提出を命じた。本県も「巖手県管轄地誌」の作成に着手し、県令島惟精のもと柘内吉哉が編集の任に当たった。本県創成期における岩手・紫波・稗貫・和賀・江刺・胆沢・磐井・気仙・閉伊・九戸の10郡分は、明治12年(1879年)に完成をみたが、二戸郡が青森県より移管されたことを受けて、同郡分は明治18年(1885年)に完成した。全県11郡642村からなる全11巻130冊の大著である。

② 明治から昭和の貝塚調査～文化財調査の始まり

本県での考古学的な調査は三陸沿岸の貝塚調査が嚆矢とされる。小友村(陸前高田市)の鳥羽源蔵は、門前貝塚・瀬沢貝塚・長谷堂貝塚等の気仙郡の貝塚の調査に参加し、出土した骨角器等を全国に紹介した。また、重茂村(宮古市)の中嶋吉兵衛は、鉾ヶ崎館山貝塚を中心とした資料を収集し、岸上鎌吉を招き同貝塚の調査を行った。大正期になると、「史蹟名勝天然記念物保存法」により本県にも調査会が設置され、小田島禄郎が活動の中心となった。小田島は内務省考査員の柴田常恵を招き、鳥羽源蔵と菅野義之助とともに気仙地方の遺跡を踏査し、宮古では中嶋吉兵衛の収集資料を実見した。柴田は踏査成果を基に、中沢浜・蛸ノ浦・下船渡の3貝塚と関谷洞穴を仮指定とした。次に小田島は山内清男の参加を得て、大洞貝塚(大船渡市)の調査を行い、その成果は山内の縄文晩期の土器編年(大洞式土器編年)の基礎資料となった。小田島も貝塚研究の成果を「岩手考古圖集」としてまとめている。昭和期に入ると、再び宮古市から洋野町までの遺跡の踏査を行い、田ノ浜貝塚(山田町)や根井貝塚(野田村)を発見した。また、淡水系の貝塚である白浜貝塚・貝鳥貝塚・高倉貝塚(一関市)の調査を行った。小田島が生涯で踏査した遺跡は600ヶ所以上、出土資料6,578件22,435点を数える。これらは「小田島コレクション」として県立博物館で保管しており、その一部を展示している。

戦後は、大学や地元の研究者たちが、大洞貝塚や宮野貝塚、貝鳥貝塚等の調査を進めた。門前貝塚(陸前高田市)の報告書では、後期初頭の門前式土器が提唱され、貝鳥貝塚(一関市)の調査では、

埋葬人骨 30 数体が出土し、指定外の緊急調査で出土した骨角器や自然遺物は貝塚研究の重要資料となっている。また、清水貝塚・宮野貝塚・長谷堂貝塚（大船渡市）・磯鷄蝦夷森貝塚・崎山弁天貝塚（宮古市）・牧田貝塚（陸前高田市）などの調査・研究も進展をみせた。本県の貝塚調査の成果は、我が国の考古学研究の進展に貢献しただけでなく、史跡指定が進み、各種開発事業から遺跡が守られてきたといえる。

③ 「遠野物語」と民俗学

「遠野物語」は、柳田國男が明治 43 年（1910 年）に発表した遠野地方に伝わる逸話、伝承などを記した説話集である。この説話集は遠野土淵村出身の佐々木喜善が話者となり、柳田國男が筆記、編纂する形で出版された。内容は天狗、河童、座敷童子などにまつわるものから山人、マヨヒガ、神隠し、臨死体験、あるいは祀られる神とそれを奉る行事や風習に関するものなど多岐にわたっており、「遠野物語」は日本民俗学の出発を告げる象徴とされている。

佐々木喜善は、岩手医学校を中退後、上京して早稲田大学に入学した。在学中に、新進作家の水野葉舟に伴われて柳田邸を訪れたのが「遠野物語」の始まりとなった。喜善の日記にはお化け話をしてきたとあるが、その時、柳田は「その山さとはよほど趣味のある所なり。其話をそのまま書きとめて『遠野物語』をつくる」と決心した。「遠野物語」執筆を契機として、柳田は風俗・文化の中から日本人の特質を求める学問を志すようになり、大正 8 年（1919 年）に官界を辞してからは、本格的に日本各地を訪ねて口頭伝承や伝統ことば、固有信仰の収集と研究、多数の著書や論文を精力的に著して「日本民俗学の父」と呼ばれた。一方、佐々木喜善は病気で帰郷し、伊能嘉矩・鈴木重男らと郷土研究会を立ち上げた。喜善は土淵村村長を務めたりしながら、精力的に民話の収集と民俗民話研究に没頭し「聴耳草紙」・「東奥異聞」・「江刺郡昔話」などの著書を残した。「江刺郡昔話」により初めて「昔話」という言葉が使用されたといわれる。喜善は、昭和 8 年（1932 年）に 48 歳の若さで没するが、折口信夫や金田一京助は、その先駆的な業績から喜善を「日本のグリム」と讃えている。

④ 中尊寺金色堂と平泉遺跡群の調査

明治 30 年（1897 年）の古社寺保存法制定を受けて、中尊寺金色堂を含む特別保護建造物 44 件、中尊寺木造一字金輪坐像を含む国宝 155 件が指定された。古社寺保存法による財政的支援制度が確立したことにより、指定古建築や仏像の修理修復への本格的な取組が始まることになった。東京美術学校の岡倉天心は、中尊寺金色堂内部と宝物の修理・修復に取り組むことを決意し、古社寺保存法成立と保存費の国家支給を見越し前年から修繕に着手した。修理に当たっては、東京美術学校の同僚で、漆芸の六角紫水、仏像の新納忠之助、画家木村武山、彫刻家の菅原大三郎が参加した。特に、六角による螺鈿修復の功績は大きなものがあり、その後の漆芸文化財の修復に活かされることになった。修理は当時 2 万円余の国家予算をもって行われ、明治 31 年（1898 年）5 月に盛大な落成式が行われた。

昭和 5 年（1930 年）には、金色堂と覆堂、経蔵の大修理が行われ、科学的かつ慎重に行われた修理により金色堂は面目を一新した。その後、戦時体制のもと寺僧にも召集者が続出し、寺領の巨木が軍需品として伐採されることもあった。全国的にも戦災や戦後の混乱による文化財の損傷が著しく、法隆寺壁画や金閣寺の焼失等も相次いでいた。そうした中、文化財保護の環境を整え、平泉の価値を明ら

かにするため、昭和25年(1950年)に金色堂内の藤原四代遺体の学術調査が行われた。各部門の専門家を結集した調査団により、遺体の科学調査と永久保存のための処置が行われた。この画期的な事業は学術的な大きな成果であったが、同時に平泉に対する一般の関心を大いに高めることになった。

昭和27年(1952年)には、文化財保護委員会(現文化庁)による無量光院跡の総合調査が行われた。平泉遺跡群の最初の学術調査であり、考古・建築・庭園史・歴史学の第一線の研究者が参加し、考古学的な調査により、本堂跡及び中島の建物跡や苑池の規模、伽藍の構造を確認するなど大きな成果をあげた。オブザーバーとして参加した東京大学の藤島^{がいじろう}亥治郎は、平泉では12世紀の遺構が良好な状態で保存されていることを悟り、昭和29年(1954年)に平泉遺跡調査会を発足させた。当調査会には、各分野の研究者と地元大学関係者が参加した。調査は最も荒廃している観自在王院跡から始め、翌年に毛越寺跡及び観自在王院跡の調査を3ヶ年、昭和33年(1958年)から中尊寺跡の調査を10ヶ年実施した。調査成果は「平泉―毛越寺と観自在王院の研究―」(1961年)、「中尊寺―発掘調査の記録」(1983年)で報告されている。文化財保護委員会及び平泉遺跡調査会の調査により、無量光院跡は特別史跡(昭和30年)、毛越寺庭園は特別名勝(昭和34年)、中尊寺境内は特別史跡(昭和54年)、復元された旧観自在王院庭園は名勝(平成17年)に指定されている(毛越寺境内附鎮守社跡は昭和27年に特別史跡指定)。

⑤ 古代寺院跡の調査

平安時代、北上川流域や安比川流域に展開した仏教文化は、平泉文化の基盤となったといわれる。安比川流域の天台寺(二戸市)は、平安時代から続く名刹として知られてきた。霊木伐採事件とそれに続く地上権紛争が続くなか、昭和53年(1978年)に県教育委員会と浄法寺町教育委員会(当時)による発掘調査が開始された。調査では本堂周辺で前身の礎石及び掘立柱の建物跡を確認し、大学や地元の研究者による天台寺研究会の活動も始まった。機関紙「天台寺研究」は歴史・地理・考古・宗教・民俗など総合的な研究報告であり、天台寺の復興と保存・管理に関する提言も含まれていた。天台寺の調査・研究が進む中、県立博物館でも天台寺の絵馬を中心とした企画展「岩手の大絵馬展」、テーマ展「天台寺」を相次いで開催した。

国見山廃寺跡(北上市)は、平泉文化に先行する山岳寺院跡として国の史跡に指定されている。陸奥国極楽寺との説もあり、伝世品の銅竜頭・銅錫杖頭の存在から、北上市教育委員会は昭和38年(1963年)、岩手大学等の指導で学術調査を開始した。本堂の可能性のある方七間堂や方三間堂、塔跡等が次々に確認され、遺跡全体の伽藍配置や年代観、遺構・遺物等の解明が進んでいる。

中尊寺北方の長者ヶ原廃寺跡(奥州市)は、昭和33年(1958年)の発掘調査により、仏堂跡の礎石と方形の築地跡が良好に保存されていることが確認された。そのほか大竹廃寺跡・横町廃寺跡(北上市)、泥田廃寺跡(一関市)、どじの沢遺跡・黄金堂遺跡(岩手町)などの寺院跡も調査されている。

⑥ 岩手県教育委員会による調査

県教育委員会は、開発等に伴う調査等とは別に、県内全域を対象に各遺跡の悉皆調査を実施してきた。昭和57～60年の県内中世城館跡調査をはじめとして、平成7～9年に県内貝塚調査、平成10～11

年に県内洞穴遺跡調査、平成14～16年に県内製鉄関連史跡調査を実施し、それぞれの成果は報告書として刊行している。

柳之御所遺跡は、昭和44年から昭和47年まで平泉遺跡調査会により最初の学術調査が行われた。一関遊水地及び国道4号平泉バイパス建設事業が計画されたことから、昭和63年から平成5年まで県埋蔵文化財センターと平泉町教育委員会により発掘調査が実施された。二重の堀跡と大型建物跡、園池跡などが発見され、奥州藤原氏の居館跡として保存されることになった。平成9年に国指定史跡となり、県教育委員会は平成10年に現地に柳之御所調査事務所を設置し、史跡整備に向けた内容確認調査を継続している。

県内の歴史の道の調査としては、昭和53年から昭和56年まで文化庁「歴史の道」事業の一環として、県内の旧街道の調査を実施し、奥州道中・浜街道・盛街道・宮古街道・小本街道・平和街道などの調査成果を街道ごとの報告書の形でまとめている。県教育委員会は、岩手県の近代和風建築、特別天然記念物カモシカ調査報告書、岩手県金石志、岩手県中世文書、岩手県戦国期文書、岩手の民俗芸能（山伏神楽・念仏踊・鹿踊等）の調査・研究の報告書を刊行している。文化財を取り巻く環境の変化の中で、中世城館跡や民俗芸能、天然記念物等の再調査・追加調査等が必要な時期を迎えている。

岩手県立博物館では、10年ごとの企画展の開催に向けた各部門横断型の総合調査を実施し、各部門では企画展・テーマ展開催に向けた個々のテーマの調査研究活動を行っている。総合調査のテーマは、岩手を特徴づけるもの（縄文・鉄・馬・漆）と県内の特徴的な地域を対象とするものがある。各部門でも部門ごとの中長期的なテーマを設定し、個々の調査研究活動に取り組んでいる。

また、県教育委員会や市町村教育委員会と連携した事業として、平泉文化に関連する遺跡や環状列石を有する遺跡についての考古学的な調査等を実施し、その保護や普及啓発を行っている。

⑦ 市町村による調査と文化財の活用

市町村においては、古くからその存在が知られ、発掘調査などによってその詳細が明らかになった遺跡の整備活用や、地域の人々が昔から大切にしてきたものを地域の「遺産」として認定する取組、地域の民俗芸能の保存継承活動など、文化財に関係する様々な側面からの保存と活用が行われている。ここでは県内市町村における保存活用の参考取組事例として以下の4つを紹介する。

その1 一戸町御所野縄文公園

一戸町にある御所野遺跡では、工業団地造成事業に伴う発掘調査が行われ、東西約500m、南北約120mの細長い台地のほぼ全面に縄文時代中期の集落跡が良好に保存されていることが確認された。遺跡中央には縄文中期の終わりごろの配石遺構が広がり、その下層には中期の中ごろから終わりごろの竪穴住居跡や貯蔵穴、お墓と考えられる土坑等が多数発見されている。遺跡の重要性が明らかになったことから全面保存されることになり、平成5年（1993年）に国の史跡に指定された。一戸町では、史跡公園としての活用に向けて、平成9年（1997年）から史跡整備基本構想のもと、計画的に史跡整備を進めてきた。整備と並行して進めている内容確認調査では、調査のたびに新たな情報が得られ、土屋根住居の発見など縄文時代のイメージを変えるような発見が相次いでいる。

整備が進む史跡公園では、最新の調査成果を活かし、今までにない縄文時代のムラの再現と体験的

な学習機会の提供を行っている。平成14年には、史跡のガイダンス施設であり、出土品の展示を行う御所野縄文博物館も開館している。御所野遺跡では、遺跡の活用という点で、町民が参加するボランティア団体の活動が顕著であり、御所野縄文公園には、現在、4つのボランティア団体がある。「御所野遺跡を支える会」は、御所野縄文公園内の遺跡ガイドを中心に活動しており、イベント（火おこし・自然と遊ぼう体験）の指導や、年2回の清掃活動、里山づくりの支援、縄文食の研究なども行っている。このほか、復元竪穴住居の維持管理の手伝いや、御所野遺跡の紙芝居の作成と実演を行っている。「御所野発掘友の会」は、草取りなどの公園内の整備、イベント等への運営協力（郷土料理販売）などを行い、研修旅行も実施している。「自然と歴史の会」は、一戸町内の史跡調査や近隣史跡の見学、自然に親しむ行事への参加、御所野縄文公園イベントの補助や講演会の開催などの活動を行っている。一戸町立一戸南小学校の3年生から6年生までの児童全員からなる「御所野愛護少年団」も、御所野遺跡のことをもっと知り、守ることを目的に活動を行っている。さらに、5・6年生は「子どもガイド」の活動にも取り組んでいる。



写真 「御所野愛護少年団」による遺跡の清掃活動

その2 遠野市遠野遺産

柳田國男の「遠野物語」の影響もあり、日本のふるさと、民話の里として、遠野市には全国から多くの観光客が訪れている。佐々木喜善により語られた河童やオシラサマ、山女などの民間伝承、各集落に伝わる芸能や神社・観音様など、市内の至るところに「遠野物語」の世界が残されている。遠野市では、平成19年に遠野遺産認定条例を制定し、遠野らしいもの、住民が地域に愛着をもち、地域の誇りに思っているものを「遠野遺産」として認定し、その保存と活用を通じて魅力ある故郷の創出を目指す取組を行っている。対象となるのは、建造物や石碑などの有形文化遺産、芸能や習俗などの無形文化遺産、巨石や動植物などの自然遺産、それらの複合遺産など、あらゆるものに及ぶ。

遠野遺産は、年に一度、各地域から推薦を受けた遺産を、市民で構成する遠野遺産認定調査委員会の現地調査を経て市長が認定する形となっている。令和元年度で遠野遺産は159件となっており、遠野

市では遠野遺産公式ガイドブックを毎年発行し、新規の遺産を紹介するとともに、その都度、遠野遺産マップを作成している。

遠野遺産登録制度の特徴は、遺産推薦者を個人ではなく、地域づくりの団体などの住民グループとしている点にある。それは認定後の地域の遺産を核にした地域づくりこそが重要と考えているからであり、地域の活動への支援として「みんなで築くふるさと遠野」推進事業補助制度を創設している。この制度は、市民と行政の協働の理念に基づき、地域づくり連絡協議会や自治会等が、創意と工夫を凝らした特色あるふるさとづくり、人づくりを目的に行う事業に対して補助するものである。

「遠野物語」にも出てくるデンデラ野は、かつて60歳をこえた老人が棄てられた場所として、遠野郷にいくつかあったとされている。土淵町山口集落にある山口デンデラ野もその一つで、平成19年に遠野遺産21号に認定されている。認定後、山口自治会が中心となって、デンデラ野に登る道の整備や茅葺屋根のあずま屋の建設なども行った。平成25年には国の重要文化的景観に選定され、地域のシンボルである水車小屋の保存修理工事が伝統的な工法に基づいて行われた。ただ見るだけの水車から、使える水車へと生まれ変わることにより、水車は地域の行事や地域活動に生かされるようになった。

張山しし踊り（遠野遺産48号）は、幕張系しし踊りであり、昭和49年に早池峰獅子踊りとして県無形民俗文化財に指定されている。「天神の山には祭りありて獅子踊りあり」と「遠野物語」序文にも記されており、保存会では「遠野物語」と「遠野遺産」を軸にした伝承活動や、Tシャツ作成など地元の民間会社と連携した活動を展開している。また、行政が「遠野物語」や民俗文化財を活用していく中で、地域住民は遠野常民大学（遠野物語研究所）の活動のように、「遠野物語」の読み直しや遠野の文化や自然を見直し等の活動も始まっている。



写真 「デンデラ野」のあずま屋建設風景

その3 宮古市崎山貝塚縄文まつり

宮古市にある崎山貝塚は、三陸鉄道宮古駅の北約4kmに位置する縄文時代前期から後期の遺跡である。大正13年（1924年）の柴田常恵と小田島禄郎による調査以降、当地域を代表する貝塚として開発

の波から守られ、昭和61年（1986年）度からは宮古市教育委員会が継続して発掘調査を実施してきた。調査により、崎山の縄文人は大規模な土木工事を行い、広場を中心とした計画的なムラづくりを行ったことが明らかとなり、集落と貝塚がセットになった貴重な遺跡として、平成8年（1996年）に国史跡に指定された。宮古市教育委員会では、来訪者が縄文時代の景観と人々の暮らしを体感できるよう修景を進めるとともに、遊歩道や散策路の整備を行っている。平成28年（2016年）に開館した崎山貝塚縄文の森ミュージアムは、崎山貝塚の出土品や貝塚断面の剥ぎ取りの展示、プロジェクションマッピングなどの常設展示室と、各種の企画展を行う企画展示室、火おこし・弓矢体験などの体験学習室を備えている。

宮古市教育委員会が主催する「崎山貝塚縄文まつり」は、史跡を核にした年1回の体験的なイベントで、令和元年度（2019年）で20回を数えている。当初は行政主導であったが、平成30年度（2018年）からは地域・学校・行政が一体となった実行委員会を組織し、地元を中心に多くの人々が参加し、縄文の暮らしを体験することができる1日となっている。縄文まつりでは、弓矢縄文ハンティング大会、古代の鉄づくり、どんぐり染め体験、縄文の森クイズ体験ラリー、どんぐり団子試食、復興ソーラン崎山魂（崎山小学校）、縄文の森コンサート、丸木舟縄文フィッシング、石斧体験、星空観察会など多彩なメニューがある。さらに平成30年度（2018年）からは、地元の崎山中学校の生徒が当日スタッフとしての協力や、まつり準備のための史跡内の環境整備を行うなど、学校とも連携して実施している。



写真 「崎山貝塚縄文まつり」の体験的イベント

その4 一関市「ぎょうざんりゅうまいかわしおどりほぞんかい行山流舞川鹿子躍保存会」及び遠野市「かみごう上郷しし踊り保存会」

「行山流鹿踊」は旧仙台藩領で広まったといわれ、一関市の「行山流舞川鹿子躍」は元禄13年（1700年）に本吉郡平磯村（宮城県気仙沼市本吉町）の師匠から指導を受けたのが始まりとされている。

保存会は発足以来、地域の支援を受けて伝承を続けてきており、地域行事への参加や子供たちへの指導を通して地域貢献に力を入れている。地元小中学校の運動会披露のための指導のほか、「子供鹿子

躍育成会」を発足させて地域の子供たちへの指導を継続しており、その成果は、子供たちが成人して保存会に加わるなど顕著に表れている。また、早くから女性の参加や、地元の枠を越えた広い地域からの参加にも門戸を開いてきたため、令和2年現在、30代以下の会員が半数を超える保存会となっている。多くのイベントにも積極的に出演する保存会の活動は、市内の民俗芸能や鹿踊りの認知度を高める役割を果たしている。また、新たな観光イベントへの招待をはじめ、地域文化としてインバウンド観光客や修学旅行生の観賞や体験指導の依頼を受けるなど、民俗芸能の普及啓発に積極的役割を果たしている。特に一関を離れた東京在住者が踊り組を分立させた東京鹿踊の活動は、新たな民俗芸能保存会のあり方を指し示すものとして注目される。

「上郷しし踊り保存会」は、遠野市上郷地区の郷土芸能「しし踊り」を子どもたちに伝え継承する中で、ふるさとを愛する心を育て、青少年健全育成に地域一体となって取り組むことを目的に昭和57年に結成された。伝承活動は、学校や地域、そして保存会の協働の精神を大切にする「ふるさと学習」として位置づけ、学校と地域が融合した上郷地区独自の取組として行ってきた。

当初、中学校を対象として始まった活動は、上郷保育園、上郷小学校の活動へも波及し、現在に至っている。昭和59年の上郷中学校（当時）体育祭を皮切りに、保育園・小学校の運動会、上郷まつり、遠野まつりなど、発表の場を地域全体に広めながら活動を展開しており、中学校への伝承活動を契機として、活動を休止していた「佐比内しし踊り」が復活するなど、地域の郷土芸能への波及効果も認められ、民俗芸能の継承活動が地域づくりに結びついている。



写真 「行山流舞川鹿子躍保存会」による中学生への指導風景

（5）岩手県の文化財の特質

本県は日本列島の東北部に位置し、山々や海、川に囲まれた自然あふれる地域である。先人たちの残した文化財から垣間見られるのは、様々な交流による多様な文化であることや、豊かな自然資源を活かした文化であること、災害や戦乱から立ち上げられた文化であることなどである。様々な交流の要因となったのは本県の地政的な境界性であり、本県の「豊かな自然」とは、自然の恵みを享受し、

利活用してきた結果でもある。そして、本県は直近の東日本大震災津波を含め、各種の自然災害や飢饉、戦乱の渦中にあったが、その都度立ち上がり、文化の力で理想郷の実現を目指してきた。そこで、本県の文化財の特質について、境界性・自然の利活用・文化力の3つの観点から記述する。

ア 境界性

本県域は、縄文時代の長きにわたり北と南の文化の境界に位置してきた。古墳文化や律令国家の時代においても境界が継続し、近世の藩境は新たな境界の誕生であった。境界は2つの地域に分けるものだが、それを越えて人々は交流を続け、境界付近には両地域の文化が融合し、独特な文化が育まれることになった。

① 2つの土器文化と境界

縄文時代前期中葉から中期中葉（約6000～4300年前）、現在の秋田―盛岡―宮古を結ぶ地域から北では、円筒土器と呼ばれる土器が分布していた一方、南では大木式土器と呼ばれる土器が分布し、この時代、本県域では2つの異なった土器が使われていたと考えられている。重要なのは土器の様式だけではなく、住居や様々な道具等がそれぞれ独自の特徴をもち、円筒土器文化、大木式土器文化と呼ぶにふさわしい様相がみられることである。東北北半から北海道南部にかけて広がりをもつ円筒土器は、前期の円筒土器下層式、中期の円筒土器上層式に大別され、およそ千年間存続する。円筒土器は、名前のとおり円筒形の細長いプローションで、器面には様々な縄文原体を用いた装飾が施される。特に前期の円筒下層式のデザインは「撚り紐の芸術」ともされる。東北中部～南半に広がる大木式土器は、1920年代に仙台湾の大木冨貝塚を調査した山内清男により命名された土器型式である。凹凸の激しい形が特徴で、前期末～中期初頭では球胴形又は金魚鉢形と称される形態が特徴的である。

縄文時代中期中頃になると、円筒土器は大木式土器様式の北進によって変質し、やがて東北北部も大木式土器圏内に組み込まれていった。ところが縄文後期に入ると、再び北緯40度以北を中心に十腰内式土器文化圏と呼ばれるまとまりが成立する。円筒以来の文化圏の結びつきは強固なものがあり、北海道北部と東北北部の津軽海峡を挟んだ明確な地域文化圏であった。この文化圏では、長期間継続した集落や環状列石などの記念物に代表される高い精神性を共有しながら、継続的に交流が行われてきた。縄文晩期においても東北北部では、精緻に飾られたいわゆる亀ヶ岡式土器が作られ、遮光器土偶や土面、祭祀の道具や、装身具類などが用いられるようになった。2つの地域の境界性は、弥生時代から古墳時代においても濃淡はあるものの維持され、古代においては蝦夷が住む地域とされ、青森県北部に境界が移ってからは、北方との交易を進める在地豪族が現れるようになった。

② 境界に花開いた民俗芸能

本県には数多くの民俗芸能が伝承されており、その種類、数、質の高さなどすべてにおいて全国に誇りうる「民俗芸能の宝庫」として、県内外から非常に高い評価を得ている。ユネスコ無形文化遺産の早池峰神楽、吉浜のスネカを始め、中世の芸能を今に残す毛越寺の延年や、念仏の風流芸の特色が濃厚な永井の大念仏剣舞、沿岸各地に伝えられている虎舞、県北の広範囲で踊られるナニャトラヤな

ど、県内に伝えられた民俗芸能は多彩であり、豊かな地域性を併せ持ち、無形民俗文化財として指定されているものも多数存在している。

本県に伝承された民俗芸能の特色の一つとして、盛岡・仙台両藩の藩境の周辺で、これまで両藩に伝承された民俗芸能が混在するようになり、多彩な民俗芸能が残されてきたことが挙げられる。本県を代表する民俗芸能である神楽や田植踊、剣舞、鹿踊ししおどりなどは、藩境の北と南の地域に数多く伝承されている。近世初めの藩境の確定により、奥羽山脈の駒ヶ岳から釜石市の唐丹湾まで、南部領伊達領境塚が築かれた。突然の分断は、そこに住む人々にとって生活基盤を揺るがす厳しい現実となり、経済的にも文化的にも交流は閉ざされ、民俗芸能にも影響を与えることになった。

藩境が引かれたことにより、盛岡藩、仙台藩でそれぞれ発祥した民俗芸能は、藩境北の北上市・花巻市域、南の金ヶ崎町・奥州市域に集中的に伝承されるようになった。現在でもこれらの地域では民俗芸能の種類は多彩であり、伝承団体も数多く存在している。両地域は穀倉地帯であり秋田藩領に通ずる交通の要衝でもあった。藩境があっても北上川は自由に往来できる道であり、和賀川を遡れば横手方面に通じたこともあり、両地域間の経済・文化の交流が続けられた。

両地域では神楽はほとんどの種類が伝承されており、修験道の山伏集団による山伏神楽は、廃仏毀釈により仏教色を払拭した芸能になったが、仏教色を守り続ける大乘神楽が普及している。農民の娯楽芸能として仙台藩領に広まった南部神楽が、藩境を越えて盛岡藩領に伝承するということもあった。

穀倉地帯の確保のため、盛岡藩は和賀川から用水を引き、花巻以南から藩境までを水田化した。この地域が藩最大の穀倉地帯に生まれ変わる中で田植踊が広まった。念仏踊は、和賀郡では剣舞の名で呼ばれ大念仏系と阿修羅踊系に分けられる。前者は全て盛岡藩領に伝承し、後者は仮面の有無で区分される。盛岡藩領内では仮面はなく、仙台藩領内では全て仮面をつけて踊るが、藩境付近の和賀郡の阿修羅系の剣舞は、仮面をつけて踊る。盛岡藩領にはないはずの民俗芸能が、藩境地域に伝承されるという現象が生じた。

仙台藩領から盛岡藩領に流入した民俗芸能の一つに鹿踊ししおどりがある。和賀郡に伝承されているものは、身につけた太鼓を自ら打ちながらその囃子に合わせて踊る太鼓系鹿踊が多い。盛岡藩領には、中断や廃絶した太鼓系鹿踊が秘伝書や供養碑によって14団体が確認されており、念仏踊と共に人気の高い民俗芸能であったことが窺われる。一方、藩境南の金ヶ崎町三ヶ尻鹿踊は、仙台藩領の北端部で伝承される太鼓系鹿踊で、数多い行山流各派のうち北上市の相去鹿踊とともに、皆白行山流かいぱくざんりゅうを名乗っている。三ヶ尻地区には神楽、田植踊、鹿踊が伝承されており、三ヶ尻郷土芸能保存会は、中立の足さばきや角入れの所作など優れた技芸を保持し、鹿踊り唄も豊富であり、庭堅め・墓回向はかえこうなどの儀礼が確実に伝承されている。盛岡・仙台両藩の境界の地域には、両藩独自の民俗芸能に加え、他領から流入し、地域に定着した民俗芸能も数多く残されている。

イ 自然の利活用

本県域は冷涼な気候や火山灰地、山がちな地形、複雑な海岸線など、コメ作りや産業振興、交通の面では不利な要素が多かった。自然の恵みである森林や鉱産資源を活用して、漆の生産、馬産や鉄づくりが繁栄し、金山や銅山が開発されるなど、自然を有効に利活用することで産業を興し、生計を支え、独特の文化を生み出してきた。

① 漆の生産

漆はウルシの木から採取した樹液である。漆掻きは樹皮にキズをつけ、そこからにじみ出る樹液を採取する。国内における漆の使用の始まりは縄文時代早期とされ、垣ノ島B遺跡（北海道函館市）のお墓に埋葬された装飾品が国内最古の資料とされている。県内では縄文時代早期・前期の漆製品は未発見だが、縄文中期の坊主峠遺跡（北上市）から、赤色の原料となるベンガラ入りの壺が出土している。縄文後期から晩期になると、県内各遺跡で漆製品が出土するようになる。縄文後期の葦内遺跡（盛岡市）は、黒色・赤色漆の塗布された木皿や装飾櫛、飾り弓等が多数出土したことで有名である。その製品はいずれも装飾性に優れており、漆の特性を熟知し、高度な技術を有していたと考えられる。

弥生時代から古墳時代までにおける漆製品の出土は少ないが、堀野遺跡（二戸市）出土と伝えられる蕨手刀の鞘の一部に漆が塗られており、武具など限定的な使用が想定される。平安時代になると、胆沢城跡（奥州市）で漆紙文書が出土し、徳丹城跡（矢巾町）で漆塗りの木製兜が出土するなど、主に公的な機関で漆が利用されていたようである。奥州藤原氏の居館跡、柳之御所遺跡では、多数の漆製品だけでなく、漆製品製作に必要な漆濾布・篋・刷毛などが出土している。この時期になると、木製の椀や皿、仏具などにも漆が利用され、中尊寺金色堂では、蒔絵や螺鈿など高度な漆工技術が用いられた。

貞和4年（1348年）開山の正法寺（奥州市）には、正法寺椀として知られる黒塗りの椀がある。高台のない鉄鉢形の椀で、開基の無底良韶の縁で能登の漆工技術の影響との説があるが、年代・系譜とも不明である。秀衡椀は奥州藤原氏の名を冠し、大型で金箔を用いた三重椀が、一関市から宮城県北の旧家に複数伝えられているが、製作年代や製作地は不明である。南部椀は盛岡藩領内で産した椀の総称で、特に浄法寺周辺で作られたものは浄法寺椀と呼ばれた。金箔が貼られた南部箔椀は、秀衡椀の影響ともいわれ、重要な産物として藩の管理下にあった。盛岡藩領では、漆とともに蠟をとるウルシの実が二戸地域を中心にほぼ全域の産物となっていた。

明治以降、岩手県域では、二戸地域と東磐井地域で漆生産が継続されたが、福井県からの漆掻き職人が多数進出し、彼らは越前衆と呼ばれた。彼らは殺し掻きの技術と優れた漆掻き道具をもたらし、生産量の増大につながっていった。一方、増沢塗は旧衣川村増沢（奥州市）で製作された良質の椀であり、当地を訪れた美学家の柳宗悦が「正直で手堅い」と評価した。秀衡塗との関わりがいられているが、残念ながら昭和40年代のダム建設により、職人が離散し、資料も散逸している。

国内で使用される漆のうち、国内産はわずか3%で、国内生産量の約70%が岩手県、その全量を二戸地域の浄法寺漆が占めている。浄法寺漆は非常に良質であることから、日光東照宮など国宝・重要文化財の修復に使われている。漆掻き職人の団体である二戸市浄法寺の「うるし掻き技術保存会」は、国の選定保存技術の保持団体として生漆の採取技術の向上や後継者の養成に取り組んでおり、2020年には「伝統建築工匠の技：木造建造物を受け継ぐための伝統技術」の構成団体として、ユネスコ無形文化遺産に登録された。

また、安比川上流域には木地師、中流域には塗師、下流域には漆掻きが多く住んで、一体的な漆器製作を行ってきたとされ、生漆だけでなく漆工芸品の特産地として、漆産業は現在まで守り伝えられてきた。高齢化や後継者不足への対応と、漆産業振興のため、県北地域では優良なウルシ原木の確保や後継者の就業支援等に取り組んでいる。

② 馬産

軍事・輸送・農耕など、馬と人との関わりは深く、歴史的に見ても馬は重要な役割を果たしてきた。本県域は、古来から日本有数の馬産地として著名であった。馬産の中心となったのは糠部郡（県北部から青森県東部）であり、夏は冷涼でヤマセが吹き、冬は積雪が少ない地域である。広大な土地に黒ボク土が分布し、雑穀生産が盛んな地域でもある。河川の流域は草地や低湿地となり、火山灰の度重なる堆積や扇状地地形等の自然条件等を活用し、糠部郡は名馬の産地になっていったと考えられる。

中半入遺跡（奥州市）では、5世紀後半の堅穴住居跡から馬歯や骨が出土している。馬産を示すものではないが、古墳時代における馬の存在を示す資料として日本列島最北の事例である。本県域での馬産の始まりは、本県及び青森県東部に分布する末期古墳群出土の馬具や、馬を埋葬した墓の存在により、飛鳥時代から奈良時代頃と考えられている。

奥州藤原氏、初代清衡は、豊田館から平泉に宿館を移す前に、関白藤原師実^{もろざね}に馬2頭を献上したことが記録に残っている。2代基衡は毛越寺建立の際に、都の仏師に糠部駿馬^{しゅんめ}を送っており、糠部郡の馬は都でも珍重されていたと考えられる。鎌倉時代になると、牧場政策として糠部郡に九部四門^{くかのぶしかど}の制が敷かれ、郡域は一戸から九戸までの9つの戸、東西南北の4つ門^{かど}からなる馬牧が行なわれた。「戸」は牧野の木戸とされるが、古代の柵戸^{さくこ}を起源とする説もある。特に、南部氏が開設した牧野は、主要なところで9ヶ所あり南部九牧と呼ばれていた。九牧は、本県域では三崎野・北野（九戸郡）であり、他に田鎖野・妙野・広野・立崎野があった。これらの地域では、近代を経て、戦中に至るまで牧野が脈々と存続し、有名無名の南部馬たちを産出してきた。「糠部郡九ヶ之部馬焼印図」は、馬の焼き印を図解したもので、牧野ごとに馬を見分ける必要があったことを示している。

近世に入ると、南部氏は人工繁殖や品種改良などの制度を持ち込み、管理する馬産を始めた。南部九牧は諸々の制度改革によって計画的に運営され、特に^{せりごま}擧駒の制度は、馬の品質管理と販路の統制という点で重要な効果をもたらしていた。八戸藩は「乗馬飼養令」を出して、禄高に応じて藩士にも乗馬を飼うことを義務づけた。唯一最高の名産品である南部馬の生産を、農民にのみ委ねていられる状況ではなかったことを示している。庶民の生活においても、信仰の対象や年中行事の一つとして、馬や、それをモチーフにした道具が用いられるほか、馬は運搬や農耕などの使役として同じ屋根の下で共に暮らし、大切に育てられた。本県域では、馬産地として栄えた名残として、南部曲がり家、オシラサマ、チャグチャグ馬コなどの馬事文化が現在も受け継がれている。

③ 鉄づくり

北上山地は、主に古生代や中生代の堆積岩（砂岩・粘板岩・石灰岩等）及び花崗岩から構成されており、花崗岩には磁鉄鉱が含まれている。たたら製鉄に有利な砂鉄が採取できる地域は、主に中国山地の日本海側と北上山地とされており、北上山地北部では真砂^{まじさ}と呼ばれる山砂鉄があり、久慈地域では赤褐色のドバが豊富に採取できた。北上山地南部では砂鉄川流域で良質の砂鉄が採取されており、削られた砂鉄の採取跡地をホッパと呼称していた。本県域の鉄づくりは良質な砂鉄を活用することで始まり、たたら製鉄の燃料となる木炭のもとになる森林も豊富であった。

古代の製鉄については、沿岸部の発掘調査の進展により、奈良時代に鉄づくりが始まったことが明らかになってきた。平安時代になると製鉄遺跡が増加し、島田Ⅱ遺跡（宮古市）のように集落跡と製

鉄遺跡がセットとなる事例がみられる。これまで製鉄炉跡が確認された古代～中世の遺跡は令和2年現在で28遺跡、製鉄炉の遺構数では111基にのぼる。大半が閉伊地方、特に山田町及び宮古市域に集中しており、当地域は国内有数の鉄の生産地域であったと考えられている。

近世になると、仙台藩領では磐井郡内の大籠^{おおかご}や折壁、津谷川で炯屋^{どうや}と呼ばれる場所での鉄生産が始まり、気仙郡の世田米でも鉄づくりが行われた。仙台藩の製鉄技術は、戦国末期～近世初頭に中国地方からもたらされたものであった。盛岡藩領では、近世初頭から在来の技術で鉄づくりを行っていたが詳細は不明である。盛岡藩・八戸藩領での鉄づくりは、18世紀以降、中国地方の製鉄技術の導入を契機とする。砂鉄を水で流し選別する鉄穴流^{かんな}しや、防水・湿気対策のための地下構造などの出雲流の最新技術を取り入れ、気候に左右されない通年の鉄生産が可能になった。盛岡藩では岩泉の中村屋が鉄山経営を始め、八戸藩では浜屋茂八郎の頃に鉄山経営が軌道に乗り、鉄山を藩営として藩内の豪商を任命して鉄山経営に当たさせた。盛岡・八戸両藩で生産された銑鉄や延鉄は、東北各地を始め関東、江戸に移出された。南部鉄の生産は日に日に増大し、製鉄に係る労働の機会を地域の人々に与えることになった。

近世末、盛岡藩士大島高任は、大砲鑄造に適した銑鉄の製造を目的に、釜石大橋に洋式高炉を建設した。大砲鑄造のためには精度の高い鉄が必要であり、大島は地元で採掘された鉄鉱石を原料として、古来の鉄づくりの知識に西洋科学を応用しながら、わが国初の洋式高炉での鉄生産を成功させた。これまでの毎回炉を解体して鉄を取り出すたたら製鉄法から、炉を壊さずに連続して鉄生産が可能となる高炉法への転換し、良質の鉄を大量に生産する近代製鉄への一歩を踏み出した。新しい技術を積極的に取り入れ、創意工夫により成功させた背景には、古代から続く当地域の鉄づくりの伝統があった。

ウ 文化力

度重なる災害や戦乱の後、先人たちはその都度立ち上がり、新たな生活と文化を築いてきた。古代の仏教文化は征夷の後に、平泉文化は前九年・後三年合戦の後に花開いた。本県の文化は復興文化ともいえる文化力であり、理想郷実現の心はどこかで確実に受け継がれている。

① 多彩な平安仏

平泉文化から300年ほど前に、本県域で本格的に仏教文化が始まった。300体ほどといわれる平安時代の仏像は、^{なた}鈍彫りの素朴な仏像から都風の優雅な仏像まで、多彩で豊かな内容がある。国家の政策として蝦夷の地に仏教が広められた成果として、平安前期の仏像には都と遜色のない名品が多いとされる。平安中期になると、独自の個性が反映されるようになり、一木造りの仏像や金箔も彩色もなく、樹木そのものから神仏が現れたような素木^{しらきぶつ}仏が増え始める。12世紀になると、爛熟した都の貴族文化の影響下にある仏像が増加し、素朴簡素な仏像と都ぶりの優雅繊細な仏像が両立する様相となった。

本県最古とされる仏像は、銅造観音菩薩立像（盛岡市源勝寺）である。法隆寺金堂壁画中の十一面観音画像や薬師寺聖観音立像に類似し、白鳳時代の作と考えられている。銅造菩薩立像（一関市林ノ沢）は同様の小金銅仏であるが、造形上の張りの強さなどに藤原様式がみられ、古体を示す類例の少ない仏像とされる。黒石寺（奥州市）の木造薬師如来坐像は、木像としては最古の墨書銘（貞観四年銘）をもち、神秘的な深みのある表情でどっしりとした印象の仏像である。当時の人々が仏像に峻厳

さを求めていたことの現れとも考えられる。天台寺の木造聖観音菩薩立像は、ノミ跡を意図的に残す鉋彫りの手法を用いている。この手法は県内外の仏像でも見られるが、ノミ痕の美しさは鉋彫りの極致とされる。この仏像は桂泉観音の別名をもち、霊木霊水信仰が背景にあると考えられている。木造兜跋毘沙門天立像（花巻市成島毘沙門堂）はケヤキの一本造の巨像である。都風ならば、頭部を大きめに造りバランスをとるのが通常だが、それを意識しないことが勢いのある造形につながっている。

木造来迎阿弥陀及菩薩像（一関市松川）は、全て頭部が失われているものの、様々な形の菩薩像や飛天像が残されている。来迎仏は絵画で描かれることが一般的で、来迎の姿をより具体的に在地の人々に伝えようとしたのだろうか。木造阿弥陀如来立像（一関市長徳寺）は、快慶様と運慶様の両様の特徴を兼ね備えた鎌倉時代の優品であり、時宗系の木彫像の古例として評価されている。

人々の平安仏への信仰は豊かで多彩な仏像を生み出し、仏像への人々の帰依は中世から近世に引き継がれ、在地性豊かで個性的な近世の仏像は、より多くの人々の信仰の対象となっていった。

② 平泉文化

奥州藤原氏、初代清衡は、幼い時に前九年合戦に巻き込まれ、青年期に後三年合戦の当事者となり、最終的な勝利者となるが、その過程で父を失い、妻子や親族を失い、戦いに加わった敵味方の多くの人々の命を奪うことになった。藤原清衡は自らの悲惨な体験をもとに、戦いで死に至らしめた人々の霊を浄化し、争乱のない平和な理想郷をみちのくの地に樹立しようとした。清衡は、「文化の力」で理想郷実現を目指し、その理念は3代秀衡まで受け継がれた。奥州藤原氏の理想郷は、現存する金色堂と復元された庭園、考古学的な遺構や遺物などにより明らかになっている。

平成23年（2011年）に「平泉－仏国土（浄土）を表す建築、庭園及び考古学的遺跡群－」として世界遺産登録された際、国際的に特に高く評価されたのは、次の2点である。

- ・金色堂と浄土庭園は、仏教にともなう文化の交流によって創造された、この世に浄土を表現した優秀な芸術作品であること。
- ・仏教と日本の自然信仰（神道）との交流融合によって、独特の自然美の浄土庭園が日本で創られ、その最も進化した形が平泉に4ヶ所（中尊寺大池跡・毛越寺庭園・観自在王院跡・無量光院跡）残されていること。

平泉における理想郷とは「現世浄土」と「自然美の浄土」であり、そのために奥州藤原氏は、都の超一流の文化を平泉に導入しようとした。都の模倣が目的ではなく、理想郷実現のための文化の導入であり、この世の浄土の実現のために、中国から直接先進的な文化を導入しようとした。

11世紀から12世紀前半、都とその周辺では最高レベルの仏教文化が花開いていた。理想郷実現のため奥州藤原氏は、平等院・六勝寺・鳥羽離宮などの建設に携わった超一流の技術者を、平泉に招聘した。宮大工・仏師・金工師・漆芸師・絵師・瓦工人・梵鐘工人などであり、平泉に残された文化財あるいは出土品は、彼らが最先端の優秀な技術者であったことを示している。おそらく、奥州藤原氏は得られた富の大半を文化創造に費やしたと考えられる。文化力は、鎌倉幕府の圧倒的な武力の前には無力ではあったが、800年の歳月を経て現在に残り、平泉文化は今も輝きを失っていない。そして、理想郷実現のための文化力は、例えば三閉伊一揆の人々や宮澤賢治のイーハトーブの思想、東日本大震災津波からの文化財再生と復興に受け継がれている。

第2章 文化財の保存・活用の基本方針

1 岩手県の文化財の現状と課題

前章までの岩手の文化財に係る概要を踏まえ、本県文化財の現状と課題について記述する。記述に当たっては、あらかじめ市町村や関係団体、有識者等に対し意見照会を行い、その内容も踏まえて文化財の類型別に課題整理を行った。その結果、岩手の文化財の現状と課題は大きく「保存・継承」に関すること、「調査・研究」に関すること、「活用・地域づくり」に関することの3つの観点から捉えることができ、これらを通じた課題解決を図っていくことが、目指すべき姿に近づくための方向性を示すものであるとの認識によるものである。

以下、文化財類型別の現状と課題及びそれらを踏まえた3つの観点からの現状と課題について記述する。

【文化財類型別の現状と課題】

ア 有形文化財（建造物）

県内の指定文化財は、国・県ともに県央・県南で多く指定されており、指定数に地域差が見られる。一方、指定・登録されている文化財建造物の多くは広く一般に公開されており、積極的に活用がなされている。しかし、特に県指定文化財建造物の多くが修理時期を迎えており、修理が必要な文化財が多い。

ノートルダム大聖堂や首里城の火災により、防災対策への取組が急務となり県内指定建造物の調査を行った結果、特に県指定建造物を中心に防災対策が十分ではないことが確認されている。耐震対策と併せて、人命に関わる問題への対応が急がれる。また、修理時期を迎えている建造物については、専門家からの助言を受けながら修理を進めているものもあるが、その費用負担の大きさから、修理が先延ばしされているものも見受けられる。

今後、指定数の少ない県北・沿岸地区を中心に悉皆調査等を行い、地域の文化財の掘り起こしが必要である。指定されている文化財建造物については、修理や防災への対策をさらに進める必要がある。国は文化財の活用に力を入れており、修理や防災への補助事業にも力を入れていることから、県指定文化財についても所有者の要望に応じて同様の支援をする必要がある。また、活用に向けた取組にも助言等の支援が必要になるため、専門職員の資質の向上に向けた研修の機会を設ける必要がある。

イ 有形文化財（美術工芸品）

本県は平安仏の宝庫とされているが、近年では中世から近世の地域色豊かな仏像の指定が進んでいる。また、東日本大震災津波の経験から災害の歴史を伝える記念碑や、公文書類、学校教材等についても文化財的な価値が評価されるなど、様々な視点から注目されている。

一方、文化財の保管・管理状況が十分に把握されておらず、収蔵施設の老朽化が進むなか、防犯や防火、防災対策への対応も遅れている。保管や修理は専門家の指導のもと、所有者等の責任で行っているが、技術的な助言や経済的な側面での支援は十分とはいえない。また、未知の文化財や新たな視点による文化財を把握するための悉皆的な調査が停滞している。有形文化財の公開・活用は限定的であり、地域住民が身近な文化財に触れる機会が少なく、地域づくりに活かそうという機運が高まらない。

今後、寺社や個人所有等の文化財の保管・管理状況を把握し、地域に眠る文化財の把握のため悉皆的な調査を進める必要がある。また、文化財の保存修理はもとより、防犯・防災等に対応した保管施設の確保・修理が必要である。県及び市町村は、所有者等の負担軽減のため財政的な支援の検討を行い、文化財担当職員及び学芸員の確保と人材育成を進める必要がある。さらに、文化財の活用に向けて、展覧会等により県民が文化財に触れる機会を設定し、画像・文化財情報等のデジタルアーカイブ化、文化財の公開に係る観光分野との連携を行い、活用による地域づくりに貢献する取組が必要となっている。

ウ 無形文化財

本県の無形文化財は、「日本刀制作技術」（盛岡市）が県指定に、「和紙製作技術」が花巻市や一関市により指定されており、その保護を図っている。日本刀制作技術は、県内の博物館で制作体験が行われるなど、近年の刀剣ブームもあり、その活用について機運が高まっているといえる。

また、「日本の手漉和紙技術」がユネスコ無形文化遺産に登録されるなど、伝統的な工芸や技術について全国的に注目されている。

しかし、本県において指定し保護を図っている例は少なく、類似する工芸技術等の調査が十分ではないため、実態が把握できていないのが現状である。既に指定されているものについても、その保持者等に対する具体的な支援に乏しく、県としての保護の指針が示されていない。

また、実際に見たり、触れたりする機会も少なく、その価値や魅力発信が十分に行われていないといえる。

人間の「わざ」そのものである無形文化財は、その保持者の多くが高齢化しており、地域の衰退とともに消失する可能性が高い。

したがって、無形文化財の保護については、早急な現状把握が必要不可欠であり、県や市町村が主体となって、早急に悉皆的な調査を実施しなければならない。さらに、悉皆調査で確認した現状を踏まえ、保持者への具体的な支援策を検討する必要がある。また、制作体験などの活用事業、映像記録の公開などにより、広く一般の方が、その技術に実際に触れる体験や理解を深める事業を推進していかなければならない。

エ 有形民俗文化財

広い県土を有する本県には、各地の風土によって育まれた多様な生活や生業、習俗、信仰を示す文化財が数多く存在する。近年は、グリーン・ツーリズムなどが注目されており、その地域の特色を示す有形民俗文化財が、貴重な地域資源となる可能性がある。

一方で、指定されている民具等の一部が博物館等で展示公開されているだけであり、その多くが収蔵庫に眠っている状況にある。保管に関しては、寄贈されたコレクションなど、点数が比較的多いこともあり、収蔵スペースが不足している状況である。保管場所の環境についても、個人所有のものなど、温湿度の管理などが適切に行われていない場合も多い。

また、活用面においては、展示公開等を行っているものの、例えば民具などは、簡素な解説のものが多く、その使い方や特徴について理解できるような効果的な活用が十分にできていないのが現状と

いえる。

有形民俗文化財は、人々の生活に密着した道具等が主な対象であり、その範囲が多岐にわたっていることから、悉皆的な調査がなされていない地域や、調査から相当年数経過し、現状が不明なものも多くある。個人の所有のものなど、その価値等が不明なまま消失する危険が高いものが多いといえる。

民俗文化財の保護のためには、なによりも地域住民が自身にとって大切であると認識し、主体となって取組を行うことが重要であることから、公民館や学校などで保管しながら、地域学習や地域振興に活用していくことが望ましい。

現状把握のため、特に調査が進んでいない地域や分野について、悉皆的な調査を行うことが必要であるが、行政や専門機関のみによるものではなく、計画段階から地域住民と共同して実施するなど、協働した取組が効果的である。そして、その成果を自分自身でまとめ、広く一般に公開するとともに、隣接地域との比較等を通して、自身の地域の価値や魅力の更なる醸成につなげたい。県や市町村は、調査の実施や保存修理、収蔵庫資料のアーカイブ化への支援、保管場所の確保に加えて、上述の取組の足掛かりとなるような普及啓発事業やモデル事業の実施などを検討する必要がある。

オ 無形民俗文化財

ユネスコ無形文化遺産の早池峰神楽、吉浜のスネカをはじめとして、県内各地に多様な民俗芸能が伝わり、県内外から「民俗芸能の宝庫」として評価されている。少子高齢化や過疎化が進む中でも、地元の子供たちが保存会の一員として活動する団体も多く、地域になくってはならないものとして位置づけられている。

特に、東日本大震災津波で大きな被害を受けた沿岸部の民俗芸能が、地域行事の中心となって活動を再開したことは、地域における民俗芸能の重要性を示している。

しかし、過疎化が著しい地域では、活動の継続が困難なものもあり、休止せざるを得ない団体も少なくない。民俗芸能の継承については、これまでも、県主催の「民俗芸能フェスティバル」や各地域での郷土芸能祭の開催、用具の更新や後継者の養成事業についての助成などを通じて、支援を継続してきたが、これらの取組を強化する必要がある。

これに加えて、休止せざるを得ない状況も想定し、映像撮影等による記録保存の実施についても検討する必要がある。併せて、過去制作された映像記録等についても、年数が経過したビデオテープのものなど、経年劣化によって消失することも想定し、適切な媒体で管理する体制を整える必要がある。また、これらの映像記録等のデジタルアーカイブ化を行い、広く一般に利活用しやすいように整備することも重要である。

カ 史跡

継続的な埋蔵文化財の内容確認調査により、学術的な価値づけがなされ、着実に県・国指定に結びつき遺跡の保護が図られている。国史跡は、指定後に公有化や保存活用計画が策定され、史跡保護への取組が進められている。また、地域住民の史跡に対する理解促進を図るために、整備計画に基づいた計画的な整備が進められており、地域のまちづくりの中核として期待されている。

一方、多くの県指定史跡においては保存活用計画の策定がなされていない。指定年代の古い史跡で

は、保存管理計画等の策定から相当年数経過し、その後の学術研究等の成果が反映されておらず、価値の進化が必要な史跡や、史跡周辺の環境の変化から保存活用計画の見直しが必要な場合もある。また、国・県指定に向けた県としての遺跡保護への取組の方針や計画がなく、計画的かつ具体的な調査や支援ができていない面もある。

今後は、引き続き開発行為に対する迅速な保護対応を行っていくとともに、史跡指定に向け遺跡の保護推進のため調査計画等を策定し、所在確認等の基礎的な調査が未実施のテーマについて、悉皆的な調査を実施して、学術的な価値づけを行っていく必要がある。

指定から相当年数が経過したものについては、価値の再評価を行うとともに、保存活用計画の策定についても、引き続き市町村を支援していくことが必要となる。

また、保存継承のため、人材育成の観点から教育機関との連携を検討することも必要である。

キ 名勝

県内の名勝指定は、他の種別に比べ指定数こそ少ないものの、その風光明媚な風景は名勝地が所在している市町村において観光資源として活用されている。一方で、文化財としての名勝に対する理解や認識が不足し、名勝の保全に対し十分な管理体制がとれない事例が生じており、保護と活用のバランスをとるための方策が必要である。

また、平成23年から24年にかけて文化庁は「名勝に関する総合調査」を行っており、この中で調査対象になった名勝地については調査から時間が経過していることから追跡調査が必要であり、その上で、新たな指定により名勝地の保護及び活用に取り組む必要がある。さらに、既に指定されている名勝地についても、東日本大震災津波や近年の異常気象等の影響により状況が変化していることが考えられるため、詳細な調査が必要である。

今後、名勝地は観光資源として一層の活用が期待されることから、保護と活用のバランスをコントロールするためにも保存活用計画を策定することが望まれ、策定への支援にも力を入れる必要がある。さらに、文化財としての名勝地への理解促進のため、文化財部局と観光部局・開発部局との情報交換や連携、研修の機会を設ける必要がある。

ク 天然記念物

植物や地質鉱物を中心に、岩手県の自然や風土の特徴を反映した指定状況となっており、三陸ジオパークのジオサイトに指定されているものも多く、教育・観光施策にも活用されている。また、カモシカは毎年巡視観察員による定期的な調査が実施され、数年おきに特別調査が行われ、生息状況についての調査がなされている。

一方、指定から年数が経過している文化財が多く、生息数や生息域、樹勢等に変化が現れるなど、指定時の状況と大きく異なる文化財がある。そのため、現状を確認するための調査が必要であり、保護の対象となるべき新たな文化財候補物件の調査も進め、新規指定を進めていくことも必要である。

天然記念物の生息・生育等の状況は、周辺環境の変化に大きく影響されるため、天然記念物の指定範囲の近辺の開発行為等の早期の把握のために、開発部局や自然保護部局との連携に加え、鳥獣保護管理員や自然公園保護管理員、文化財愛護団体との情報共有が必要である。

天然記念物はその維持管理を、所有者の努力だけに頼るのは困難である。そのため、保全活動を通じて地域の人たちにも天然記念物の価値や魅力を理解できるような仕組みを作り、地元の協力を得られる体制を構築する必要がある。さらに、環境学習など、学校教育との連携によって文化財保護の担い手を育成することも、保護や活用に対する支援策として有効である。

ケ 文化的景観

県内で重要文化的景観に選定されている「一関本寺の農村景観」（一関市）と「遠野 荒川高原牧場・土淵山口集落」（遠野市）では、行政と住民が協力し環境整備に取り組んでおり、良好な景観の維持がなされている。また、景観を活かした観光施策により、県内外から多くの観光客が訪れ、地元の方々との交流も行われている。文化的景観の成功の鍵は地元の方々の活躍によるところもあるため、その支援策についても検討が必要である。一方で、平成15年に文化庁が行った「農林水産業に関連する文化的景観の保護に関する調査研究（報告）」では県内の16箇所が2次調査の対象となり、そのうち6箇所が重要地域として報告されている。新たな候補地の詳細調査をあらためて行い、現状の把握によって、岩手県の文化的景観を次世代へ継承していく必要がある。

文化的景観は、日々の生活に根ざした身近な景観であるため、その価値には気づきにくいものであることから、新規選定には地元の理解や協力が不可欠である。選定に当たっては、景観計画の策定や地元との合意形成、価値付けのための調査事業など、地元自治体にとって負担が大きいことも事実である。そのため、市町村への支援体制の強化も検討する必要がある。

コ 伝統的建造物群

県内では、重要伝統的建造物群保存地区に金ケ崎町の「金ケ崎町城内諏訪小路」が選定され、地元住民の協力のもと、良好な街なみ保存に向けて取り組まれ、観光資源としても活用されている。しかし、保存地区内の建物及び生垣等の新築・改修・修景・整備には規制がかかることから、保存地区内の住民の理解と協力を得る必要があり、街なみの保存と住民の生活の利便性とのバランスをとるため、行政が中心となって条例整備等を行い、審議会等で有識者の意見を聞きながら調整に努めている。

また、近年課題となっている地区内における建造物の耐震化や防災計画の策定など、地域の実情に合った計画策定が必要である。そのため、建設部局や専門家との連携のほか、地元住民との更なる連絡調整が重要になるため、適切な助言や情報提供を行う必要がある。

県内には保存すべき街なみが複数存在し、保存地区の新規選定に向けて検討すべきだが、選定に向けては住民との合意形成のほか、保存対策調査や条例の制定など、その手続きに時間と労力を要することから、既に選定されている保存地区との連携のほか、県としても支援のあり方を検討する必要がある。

サ 文化財の保存技術

文化財の修理に当たっては、在来と同品種、同品質の資材を確保することが必要不可欠であり、安定的な修理事業の実施のためには、これらの原材料やその生産に関わる技能、技術の確保が今後ますます重要となることが想定される。

本県では、各地の茅場や漆林などが「ふるさと文化財の森」に設定されているほか、「日本産漆生産・精製」が保存技術として選定されている。漆生産は、八幡平市・二戸市の「”奥南部”漆物語～安比川流域に受け継がれる伝統技術～」が日本遺産に認定されるなど、県内外から大きく注目されており、重要な産業として県市が連携して後継者育成や漆製品の普及啓発事業などの取組を進めている。

しかし、後継者不足の影響は大きく、今後の安定的な生産は不透明な部分も多い。県外からも研修生を受け入れその育成に取り組んでいるが、生業として継続されるためには、様々な支援が必要である。また、県内には、設定された「ふるさと文化財の森」以外にも、その候補となる地域があるが、詳細な調査が進んでいないのが実態である。

県や市町村は、これまでの生産地の環境整備や後継者の育成の支援に加え、農林水産部局や商工労働観光部局、関連団体との連携を強化し、普及啓発活動や製品のプロモーションなど様々な取組を通じて、生産者を支援していく必要がある。また、生産する技術そのものも文化財的な価値を有することから、早急に県内の事例を調査するなど、生産地の実態把握と併せて取り組む必要がある。その上で、県による選定保存技術の選定など、適切にその保護を図ることが重要である。

シ 埋蔵文化財

岩手県内における埋蔵文化財包蔵地（遺跡）は、令和2年現在、約12,700箇所が確認されており、遺跡の新規発見により数が増えている。時代ごとの遺跡数は、旧石器時代が約40箇所、縄文時代が約7,700箇所、弥生時代が560箇所、古墳時代～古代が約3,000箇所、中世が1,600箇所であり、遺跡数は時代を問わず非常に多いといえる。

これまで、遺跡地図や埋蔵文化財保護マニュアルの周知などの保護の取組により、土木、農林水産をはじめとする開発部局からの理解と協力が得られる状況が構築されている。また、他の文化財と比べると県や市町村における専門職員の配置も進んでいる。さらに、専門職員が不在の市町村に対しては、県が調査支援等を行う体制もできている。公的な調査機関も各地にあり、比較的地元身近な文化財であることから、埋蔵文化財展や公開講座、発掘調査報告会、体験教室なども定期的に開催されている。近年は、県所有の出土品の市町村への譲与も進んでおり、地元での一層の活用が期待される。

一方、いまだ無断掘削等の報告が散見されるなど、十分に周知が行き届いていない現状もあり、適切な指導や勧告を行い、突発的な開発行為について迅速に対応することが求められている。出土品の保存については、経年劣化する遺物や調査写真に対して、適切な管理が困難となっているものもある。また、出土品の保存処理等で一部不適切な事案が発生するなど、関係する職員の資質が問われている。遺跡の保護については、広い県土を十分に踏査できていないことから、未周知のまま本来遺跡である場所が消失する可能性があり、地域の人々が埋蔵文化財に触れ、文化財の価値や重要性を発信する機会が損なわれることになりかねない。今後、専門職員の退職補充等が行われない場合、専門職員が不在になる市町村が増えるケースも予測されるため、近隣市町村を中心とした広域的な連携体制の構築の検討や市町村担当者向けの実務講習会を開催するなどの支援強化を講じる必要がある。

また、いまだに分布調査等がされていない分野については、今後予測される開発事業を踏まえ、計画的に調査を行う必要がある。地域住民に対しては、埋蔵文化財保護の意義や理解促進を目的とした地域住民への説明会を積極的に行うとともに、遺物の保存処理をはじめ、管理についても適切な体制

を整備し、関連する職員の資質向上が必要である。

ス 登録文化財

令和2年現在、国の文化財登録制度で登録されている文化財は96件で、登録有形文化財（建造物）が92件（27箇所）と大半を占め、登録有形民俗文化財は1件、登録記念物は3件である。

建造物は平成9年の「岩手県近代化遺産（建造物）総合調査報告書」や平成11年の「岩手県近代和風建築総合調査」の成果を中心に進められ、登録記念物は歴史的庭園を中心に登録されている。

文化財登録制度は、指定に比べ緩やかな保護制度ではあるが、地域の貴重な文化財の消失を防ぐためにも重要な制度であり、県としても積極的推進に努めていく。

以上の現状と課題を踏まえ、（１）保存・継承、（２）調査・研究、（３）活用・地域づくりの3つの側面から、本県の文化財を取り巻く現状と課題を概観すると以下のとおりである。

（１）保存・継承

ア 文化財の現状把握

近年、美術工芸品や埋蔵文化財の盗難や他地域への流出、災害等による滅失等の事例が報告されており、その管理状況が問題となっている。また、個人所有者が多い有形文化財においては、高齢化や経年劣化等により、所有者の身体的及び財政的維持管理体力が徐々に低下しつつある。

文化財の適切な保存のためには、何よりもまず、文化財の所在や状態の確認などの現状の把握が必要不可欠である。このため、県や市町村、所有者等が連携して、定期的な現状把握を実施しなければならない。

イ 文化財の保存修理

県指定の古民家などの建造物、彫刻などの美術工芸品について、経年劣化や災害などによる破損により、その価値を大きく損ねている文化財も多くある。これら修理が必要な文化財は、所有者による修理が行われることが望ましいが、資金面で大きな負担が生じ、十分な措置ができていないものがある。

また、具体的な仕様等を指導できる専門家や実際に修理事業を行う団体等が不足しており、計画的な修理が困難となっているのが現状である。

文化財の保存修理を確実なものとするために、県や市町村は、補助金などによる資金援助や実際の修理における指導助言などの支援を継続するとともに、現状把握に基づく、保存修理の中長期的な計画等を作成し、優先順位を見極め、より効果的な支援を行う必要がある。さらに、抜本的な修理を避けるためにも、日常管理における修繕を徹底することも重要である。

加えて、有識者や修理業者等の確保に努め、これまで以上に、県・市町村・所有者及び関係団体の協働による効果的な事業を遂行していく必要がある。

ウ 文化財保護のための法体系や諸計画等

指定の文化財であっても、指定から相当年数が経過した文化財について、無断の現状変更や管理不十分による汚損などが生じている。それは、現状変更行為に対する規制の基準や取扱い、通常の維持管理の体制等が明確に定められていないことが大きな要因である。例えば、史跡については、通常の維持管理が十分ではなく荒地のような状態となり、史跡の範囲が不明瞭となっている事例もある。このような状態では、史跡と知らずに現状変更行為が行われてしまう可能性が高い。

また、県の文化財保護条例において、文化的景観など、国の法体系と連動していないものや、作成から年数が経過した取組の指針等がある。

急激に変化する社会情勢のもとで文化財を適切に保存するためには、県の文化財関係法規や具体的な取組指針などを随時見直し、県内の実情を踏まえた指定制度の強化など、保護の取組を推進していく必要がある。

さらに、市町村においては、「文化財保存活用地域計画」、所有者や管理団体においては、「文化財保存活用計画」などを策定することで、保護の体制や取組の方向性を明確に示すことが重要である。併せて、これらの諸計画を地域と共有し、協働関係によって具体的な取組を推進していかなければならない。

エ 文化財保管施設等

文化財は、発掘調査出土品や個人が所有しているコレクションなど、未周知のものや実態が不明なものが多いのが現状である。しかし、例えば発掘調査出土品は、適切な保管場所がなく、収蔵庫に埋もれたままとなっているような場合もあり、その活用はもちろん、管理すら難しくなっている状況にある。加えて、今後は、所有者の高齢化や後継者不足により、個人での所有が困難となる事例が増加することが想定される。

県や市町村などの公共団体において保管している発掘調査出土品等は、使われなくなった学校の廃校舎等の既存施設に保管される場合も多い。しかしながら老朽化した施設の場合、過去には漏電等による火災事故^{※6}の事例もあったことから、日常の施設管理に十分注意を払う必要がある。

これらの文化財の適切な保存管理のため、保管施設等の確保や、機能充実を進めることが重要である。

オ 文化財の記録作成

民俗芸能や習俗慣習などの無形の文化財については、その技術や技能そのものが保護の対象であり、今後の社会情勢の変化に連動し、場合によっては衰退することも想定される。また、動植物といった天然記念物なども、周辺環境の変動などにより、その生態が大きく変化することも考えられる。文化財は、時代の変化とともに形を変えることが十分に考えられ、上述した現状把握や保存修理はもちろん、その文化財の本来的な価値を保存・継承するという観点から、映像記録等の作成も併せて取り組んでいく必要がある。

^{※6} 2000（平成12）年12月24日、盛岡市立厨川小学校敷地内にある旧小学校校舎の一部である文化財調査室が全焼した。また、2002（平成14）年7月8日、大迫町（現花巻市大迫町）民俗資料収集室・縄文館から出火し埋蔵文化財の一部が焼失した。

(2) 調査・研究

ア 未指定を含めた文化財の悉皆調査

寺社の所蔵品や山林内に所在する遺跡、学術的な研究が進んでいない分野など、いまだその価値が明らかとなっていない文化財が多く存在する。これらは、少子高齢化による地域の衰退とともに、消失する可能性が高い性質のものが多いため、計画的に悉皆的な調査を実施し、その把握に努めなければならない。

また、これまで当たり前に存在していた生活の道具や習俗、相当年数が経過した公文書や個人の所有する手記や写真、学校の教材など、これまで文化財の保護の対象とされてこなかったものについても、その価値について検討し、必要に応じて調査を行うことが求められる。

イ 学術的な調査・研究

文化財の中には、所在する地域内においても、その価値が十分に理解されていないものも少なくない。また、かつては、地域住民の多くが理解を深め、魅力や誇りを感じていたものの、少子高齢化の影響や年数の経過とともに、十分に継承されていないものもある。

地域が主体となって保存に取り組む機運を高めるためにも、まず地域住民が、その価値について理解を深め、魅力や誇りを感じてもらうことが重要である。

そのためには、有識者による学術的な調査を行い、それに基づく価値付けが必要である。

また、既に調査されたものであっても、その後の研究成果の進展も踏まえた再評価により、新たな価値を見出していくことも検討していかなければならない。

ウ これまでの調査・研究成果

本県には、既に教育機関や個人の業績も含め、多様な分野についての調査・研究の実績があり、地域の歴史や文化を理解する上での重要な成果となっている。

しかし、個人や一部の関係者での理解に留まり、広く一般に還元されていないという側面もあり、結果として、昔からのイメージで、地域の歴史や文化が認識されている部分もある。

したがって、前述した調査や研究に併せて、これまでの本県の調査・研究の成果の見直しを行うとともに、他分野の有識者や地域住民からの視点での再評価を行うことにより、多様な歴史や文化の発見に努めなければならない。

エ 調査・研究成果の共有

上述の調査・研究の成果については、これまで紙媒体での報告書等が多いことや、実質的に関係者だけが閲覧できるような場合も多く、広く一般に公開されているとは言えない状況である。

地域住民が主体的に文化財に対する理解を深め、その保護に取り組むという機運を高めるためにも、その土台となる調査・研究の成果は、可能な限り公開し共有しなければならない。近年のデジタル技術やネットワーク環境の普及を踏まえ、より手軽に利活用できるようなデータベース等の構築も必要である。

(3) 活用・地域づくり

ア 文化財の価値や魅力の発信

文化財を適切に保存するためには、その取組の主体となるべき地域住民が、文化財について、知る、見る、触れる機会がなければならない。

情報発信、体験学習等の取組は、これまでも講演会やシンポジウム、現地見学会などの活用事業、教育機関による地域学習での教材としての活用など、様々な形で推進されてきたが、近年のSNSの急速な普及と情報技術の発展などを踏まえて、多様なあり方を検討する必要がある。

例えば、保存の観点から非公開としているものや地理的な条件等により公開等が困難なものについては、VR（仮想現実）やAR（拡張現実）などの先端技術を活用することで、より気軽に文化財に触れる機会を整備することも可能である。さらには、寺社所有のものや個人所有の文化財についても、活用のあり方を検討する必要がある。

イ 地域資源としての位置づけ

近年、文化財を積極的に観光資源として活用しようとする機運が高まっており、まちづくりの中核として位置づけられる事例もある。観光分野、まちづくり分野などと連携した史跡の復元やガイダンス施設の整備、関連イベントの開催など、他分野との協働の動きが活発化している。

文化財の保存を持続的なものとするためには、域外の人も含め、より多くの人々が文化財の価値を理解し魅力を感じてもらい、地域資源として位置づけてもらうことが重要であり、文化財的な価値を維持しながらも、多様な形で市民に触れる取組を実施することが求められる。

また、これらの取組に際しては、域外の人々にもわかりやすいコンテンツであることも重要であり、文化財に関する専門的な側面だけではなく、地域における一連の歴史や文化の一端として文化財を位置づけることが大切である。

ウ 多様な主体の参画と持続性

これまで、文化財を活用した事業は、行政組織や関係団体が主体で、一般市民は参加者であることが大半であり、結果として、個別の取組として完結してしまうことも少なくなかった。

少子高齢化や、人口減少が加速度的に進行する地域における文化財の保護にこそ、「文化財はなくてはならないもの」という地域全体の意識が重要である。したがって、上述した活用の取組を足掛かりとして、これまで以上に、地元の学校、地域コミュニティ、民間企業など多様な主体が、文化財の活用の取組に参画し、実行していくことが望ましい。

そのためには、行政組織、関係団体と地域との協働によって、地域の実情を踏まえた多様な活用のあり方の検討が必要であり、中長期的な視点での取組の方向性を共有することが重要である。

県や市町村は、これまでの活用事例や利活用できるコンテンツ等の周知及び具体的な取組の提案を行い、多様な主体が参画し、域内外の人的・経済的な交流が活発化するような取組を推進する必要がある。

2 目指すべき将来像

前述した本県文化財に関する様々な課題の克服のためには、地域を含めた豊富な人材によって、多様な文化財を見出し、価値づけ、保護していくことが必要である。その目的達成に向けた「目指すべき将来像」を次のとおりとした。

多様な文化財を守り育て、地域の誇りとして、次世代へ継承する「いわて」

3 基本方針

「目指すべき将来像」の実現に向け、前項1で整理した「文化財の現状と課題」における〔保存・継承〕・〔調査・研究〕・〔活用・地域づくり〕の3つの側面を、今後取り組むべき基本方針とした。

基本方針1〔保存・継承〕 文化財の確実な保存と次世代への継承

文化財の確実な保存を図るため、文化財の管理状況の把握を徹底し、修理や保管施設の改善、記録保存の措置を行うなど、文化財の特性や地域の実情を踏まえた適切な取組を実施する。

基本方針2〔調査・研究〕 文化財の調査・研究と価値の共有

未指定の文化財を含めた保存・活用のため、悉皆的な調査や文化財の研究活動を実施し、新たな文化財の掘り起しやその価値の磨き上げを進める。

また、それらの成果を地域住民と共有するための取組や環境の整備を推進する。

基本方針3〔活用・地域づくり〕 文化財の持続的な保護と新たな地域づくり

文化財の保護（保存と活用）を持続的なものとするため、地域住民や民間団体など、多様な主体による文化財の魅力発信等の活用事業を推進する。さらに、文化財の活用を地域づくりの一環として位置づけ、様々な分野との連携により、多様な人材交流や経済活動を創出し、地域の活性化に貢献する。

4 基本方針に基づく方策

前述した3つの「基本方針」に基づき、課題解決に向けて実施する方策は次のとおりとする。

(1) 基本方針1に係る方策

ア 文化財の現状把握の徹底

文化財の現状確認を着実にを行い、県・市町村・所有者等の関係者での情報共有を徹底する。

イ 文化財の指定推進や保存修理事業の実施

文化財の更なる保護のため、指定推進を図るとともに、必要に応じて、文化財の保存修理事業等を実施する。

ウ 文化財保護のための法体系や諸計画等の整備

県における文化財に関する条例等の関係法規、その他通知等について、国の法体系や社会情勢等を踏まえた見直しを検討する。

また、「文化財保存活用地域計画」や「文化財保存活用計画」などの、文化財保護のための諸計画の策定推進を支援する。

エ 文化財保管施設等の確保

文化財の適切な保存管理のため、既存施設の見直しや拡充を検討し、収容スペースや適切な保管環境などの確保に努める。

また、自然災害等に備え、日常から施設の立地・環境条件等に関する情報の把握に努める。

オ 文化財の記録作成の推進

無形文化財や天然記念物など、社会情勢や周辺の環境により、その形状が変容する可能性が高いものについては、記録保存調査等の実施を検討する。

(2) 基本方針2に係る方策

ア 未指定を含めた文化財の悉皆調査の実施

個人所有や山間部に所在するものなど、いまだ所在や価値が明らかとなっていない文化財について、計画的な調査を実施し、その把握に努める。

また、相当年数が経過した公文書や地域学習に際して使用された学校教材など、これまで文化財として認知されてこなかった分野の保護のあり方について検討を行う。

イ 学術的な調査・研究の推進

いまだ詳細な調査がなされていない文化財について、その価値を明らかにするための、学術的な調査や専門家等による研究を推進する。

ウ これまでの調査・研究成果の整理・再評価

これまでの調査・研究成果の整理や、それらを踏まえた他分野との共同研究など、多様な視点での調査・研究を推進する。

エ 調査・研究成果の共有

調査報告書や写真等のデジタル化を進め、それらを広く一般に公開するためのデータベースなどを整備する。

(3) 基本方針3に係る方策

ア 文化財の価値や魅力の発信

博物館等における展示やガイダンス施設の整備、体験学習やシンポジウム等の開催など、多くの人にその価値を伝えるための取組を実施する。

また、公開が難しい個人所有のものや地理的にアクセスが難しい文化財については、VR（仮想現実）・AR（拡張現実）などの先端技術による公開を検討するなど、近年のSNSの普及や情報技術の発展を踏まえた多様な活用の在り方を検討し、より気軽に、文化財に触れる機会を創出する。

イ 地域資源としての位置づけ

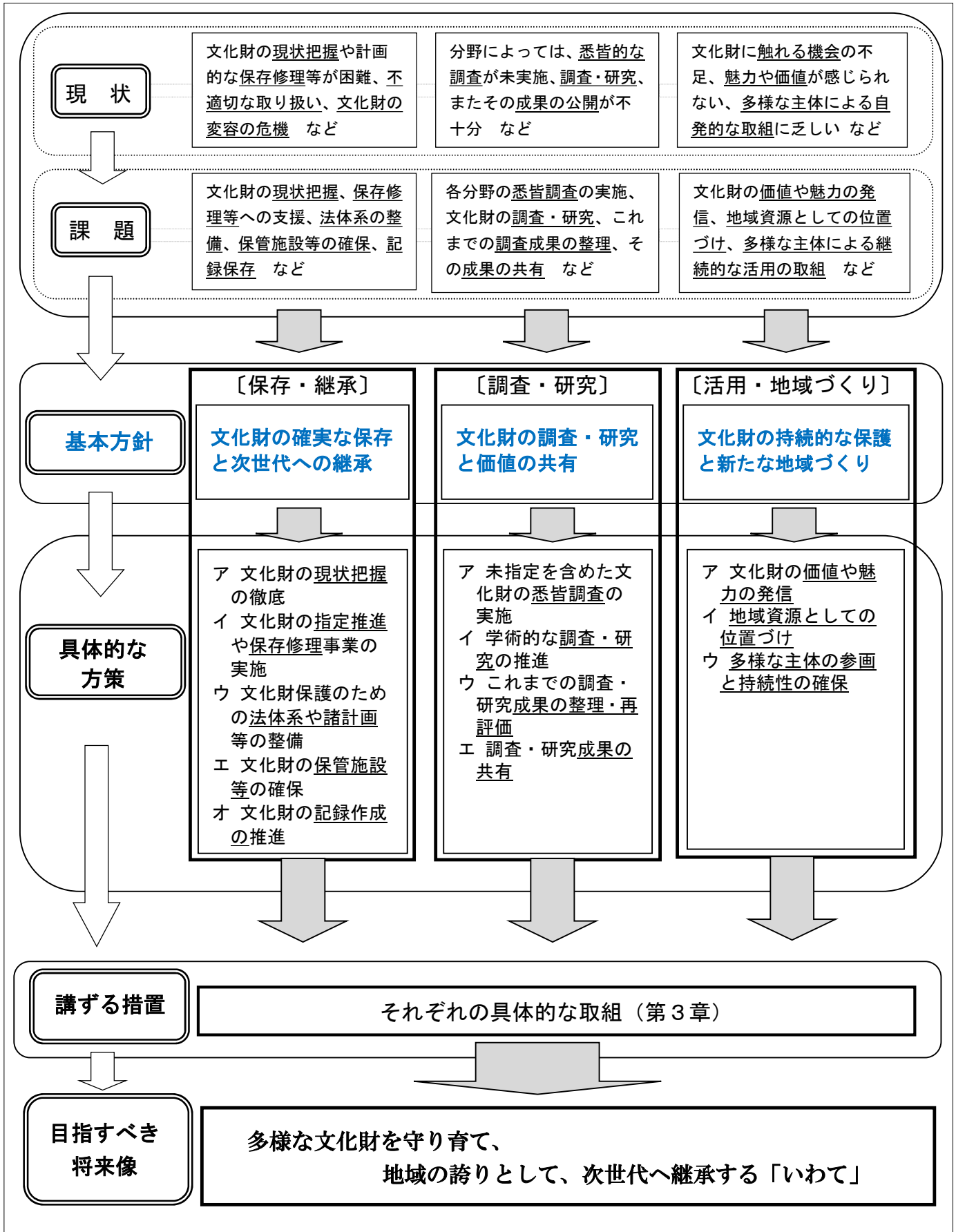
文化財の価値や魅力の発信に際しては、まちづくり部局や観光部局など関係団体と連携した広報活動やコラボイベント、出張展示等を積極的に実施し、文化財を通して参加者が地域の歴史や文化について理解を深める契機につなげる。

ウ 多様な主体の参画と持続性の確保

上述（3）ア・イの取組について、地域に残る文化財の価値や魅力を地元の人たちに理解してもらい取組への支援を行うことで、地域住民や民間団体などの多様な主体が文化財の保護や活用に参画できる環境づくりを行う。

また、これらの団体が活動する上で参考となるワークショップなどの活動事例やクラウドファンディングを活用した資金確保の方法など、文化財の保護や活用を目的とした研修会の実施などの支援を行う。

3つの基本方針に基づく岩手県の保存・活用の取組



第3章 文化財の保存・活用を図るために講ずる措置

前章では、把握した文化財の現状と課題を踏まえ、文化財の一層の保存・活用のための目指すべき姿とその実現に向けた方策について記述した。本章ではこれらの方策の実現に向けて、それぞれの役割、県が行う取組、市町村が行う取組への措置、文化財保護の担い手や体制整備の面から具体的措置として記述する。なお、措置の記述に当たっては、前章までの文化財の保存・活用に係る課題意識を継続保持する観点から、表現の強弱はあるものの、できる限り網羅的に記載している。

1 国・県・市町村・所有者等の役割

現在適用される文化財保護法等関係法規や文化財保護行政の実務的及び実態的側面から、国・県・市町村・所有者等における主な役割は、おおむね以下のとおり整理することができる。

国・県・市町村・所有者等は、それぞれの果たすべき役割を十分に踏まえつつ、文化財保護を推進していく必要がある。

(1) 国の役割

- ・国指定文化財の指定、登録文化財の登録、記録・選択、選定
- ・国指定文化財の現状変更等に関する規制
- ・国指定文化財の修理・整備等に関する指示・命令
- ・主に国指定文化財の保存修理や活用施設の整備等に係る補助事業
- ・有形文化財の管理・修理等の技術的指導
- ・文化財保存活用地域計画、保存管理計画の認定
- ・地方公共団体が作成する文化財の保存・活用に関する計画の指針提示
- ・文化財担当職員に対する定期的な研修の実施

(2) 県の役割

- ・県文化財保護条例などの関係法規の整備
- ・文化財保存活用大綱の策定
- ・県指定文化財の指定
- ・県指定文化財の修理等に関する指示、勧告
- ・主に県指定文化財の保存修理や活用施設の整備等に係る補助事業
- ・市町村等に対する広域的な観点からの助言・支援
- ・市町村に対する文化財保存活用地域計画等の作成支援
- ・広域的に所在する文化財の調査
- ・柳之御所遺跡の調査・研究
- ・県内の文化財に関する調査・研究、活用事業
- ・県の文化財関係部局との連携
- ・国・県等が行う開発に伴う埋蔵文化財調査の実施
- ・銃砲刀剣類登録に関する業務
- ・県立博物館などの県所管社会教育施設の運営
- ・世界遺産登録やその推進に関する業務

(3) 市町村の役割

- ・文化財保護に関する手続きの第一義的な対応
- ・文化財所有者との連携や指導、助言
- ・文化財保存活用地域計画の作成
- ・市町村指定文化財の指定等
- ・主に市町村指定の文化財の修理等の補助事業の実施
- ・域内の文化財保護に関する調査・研究、活用事業の実施
- ・所管する文化施設等の運営
- ・管理団体としての指定文化財の管理、修理等
- ・文化財保存活用支援団体の指定
- ・市町村及び民間事業者が行う開発に伴う埋蔵文化財調査の実施

(4) 所有者等（管理団体を含む）の役割

- ・文化財の維持管理、修理、公開
- ・個々の文化財の保存活用計画の作成

2 県が主体となって実施する取組

前章4（基本方針に基づく方策）で示した方策及び前述した役割等に基づき、県は文化財全般にわたる以下の取組を主体的に進めていくこととする。

(1) 保存・継承

ア 文化財の現状把握の徹底

- ・主に国、県指定文化財の保存・管理状況の定期的な確認（文化財パトロール）を実施し、市町村及び所有者等と共有する。
- ・必要に応じて、県文化財保護審議会委員など専門家等による現状確認調査を実施し、市町村や所有者等に指導・助言を行う。
- ・国、県指定等文化財のうち、早急に又は大規模な修理等の対応が必要なものについては、県と市町村及び所有者等が連携して保存修理等事業計画を作成する。

イ 文化財の指定推進や保存修理事業の実施

- ・これまでの指定状況を踏まえた文化財類型ごとの指定指針の見直しや中長期的な調査計画を作成する。
- ・市町村及び県文化財保護審議会委員、その他有識者等による意見を踏まえ、「県指定文化財候補リスト」の充実を図る。
- ・「県指定文化財候補リスト」に基づき、県文化財保護審議会委員と連携し、指定に向けた調査を実施する。

- ・市町村指定文化財及び県指定文化財については、県文化財保護審議会や文化庁などの関係機関へ積極的に情報提供することとし、上位指定の必要性等について検討する。
- ・未指定文化財については、文化財の登録制度等を踏まえ、文化財の実情を踏まえた保護の措置を検討する。
- ・県所有の文化財の保管状況等について経過観察を継続し、中長期的な観点で修理の必要性等を検討する。
- ・主に所有者に向けた文化財の保存と活用に関するガイドブック等を作成する。

ウ 文化財保護のための法体系や諸計画等の整備

- ・県による指定や選定の制度がない文化的景観などについて、文化財保護法との整合性や本県における実情等を考慮し、県としての取扱いを検討する。
- ・制定から相当年数経過した規則や通知等について、実情に合わせた見直しを図る。
- ・文化財類型別の県における保存活用指針等の作成を検討する。
- ・権限移譲の内容について、市町村の体制面等の実情を踏まえて検討する。

エ 文化財保管施設等の確保

- ・県立博物館や県立埋蔵文化財センター等の、県の既存施設のあり方を見直し、収蔵容量や適切な保管環境など、文化財保護に必要な機能の確保に努める。

オ 文化財の記録作成の推進

- ・県が所有する発掘調査図面や写真、その他民俗芸能の映像記録等について、デジタル化などの作業を進める。

(2) 調査・研究

ア 未指定を含めた文化財の悉皆調査の実施

- ・高地性集落や中世城館、街道など、広域的に所在するテーマについて、市町村などと協働して詳細分布調査等を実施する。
- ・相当年数経過した公文書や地域学習の際の学校の教材、生活の道具など、これまで文化財保護の対象となっていなかったものについて、文化財としての保護の要否に関する検討を行う。

イ 学術的な調査・研究の推進

- ・平泉文化に関する岩手大学との共同研究を進め、東・北アジアにおける政治拠点と平泉との比較や、学校教育における世界遺産の教材化について、関係市町と連携しながら研究を推進する。
- ・柳之御所遺跡の内容確認調査を継続するとともに、周辺の平泉遺跡群や県内の奥州藤原氏関連遺跡との関係性も踏まえつつ、本県域における平泉文化についての調査・研究を推進する。
- ・県立博物館などの関係機関及び市町村教育委員会と連携し、環状列石関連遺跡の考古学的調査など、県として特に内容確認が必要な分野について、調査・研究事業を行う。

ウ これまでの調査・研究成果の整理・再評価

- ・県が実施した調査内容について整理し、県文化財保護審議会委員などへ情報提供を行い、新たな調査の必要性について検討する。
- ・県の調査成果のデジタルアーカイブ化を進める。

エ 調査・研究成果の共有

- ・県が実施した調査報告書の電子データ化を進める。
- ・県が所有する文化財に関する写真などの整理を行い、デジタルアーカイブ化を進める。
- ・上述の取組を踏まえた、総合データベースの構築を検討する。

(3) 活用・地域づくり

ア 文化財の価値や魅力の発信

- ・上述の(2)ア・イにより実施した調査・研究事業に関して、現地公開やシンポジウム等の活用事業を実施する。
- ・県立博物館等において、地域のニーズや普及啓発が必要な分野を踏まえたテーマ展示等を行う。
- ・「いわての文化情報大事典」ホームページやSNS、動画サイトなど様々な情報発信手段を活用して、文化財に関する情報を国内外に広く発信する。
- ・個人所有の文化財など、これまであまり公開されていなかった文化財について、県としての活用方針等の作成を検討する。
- ・東北各県や北東北三県などの広域連携のスケールメリットを生かし、2つの世界遺産や2つの国立公園など、「岩手ならでは」の観光コンテンツを組み合わせた観光ルートづくりや旅行商品造成を促進するとともに、国内外に情報発信する。

イ 地域資源としての位置づけ

- ・「世界遺産関連文化遺産ネットワーク」等を推進し、関連文化財の価値や魅力について発信する。
- ・国立公園などの自然、歴史的建造物や郷土食、民俗芸能などの文化、郷土史などの知識や伝統技術などを有する人材や、地域に根付いた伝統産業等の地域資源について、地域の暮らしやなりわいとの調和を図りながら、これらの観光コンテンツの磨き上げに取り組む市町村等を支援するとともに、広く国内外に情報発信し、活用する。
- ・地域の伝統産業をはじめとする地域産業の工房や工場などの施設見学、仕事体験、農林水産業の体験等の産業観光コンテンツの磨き上げなどを実施する。
- ・地域の歴史的文化財や民俗芸能などの伝統文化を活用した観光コンテンツの磨き上げなどを実施する。

ウ 多様な主体の参画と持続性の確保

- ・県内の活用事例に関する調査報告書等の作成を検討する。

- ・「遠野遺産」などの文化財を積極的に活用した地域づくりの事例をもとに、市町村のまちづくり部局や観光部局の担当者を対象としたワークショップ等の開催を検討する。
- ・地域住民を対象とした文化財の活用に関するシンポジウムの開催等を検討する。

(4) 文化財の類型別の具体的な取組

上記の各文化財に共通する取組に加えて、文化財の類型に応じて以下の取組を推進する。

ア 有形文化財（建造物）

- ・県における建造物に係る防災・耐震対策の指針等を作成する。
- ・防災の観点から消防署等との情報共有を行う。
- ・重要文化財等に関する建築基準法の適用除外に関する助言等を行う。
- ・建造物修復の専門的な業者等の把握を行う。
- ・自治体や支援団体による管理を検討する。
- ・民間事業者とのリノベーション事業等により、古民家等の活用を検討する。

イ 有形文化財（美術工芸品）

- ・適切な収蔵施設の確保に努める。
- ・寄付・寄託の方法や手続き、留意事項等について、広く周知を行い、理解促進を図る。
- ・銃砲刀剣類の登録事務を適切に実施する。
- ・銃砲刀剣類の取扱いについて、警察署等の関係団体との連携体制を強化する。
- ・個人所有のものについて、市町村や地元のコミュニティによる管理体制を検討する。
- ・自治体や支援団体による管理を検討する。
- ・保存管理上等の理由で非公開のものについて、AR等の先端技術を活用した公開を検討する。

ウ 無形文化財

- ・県の指定後の支援の方針等を作成する。
- ・所有者への実務的な支援や資金的な援助等を検討する。
- ・記録保存調査を検討する。

エ 有形民俗文化財

- ・生活の道具など、テーマごとに実態把握のための調査を実施する。
- ・所有者への実務的な支援や資金的な援助等を検討する。
- ・個人所有のものについて、市町村や地元のコミュニティによる管理体制を検討する。

オ 無形民俗文化財

- ・保持者、保持団体への実務的な支援や資金的な援助等を実施する。
- ・幅広い年齢層にわたる後継者育成や技術伝承に関する事業を支援する。
- ・現状確認を目的とした悉皆的な調査を実施する。

- ・映像記録などのアーカイブ化の構築を検討する。
- ・個人・保持団体向けの活用ガイドブック等を作成する。
- ・「岩手県民俗芸能フェスティバル」の開催や「北海道・東北ブロック民俗芸能大会」への団体派遣などにより、民俗芸能団体の活性化を図るとともに、民俗芸能の魅力や価値を発信する。
- ・民俗芸能の魅力を様々な媒体を活用して発信するとともに、民俗芸能団体等の交流を促進する。

カ 史跡

- ・既指定文化財の管理状況確認を実施し、今後の適切な保護の方向性を検討する。
- ・史跡の範囲や現状変更規制などの法的規制について、周知徹底する。
- ・地元ボランティア団体等への支援策の検討を行う。

キ 名勝

- ・既指定文化財の管理状況確認を実施し、今後の適切な保護の方向性を検討する。
- ・名勝の範囲や現状変更規制などの法的規制について、周知徹底する。
- ・文化財指定の意義や効果に対する理解促進を目的として、観光部局やまちづくり部局を対象とした講習会の開催を検討する。

ク 天然記念物

- ・三陸沿岸地域に所在する天然記念物に関する一層の普及啓発及び理解促進を促すため、三陸ジオパーク協議会との効果的な情報共有及び連携を検討する。
- ・県の鳥獣保護巡視員や自然公園保護管理員との天然記念物に関する情報共有を行う。
- ・開発業者向けの指定範囲の周知や、取扱いに関する情報提供等を徹底する。
- ・自然保護関係部局、農林水産部局など関係団体との連絡会議を実施する。
- ・文化財指定の意義や効果に対する理解促進を目的として、観光部局やまちづくり部局を対象とした講習会の開催を検討する。
- ・自然愛護団体等の連携や資金援助等による管理業務体制の構築の検討を行う。
- ・カモシカの生息状況調査等（通常調査、特別調査）を実施する。
- ・カモシカ対応に関する実務的なガイドライン等を作成する。

ケ 文化的景観

- ・選定された景観における地元ボランティアへの支援策の検討を行う。
- ・県内に所在する文化的景観の候補地の悉皆的な調査を実施し、市町村が詳細調査を実施する際には、国の補助事業を活用しながら支援を行う。
- ・文化財指定の意義や効果に対する理解促進を目的として、地域住民向けの説明会などを検討する。

コ 伝統的建造物群保存地区

- ・ 建造物に係る国の防災・耐震対策の周知・徹底を図る。
- ・ 所有者への実務的な支援のあり方を検討する。
- ・ 防災の観点から消防署等との情報共有を行う。
- ・ 建造物修復の専門的な業者等の把握を行う。
- ・ 文化財指定の意義や効果に対する理解促進を目的として、観光部局等を対象とした講習会の開催を検討する。

サ 保存技術

- ・ 保持者、保持団体への実務的な支援や資金的な援助等を検討する。
- ・ 後継者育成、技術伝承に関する事業を支援する。
- ・ 未調査の保存技術や生産地について、具体的な調査方針を検討する。
- ・ 映像記録などの作成を検討する。
- ・ 個人・保持団体向けの活用ガイドブック等を作成する。
- ・ 文化財選定の意義や効果に対する理解促進を目的として、観光部局やまちづくり部局を対象とした講習会の開催を検討する。

シ 埋蔵文化財

- ・ 所在確認等の基礎的な調査が未実施のテーマについて、悉皆的な調査を実施する。
- ・ 津波記念碑について、その保護のあり方について検討を進める。
- ・ 専門職員の広域的な連携体制の構築について検討する。
- ・ 遺跡地区等の機能拡充を行う。
- ・ 県所有の出土遺物について、市町村への譲与を積極的に行う。
- ・ 専門職員が不足する市町村に対する調査業務支援等を強化する。
- ・ 所在が不明確な山間域の包蔵地などについて、悉皆的な調査を実施する。

3 市町村や所有者が行う取組への支援

市町村や所有者が行う取組に対して、県は以下の支援を行うこととする

(1) 保存・継承

ア 文化財の現状把握の徹底

- ・ 文化財の現状確認に際し、必要に応じて、県専門職員等を派遣し、指導・助言を行う。

イ 文化財の保存修理事業の実施

- ・ 保存管理に問題がある文化財について、技術的な指導を行うとともに、修理方針等の作成を支援する。
- ・ 保存修理事業に当たり、文化庁や専門家等による指導・助言を得る機会を設定する。
- ・ 国、県指定文化財については、保存修理等に関する経費の一部を補助するなど、財政的な支援を行う。

- ・各種助成金など資金調達方法について、積極的な情報提供を行う。

ウ 文化財保護のための法体系や諸計画等の整備

- ・市町村が作成する「文化財保存活用地域計画」や所有者等が作成する「文化財保存活用計画」について、参考事例の紹介や関連情報の提供、策定委員会等への参加などによる支援を行う。
- ・保存活用支援団体等の具体的な運用方法などについて検討する。
- ・文化庁など関係機関や有識者による計画策定支援の機会を設定する。

エ 文化財の保管施設等の確保

- ・文化財の収蔵施設の整備に関する経費の一部を補助するなど、財政的な支援を行う。

オ 文化財の記録作成の推進

- ・無形民俗文化財の記録保存に関する経費の一部を補助するなど財政的な支援を行う。
- ・各種助成金など資金調達方法について、積極的な情報提供を行う。

(2) 調査・研究

ア 未指定文化財も含めた悉皆調査の実施

- ・市町村が実施する調査事業について、他地域の事例紹介や県職員の派遣など、必要に応じた支援を行う。

イ 学術的な調査・研究の推進

- ・各種調査研究について、県職員を派遣し、指導助言を行うなどの支援を行う。
- ・必要に応じて、県文化財保護審議会委員など専門家による調査指導の機会を設定する。

ウ これまでの調査・研究成果の整理・再評価

- ・県で実施した関連調査の成果や他地域の事例など、必要に応じて情報提供を行う。

エ 調査・研究成果の共有

- ・文化財のデータベース化に係る事例収集し情報提供を行う。
- ・市町村が保有する文化財に関する各種電子データ等ともリンクするようなデータベースの構築を検討する。

(3) 活用・地域づくり

ア 文化財の価値や魅力の発信

- ・現地公開やシンポジウム等の活用事業に関する事例収集・情報提供などの支援を行う。
- ・市町村等が実施する文化財を活用した事業の開催案内などについて、県ホームページや広報誌等で積極的に公開する。

イ 地域資源としての位置づけ

- ・文化財を活用した取組に係る実行委員会等の開催に際し、県職員を派遣するなどの支援を行う。
- ・文化財を活かしたまちづくり事業等の実施に際し、有識者等による指導・助言の場を設定する。
- ・「日本遺産」のように、地域における歴史や文化のストーリーの中に、文化財を位置づける取組を支援する。
- ・歴史的建造物や史跡公園などの文化財を会議やイベント等の会場として活用している事例を収集し、ホームページ等で国内外に広く発信する。

ウ 多様な主体の参画と持続性の確保

- ・関係団体や有識者の紹介等による連携体制構築の支援を行う。
- ・文化財を活用した継続的かつ効果的な取組に関して、県の媒体を通じたPRを行う。

4 文化財保護の担い手の確保・保護体制の整備

県内の文化財保護行政担当課及び各文化施設の組織体制は、多くの市町村において、文化財専門員が不在であるなど、人材確保が重要な課題となっている。

県においても、複数の文化財分野を兼務している職員が多く、各文化財の特質を踏まえた細やかな対応が困難となっているのが実情である。

また、既存職員の後継者も不足しており、これまで培ってきた様々な文化財保護の取組を継承し、発展させることができるかどうか、見通しが極めて不透明な状況である。

上述の文化財保護に関する様々な取組の共通基盤となるのが、文化財保護を担う人材の確保と育成であり、これらの人材を中心とした文化財保護行政体制の充実が最も重要な課題である。

県は、その実現に向けて、以下の取組を推進していくこととする。

(1) 人材の確保と育成について

文化財の保存・活用を適切に行うことができる文化財担当職員は、文化財保護行政の原動力となるものであり、各地域での文化財の多様な価値の理解を進め、文化財の保存のみならず、活用等を通じて地域社会に貢献することが期待される人材であり、その確保が重要な課題である。

文化財担当職員の業務は、各分野の文化財の調査や保存・管理、修理といった専門性を必要とする業務が中心であるが、加えて、文化財保護の各種事務や地域の関連団体等との調整、国庫補助事務など多岐にわたっており、総合的な能力や経験が求められている。専門性を高めるための各種研修会等への参加だけでなく、専門分野以外の多様な実務経験の機会を設けるなど、継続的な人材育成も必要不可欠である。

また、行政における専門職員だけではなく、地域における有識者や文化財の愛護団体等の協力も重要であり、これらの人材を把握し、相互に協力して文化財保護の取組を進めることが大切である。

以上を踏まえ、県として、以下の取組を進める。

- ・文化財保護行政担当課及び県立博物館において、中長期的な採用計画のもと、専門分野のバランスの均衡を図りながら、文化財専門職員の配置を確実に進めていく。
- ・文化庁や各専門機関が開催する研修会・講座等に積極的に参加し、専門職員としての知識や技能の継続的な向上を図る。
- ・専門職員ごとに、文化財に関係する研究テーマを定めて、調査・研究を進め、職員の資質向上の一助となるよう努める。
- ・県の文化財保護部局と博物館、埋蔵文化財センター等の県文化財関係機関との人事交流を推進し、専門職員のスキルアップに努める。
- ・他部局や関係団体との連携事業や人的交流を進め、多様な経験を積む機会を確保する。
- ・県内文化財関係者向けに、各文化財や業務別の研修会を開催し、県及び市町村の専門職員の資質向上や交流を推進する。
- ・地元の有識者の把握や、人材リストの作成を行う。
- ・文化財に関連する学問を専攻する大学生等のインターンシップ等を積極的に実施する。

(2) 文化財保護行政体制の整備について

文化財保護行政における業務は多岐にわたっており、担当課のみで対応することは困難であり、他部局や各専門家等との連携が必要である。

また、市町村や地域によっては、専門職員が不在の場合や大規模な開発に伴う発掘調査など一時的に膨大な業務量となり、単独では適切に対応していくことが困難な場合も想定される。

上記の課題を踏まえ、県は、文化財保護行政の体制充実のため、以下の取組を推進する。

- ・文化財に関係する他部局との連携を強化し、他部局所管の法令や取組指針などを踏まえた多様な視点から文化財の保存・活用の施策を検討する。
- ・文化財各分野の専門家や、学識経験者等との連携を強化し、適切かつ迅速な対応を行う仕組みづくりを進める。
- ・県内文化財担当者、関係団体等によるネットワーク体制の構築を検討する。
- ・専門職員が不足する市町村に対し、支援要請に応じて現地調査・指導等に係る職員派遣を行う。
- ・複数市町村にまたがる調査や課題等について、主体となってその解決に向けた組織づくりを推進する。
- ・市町村への職員支援や調査支援に当たっては、専門職員を有する県文化振興事業団埋蔵文化財センターとの協力体制の構築についても視野に入れ、検討を進める。

5 関係機関等との連携

県は、文化財や地域の特質を踏まえた保護のため、行政組織間の連携にとどまらず、各教育機関や民間企業、民間団体も交えた、多様な組織体制を検討していく必要がある。特に、文化財の継続的な活用にあたっては、地域住民や民間企業等がいかに関主体的に取り組むことができるかが重要な課題であり、この解決のために、積極的な情報提供や研修会等により、その機運を高めていかなければならない。

また、これらの組織の取組を仲介し、全体をコーディネートしていく役割も担う必要がある。
文化財保護のための関係機関との連携に関して、以下の取組を推進する。

(1) 教育機関との連携・協力

- ・部活動などにおける民俗芸能の取組を推進する。
- ・地域学習の一環として、文化財を位置づける取組を推進する。
- ・世界遺産の価値や保存管理の重要性の理解促進につなげるため、児童・生徒への世界遺産出前授業を実施する。
- ・各種文化財調査における現地説明会や発掘調査体験等の有効性について学校の授業で周知する。
- ・学校で保管している郷土資料等の実態調査を行う。
- ・各文化財の教育機関との共同調査・研究の実施を検討する。

(2) 地域との連携

- ・地元の有識者や愛護団体等に向けた各種研修会等を実施する。
- ・県立博物館・美術館等において、館蔵品の貸出しや出張講座、移動展覧会などの地域連携型の事業を推進する。
- ・文化財等を活用した先行事例や文化財を核にした地域づくり等の情報を一般向けに提供する。
- ・地域住民を対象とした地域の文化財のストーリー作成に向けて、研修講座を開催する。

(3) 民間団体や専門家等との連携

- ・地域資料の調査・研究や目録作成、デジタルアーカイブ化等への支援を得られるよう、県内外の大学・博物館等の研究機関との連携を進める。
- ・地域資料調査や文化財の活用に取り組む民間団体・民間会社、県内外の専門家等との情報共有を図る。
- ・市町村による、文化財の保存・活用に取り組む民間団体等とのパートナーシップ締結や、文化財保存活用支援団体としての指定等の取組を支援する。
- ・歴史的建造物の調査、意義付け、保存活用への助言について、岩手ヘリテージマネージャーとの連携を進める。
- ・三陸沿岸地域における天然記念物を主体とする自然系文化財について、三陸ジオパーク推進協議会との情報共有及び連携を図る。
- ・各観光協会やDMO (Destination Management Organization) に対する情報提供を行う。

(4) 県内外の広域連携

- ・歴史や文化圏を踏まえた北上川流域、馬淵川流域、三陸南部、三陸北部の4地域の区分のように、既存の行政的な枠組みにとらわれない、広域的な連携体制の構築や取組を推進する。
- ・カモシカ特別調査のような他県との共同調査や研究事業の検討を行う。
- ・広域的に指定された文化財等について、関係する都道府県と連携体制を強化する。

第4章 文化財の防災と災害発生時への対応

1 東日本大震災津波への対応（成果と課題）

平成23年3月11日に発生した東日本大震災津波^{※7}で被災した文化財等の救援活動（文化財レスキュー）は、同年3月末から県内博物館や県・市町村の文化財関係者等の連携により行われるとともに、被災文化財等救援委員会による全国的な規模での救援活動により、多くの貴重な文化財等が救出された。応急処置後の被災文化財等は、文化庁の財政的支援を受けながら安定化处理・修復が進められており、「地域の宝」再生に向けた取組が現在も続けられている。

本県域では三陸沖の巨大地震だけでなく、気候変動が一因と考えられる豪雨や台風による土砂災害が増加傾向にあり、洪水・高潮などの風水害や山林を焼き尽くす山火事、岩手山などの火山噴火といった大規模災害の発生が懸念されている。救出できた文化財等は再生の道を歩んでいるが、津波で流出した文化財は永遠に戻ってこない。かけがえのない「地域の宝」を災害から守るため、東日本大震災津波の被災文化財等の救出活動と、その後の再生に向けた取組の成果と課題をまとめ、文化財等の減災・防災の取組に活かしていく必要がある。

【成果】

- ア 県内博物館等の日常的なネットワークが、初動時の連携した活動に活かされたこと。
- イ 県内文化財担当者が連携活動し、博物館学芸員等が専門分野を活かした救援活動を行ったこと。
- ウ 救援委員会を通じた（独法）国立文化財機構等の適切な取組により、仮保管や応急処置ができたこと。
- エ いわて歴史民俗ネットワークの活動など、他県を含めた民間団体が救援活動に参加したこと。
- オ 指定文化財だけでなく、地域の文化的営為の成果や後世に残すべき記録類、歴史的建造物復旧に必要な部材など、様々な種類の「地域の宝」を救出することができたこと。
- カ 県立博物館に文化財科学の学芸員と機材が配置され、救出後の応急処置や仮保管を円滑に行うことができたこと。
- キ 海水損資料の安定化处理と修復は、被災文化財等の再生モデルとなる先進的取組であったこと。
- ク 埋蔵文化財に係る人員が増員され、被災地における埋蔵文化財の取扱いについて弾力的な運用が可能となるなど、調査と復旧・復興の円滑化の両立を図ることができたこと。

【課題】

- ア 災害時の被災文化財等に係る連絡及び救援の仕組みが未整備で、組織的な活動が必ずしも十分にできなかったこと。
- イ 救出活動の連絡調整や被災状況の実態把握等は県教育委員会が担当したが、結局、救援委員会と連携した現地本部が設置されず、統制をとることが困難であったこと。
- ウ 被災した地域での文化財の悉皆調査が未実施で、未指定を含めた各地域の文化財のリスト化が行われていなかったこと。未指定の各地域の個人所有の古文書や民俗資料、個人の歴史的な建造物の情報が欠けており、被災状況の把握ができないままに失われてしまった可能性があること。

^{※7} 東日本大震災津波 平成23年3月11日に日本列島で発生した巨大地震は、「平成23年（2011年）東北地方太平洋沖地震」と命名されている。この地震による災害の名称について、政府は「東日本大震災」としている（平成23年4月1日閣議決定）が、岩手県では、「東日本大震災津波」と表記することとしている。県関係の復興基本計画、復興のあゆみ、いわて県民計画等はすべてこの名称を使用しており、県の大綱としてこの名称を使用している。

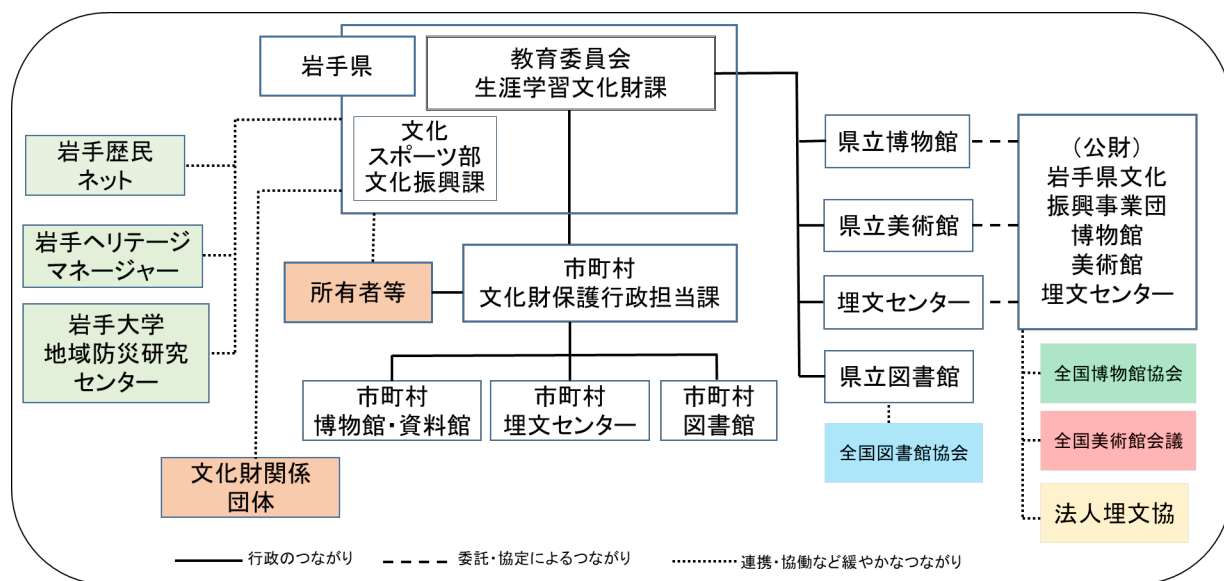
2 文化財の防災に向けた具体的な方策

ここでは、東日本大震災津波の教訓を踏まえつつ、他の災害全般に対応できるための課題解決の方策について記述する。

(1) 文化財等の減災・防災のための連携体制の整備

- ア 文化財等の減災・防災に向けて、日常において担当者連絡会議等を開催し、各種情報共有を図るなど、県及び市町村の文化財行政担当者と県内の博物館・美術館等の専門職員、県内の大学や民間団体との連携体制を整備する。
- イ 災害時の県内の各機関・施設の被災状況の連絡と情報共有を迅速に行うために、県内文化財関係者間のメーリングリスト（岩手文化財ML）の拡大と充実を図り、文化財に関する連絡・情報交換の場として日常的に活用する。
- ウ （独行）国立文化財機構 文化財防災センターとの継続的な連携を図り、当県の文化財等の減災・防災の取組への助言や、国や他都道府県の取組状況の情報を得る。文化財等の被災の程度に応じて、文化財防災センターへの救援要請を行い、全国的な支援を依頼する場合もある。

岩手県防災連携図



*** 文化財防災センター** 令和2年10月1日に独立行政法人 国立文化財機構内に新設された機関で、「多様な文化財を対象に我が国の文化財防災の体制を構築する」ことを目的としている。これまでの文化庁補助事業「文化財防災ネットワーク推進事業」に代わり常設のセンターとして発展させるもので、東京文化財研究所及び奈良文化財研究所が東西ブロックにおける前線対策本部となり、大規模災害時に文化庁が救援委員会を立ち上げた場合は、当センターが委員会事務局を担当することとしている。防災体制の構築だけでなく災害時のガイドラインや、レスキュー及び修復の技術開発、普及啓発、情報収集と活用を大きな柱としている。本県としては日常的に当センターとの連携・協力を図り、本県の防災体制の充実に向けて情報共有を図っていくこととする。

(2) 民間の文化財関係ネットワークとの連携

- ア 東日本大震災津波後に発足した県内大学関係者や文化財関係団体による岩手歴史民俗ネットワークをはじめ、三陸沿岸の資料保全を行った宮城歴史資料保全ネットワーク、全国的な活動を展

開する歴史資料ネットワーク、資料修復の専門家による文化財保存支援機構（JCP）など、大学等のネットワークや民間団体との連携を日常的に進める。

イ 連携するネットワークや民間団体に対しては、県内の文化財情報等を提供するとともに、各地域の文化財の減災・防災の取組等について技術的な支援を依頼する。

（３）文化財調査の成果のデータベース化

ア これまでの県及び市町村が実施した指定文化財調査の成果に加え、各地域の未指定を含めた文化財（地域の宝）の悉皆的な調査成果をまとめ、市町村ごとにデータベース化を積極的に進める。

イ データベース化に当たっては、県は一覧表の様式等や岩手県全体の一覧表の作成など、全体的な調整を行うとともに、県内の文化財関係者間でのデータベース情報の共有化と日々の更新を行う。

ウ データベースは所有者の意向を尊重し、公開を前提とするデータについては所有者のプライバシー保護に十分に配慮する。

エ 県と市町村が連携し、域内の国・県・市町村指定等の文化財の保管・展示状況を的確に把握し、温湿度管理と地震・津波・洪水・火災・盗難等への対応の改善を図っていく。

（４）被災時の応急処置等のマニュアル作成

ア （独行）国立文化財機構 文化財防災ネットワーク推進室（文化財防災センター）の「文化財防災マニュアル」を参考にしつつ、災害対応経験職員への聞き取りなども行い、県は市町村や専門機関等と連携し、県立博物館の協力により文化財の種別に応じた応急処置等マニュアルを作成する。

イ 作成した文化財防災マニュアルは、個々の文化財において作成する文化財保存活用計画に盛り込むことができる。

（５）歴史的建造物の減災対策の推進

ア 歴史的建造物については、専門家の指導・助言により耐震・防火対策や修理等の要否等を判断するとともに、歴史的建造物のデータベース化を進める。

イ 岩手ヘリテージマネージャー研修等の積極的な受講を推奨する。

ウ 市町村と連携し、未指定の歴史的建造物に関する文化財としての情報把握に努めることとし、建築学会とのデータ共有や、所有者の非常時の意向確認を行うことができるよう取り組む。

エ 大規模災害時において、被災直後の被害拡大防止や危険防止のための緊急措置を敏速かつ的確に実施するため、文化財所有者・行政担当者・建築士・工務店等で、被災時の行動マニュアルの作成に努める。

（６）文化財の事前記録化と仮保管場所の確保

ア 被災した文化財の所在確認や復元等に備え、文化財の各種既存情報に関するデジタルアーカイブ化を進める。

- イ 有形文化財の写真撮影や無形民俗文化財の映像撮影（記録作成）、歴史的建造物の立面図・平面図・断面図の作成等所有者や保存団体の理解を得ながら、文化財等の記録化を進めていく。
- ウ 文化財レスキューが必要になった際の、文化財の種別に応じた各機関の行動・行程や被災文化財の仮保管場所を検討し、適切な保管場所について事前の調整に努める。

（7）岩手県地域防災計画との整合性

ア 防災施設等の整備

岩手県防災会議が作成した「岩手県地域防災計画」（令和2年5月）における「文化財の防災対策」との整合のとれた防災対策を進めていかなければならない。本計画には「防災施設等の整備」として、「文化財の所有者又は管理者は、災害から文化財を守るため、必要な防災施設等の整備を図るとともに、定期的な保守点検を実施する。」とあり、具体的には次の取組を進めていく。

- ① 建造物：指定建造物は木造が多く、火災等の災害から守ることは、文化財保護事業の中でも重要な課題であり、立地条件に応じて、自動火災報知設備、避雷針、ドレンチャー、貯水池、消火栓、消防道路等の設置を進める。
- ② 美術工芸品、考古資料、有形民俗文化財：国指定文化財については、収蔵施設の設置が進んでいるが、さらに、自動火災報知設備、貯水池、消火栓、消火器、消防道路等の設備拡充を進める。県指定文化財については、搬出不可能な文化財や文化財群に対して、耐火耐震構造の収蔵庫の設置を進めるとともに、搬出が容易な文化財も含めて、自動火災報知設備、給水設備等を整備する。
- ③ 史跡・名勝・天然記念物など：史跡・名勝・天然記念物などについては、その性質等に応じ、所在地域の予防計画と併せて、災害予防措置を講じる。また、埋蔵文化財については、出土遺物の収蔵施設を整備するなど保存の措置を進める。

イ 文化財防災組織の編成、訓練等

本計画には「文化財の所有者又は管理者は、防災に関する責任体制を確立し、常に防災診断を行うとともに、所有者、管理者、檀家、地域住民等による自衛消防隊等の防災組織を編成し、防災活動に必要な訓練を行う」とあり、具体的には次の取組を進めていくこととする。

- ① 文化財の性質、保全の知識を有する搬出責任者を定める。
- ② 文化財の避難場所を定める。
- ③ 搬出用具を準備する。

ウ 災害応急対策計画

重大な災害が発生した際、災害対策本部を設置し、知事（本部長）、副知事・総務部長（副本部長）、教育長を含む各部局長で本部員会議が組織される。本部は災害応急対策の総合的方針を決定するとともに、各部において実施する災害応急対策の連絡、調整を行うこととしている。

現地災害対策本部は、大規模災害時に本部長が必要と認めたときに設置し、災害地にあつて災害対策本部の事務の一部を行う組織として、災害情報の収集、地方支部及び現地作業班等指揮監督並びに市町村その他の防災関係機関との連絡調整を行う。現地災害対策本部は、現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員その他の職員で構成する。

文化財被害報告は、市町村本部から地方支部（教育事務所班）を経て、県本部への報告が行われる。県本部の窓口である県教育委員会生涯学習文化財課（以下「県生涯学習文化財課」という。）から、教育企画室、総合防災室へ伝達される。「文化財に対する応急対応」についても県生涯学習文化財課が対応し、「県本部長は、文化財保護審議会委員の意見等を参考として、その価値を可能な限り維持するよう、所有者及び管理団体等に対して、次の事項を指示し、指導する。ア 文化財の避難、イ 文化財の補修・修理、ウ 二次災害からの保護措置の実施」としている。

以上のことから、今後、次の取組を進めていく。

- ① 「災害対策基本法」（昭和36年法律第223号）に基づき岩手県が作成した「岩手県地域防災計画」（平成30年3月28日岩手県防災会議決定）における「文化財の防災」での基本的な方策との整合を図りながら、本計画の改定の際に、大規模災害時の文化財等の救出と保全についての項目を追加する。
- ② 各市町村が作成した地域防災計画にも、文化財保存活用地域計画に基づき、文化財の救出と保全についての項目を盛り込んでいくよう、支援・助言する。

（８）災害発生に備えたガイドラインの作成

ア 災害発生時の諸活動のガイドラインを作成し、共通認識を図ることで文化財関連の民間団体や専門家が迅速かつ効果的に活動を開始するための手がかりとする。

イ ガイドラインには文化財等の性質に応じた減災のための日常の取組事項を盛り込むこととする。

（９）火山噴火災害への対応

ア 本県の活火山と予想される災害

火山噴火予知連絡会は、2009（平成21）年6月、今後100年程度の中長期的な噴火の可能性及び社会的影響を踏まえ、「火山防災のために監視・観測体制の充実等の必要がある火山」として、本県域については岩手山、秋田駒ヶ岳、栗駒山の3火山を選定し、火山活動を24時間体制で常時観測・監視している。火山噴火での災害は、噴石、火山灰、火砕流、融雪型火山泥流、溶岩流、降雨により発生する土石流、火山ガスなどが想定されるが、特に火砕流は、火山灰や火山弾、火山岩塊が高温の火山ガスと一団となって、斜面を流れ下る現象で、発生後に避難することは困難とされる。融雪型火山泥流も、噴火に伴い多量の雪氷が解けて発生するもので大規模災害を引き起こしやすい。土石流も、大量の降灰の後の降雨で発生し、家屋や橋を破壊する力が大きい。

「岩手山防災マップ」は、岩手山の過去の噴火に関する調査をもとに県が作成したもので、今後岩手山で想定される噴火について、一般家庭や観光施設、関係機関での防災に役立てることを目的とし、上記の噴火規模を想定して災害予想区域を表示している。なお、他の火山についても「秋田駒ヶ岳（秋田駒ヶ岳火山防災マップ）」及び「栗駒山（栗駒山火山ハザードマップ）」が整理されている。

イ 火山噴火災害に係る文化財防災の取組

現段階では、火砕流や溶岩流、火山泥流等が発生した場合、「岩手山防災マップ」の災害予想区域内の文化財が甚大な被害を受けることが想定されることから、区域内での文化財防災の取組を次のと

おり進めることとする。また、岩手山以外の活火山でも活動が活発化した場合は、同様の対応を行うこととする。

- ① 関係市町教育委員会等は、災害予想区域内の文化財の所在についての悉皆調査を行い、区域内の文化財を事前に把握しておく。
- ② 関係市町教育委員会等は、文化財の所有者等に災害予測区域内にあることを伝え、火山噴火時の文化財の避難場所についての協議を行い、避難場所を確保する。
- ③ 火山活動が活発化し、噴火警戒レベル4となった場合は避難準備、噴火警戒レベル5となった場合は避難を開始する。文化財等の避難の際は、県に対し支援を要請することができる。
- ④ 県及び関係市町教育委員会は、自然保護部局と連携し、岩手山周辺に生息・生育する天然記念物の分布範囲を把握し、火山噴火の影響と対策を検討する。
- ⑤ 火砕流や土石流の発生が想定される範囲に、歴史的建造物や記念物が所在する場合は、従前から当該文化財のデジタル撮影や3次元測定等の記録化に努める。

3 被災文化財等の救援活動（文化財レスキュー）

（1）文化財レスキューの対象

文化財レスキューとは、文化財が災害等で被災した際に、被災した場所から安全な場所に移送して仮保管し、応急処置を行うまでの作業のことをいう。レスキュー活動は、あらかじめ県が作成したマニュアルにより進めることとするが、文化財の被災状態により適宜専門家の技術的助言を受けながら対応する。文化財レスキューの対象は、国・地方の文化財指定等の有無にかかわらず、絵画・彫刻・工芸品・書跡・典籍・古文書・考古資料等の有形文化財や歴史資料、出土品や調査写真及び図面等の埋蔵文化財、有形の民俗文化財、博物館等の所蔵資料などの動産文化財及び美術品である。

上記に加えて、図書館蔵書図書、公文書、写真・フィルム等、資料的価値を有する絵葉書・ポスター類、植物や動物・昆虫等の生物標本、往年の教科書類、歴史的建造物の部材・屋根材・壁材等など、地域の宝、地域遺産となりえるものを救援対象とする。無形民俗文化財においては、保存会員の消息を確認するとともに、獅子頭等の装束や笛・太鼓などの楽器、神楽幕等も一体のものと考え、救援対象とする。

（2）連絡体制と救出後の対応

ア 被災文化財の被災状況と文化財レスキュー活動については、基本的に岩手県文化財関係者メーリングリスト（岩手文化財ML）を活用する。文化財救援本部が置かれる以前は、県生涯学習文化財課の指示・調整により、あらかじめ定めた行動行程に従いレスキュー活動を行う。

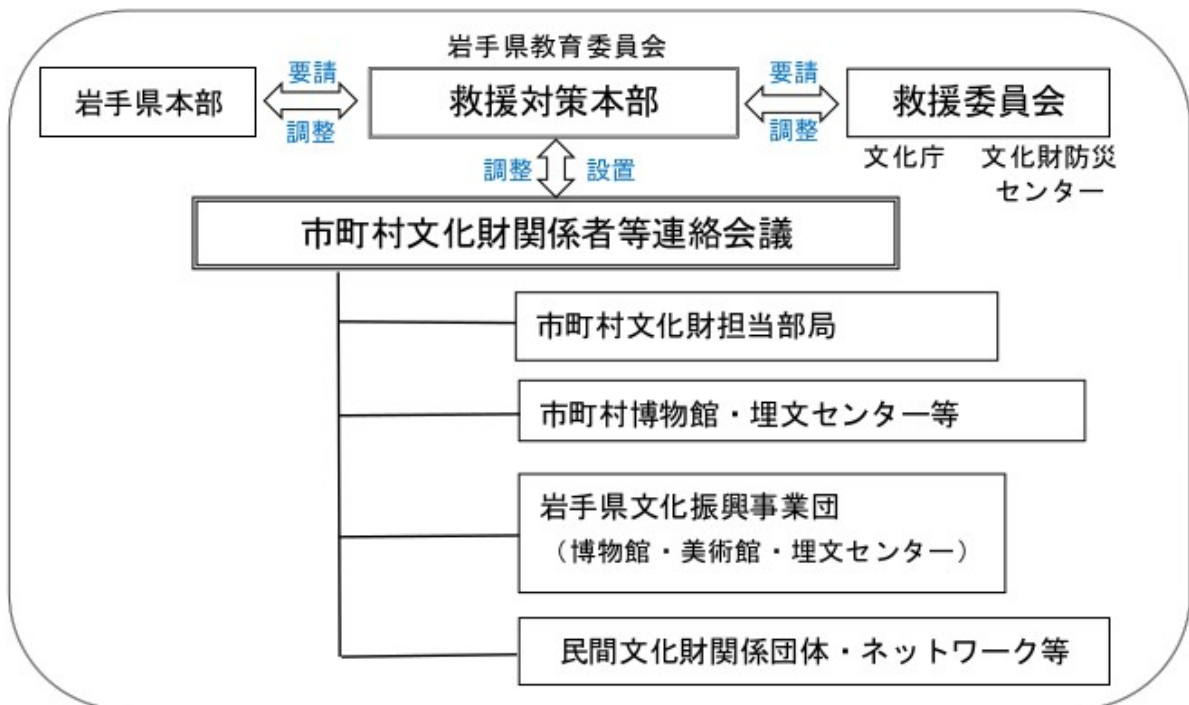
イ 救出した文化財のうち、応急処置まで時間を要する場合は冷凍保管を行う。応急処置を施した文化財は、滅菌・乾燥のための真空凍結乾燥の工程を経て、安定保管の可能な場所に仮保管する。

（3）救出活動に係る連携体制

ア 文化財の被害が広域又は甚大である場合は、県教育委員会に救援対策本部を設置する。本部の長は県生涯学習文化財課総括課長とし、本部は実際の活動の中心となる県立博物館に置く。

- イ 救援対策本部は市町村文化財担当者等連絡会議を設置し、市町村及び関係機関・団体等の連携と情報共有を図る。
- ウ 県立博物館は、本県の文化財レスキューの中核として活動することとし、各部門の学芸員は当該専門部門の文化財等の救出活動を専門的立場から指導する。文化財科学部門学芸員は、被災文化財等の応急処置、燻蒸、真空凍結乾燥、冷凍保存等の指導と管理を行う。
- エ 県生涯学習文化財課は、文化財防災センターと連絡を密に行い、全国的な派遣要請や専門的な技術指導等についての調整と派遣要請等の事務を行う。
- オ 建造物については、大地震・津波等の災害時、文化庁が立ち上げる文化財ドクター派遣事業を活用して被災状況調査を行い、情報の共有化を図る。調査に入るタイミングについては、県関係機関との連携や市町村の実態に応じて、県教育委員会が調整する。

救援対策本部設置時の連携体制



(4) 公開・活用を視野に入れた安定化処理・修復

- ア 県が行う文化財レスキューにより仮保管された資料のうち、海水や汚泥に浸かったものについては安定化処理を行うこととする。安定化処理後の修復は、修復後の公開・活用を十分に検討した上で行うこととする。
- イ 歴史的建造物の修復については、建造物の専門家やヘリテージマネージャー等の助言により、歴史的建造物の文化財としての価値が損なわれないよう十分に検討しながら進める。
- ウ 安定化処理・修復が終了した被災文化財については、経過観察及び安定的保管が優先されるが、状態の良いもの、展示等に堪えうるものについては、地域での展示・公開等の活用を検討する。公開等が困難なものでも、大学等と連携して画像デジタル化等での公開を検討する。

(5) 公文書の取扱い

文化財レスキューの対象とした公文書は、国・県・市町村等の管理となっており、文化財的な評価や取扱いが困難な面がある。公文書は、政策等の立案や審議、決定、実施の過程を証するものであり、将来的に歴史的な価値が生じ、地域文化の保存・継承を行う場合の基礎資料にもなる。本県では、「知事が保有する行政文書の管理に関する規則」、「岩手県教育委員会が保有する行政文書の管理に関する規則」等により行政文書の管理について定めているが、その他、歴史的又は文化的に重要であるため特別に管理されているものを含めて、適切な保管施設での継続的な保存・管理が必要である。これらの公文書が、地震や津波、洪水等で被災した場合に、他の文化財等とともに被災地から救出し、応急処置・仮保管等を行うことを検討する。

ア 公文書が担う目的は「情報を伝達し、保持すること」であり、救出後、各機関で適切に整理され、閲覧可能な状態に回復できるよう努める。

イ 行政機関等からの救援要請があった場合、被災した公文書について次のような対応を行うこととする。

- ① 公文書には、個人情報の問題があり、取扱いに際しては誓約書への署名等の手続きを行い、守秘義務を徹底する。
- ② 仮保管場所での応急処置については、基本的にドライクリーニングを行う。応急処置の優先度については、所有者と十分に協議し、共通認識をもって進める。
- ③ 必要な場合、公文書の表紙やラベル等の補修を行い、冊子に綴じ、又は容器収納を行う。

(6) 文化財が被災した際の指定解除等について

県指定等文化財が被災し、文化財の価値が失われたと判断された場合は、岩手県文化財保護条例第5条、第25条、第35条、第38条及び第44条の規定に基づき、指定等の解除の手続きを進める。文化財の一部が失われた場合は、その一部の解除を行うこととする。また、国指定等の文化財が被災した場合は、文化庁担当調査官の現状確認を経て、指定等解除の意見具申を行うこととする。

指定等の解除の基準については、岩手県文化財保護審議会の協議を経て別途定めることとする。

(7) その他

指定文化財が被災し、部材の流出や焼失等があった場合は、回収された部材の残存率や在来材の破損状況等を確認し、県指定文化財としての価値を有したまま復旧可能かどうかによって滅失の判断を行う。そのため、災害発生時に文化財やその部材等が回収可能な状況の場合は、部材等の回収を行うこととする。

4 文化財が被災した際の連絡体制

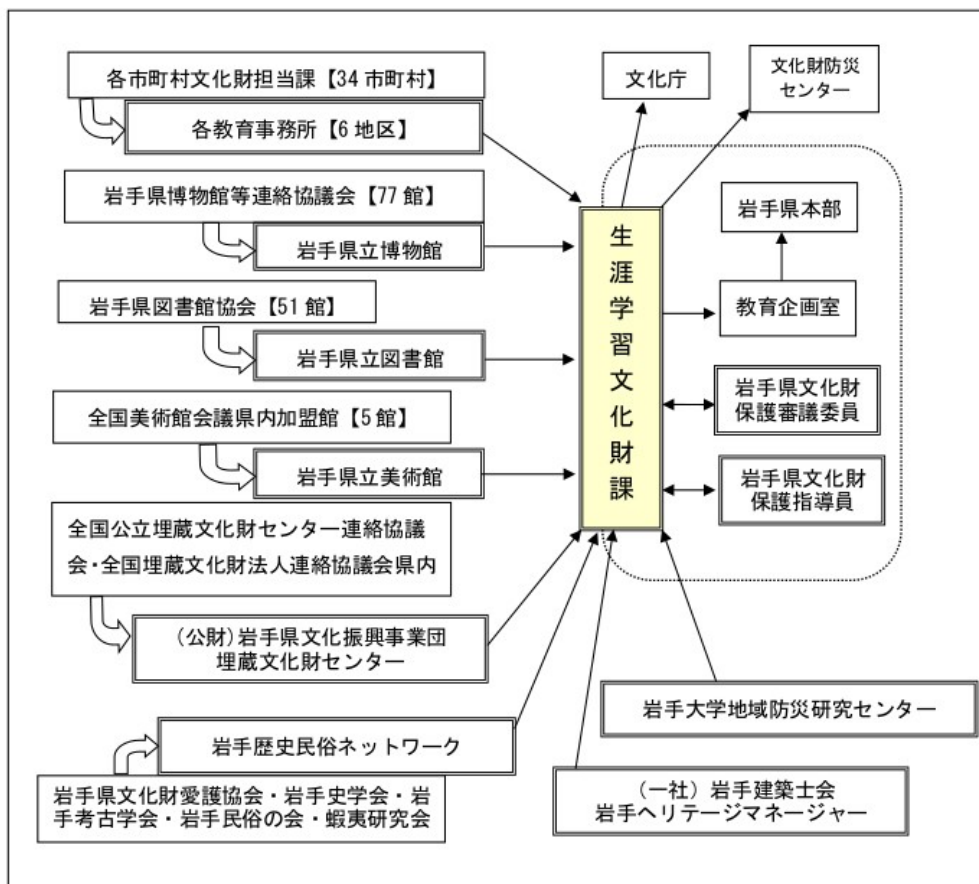
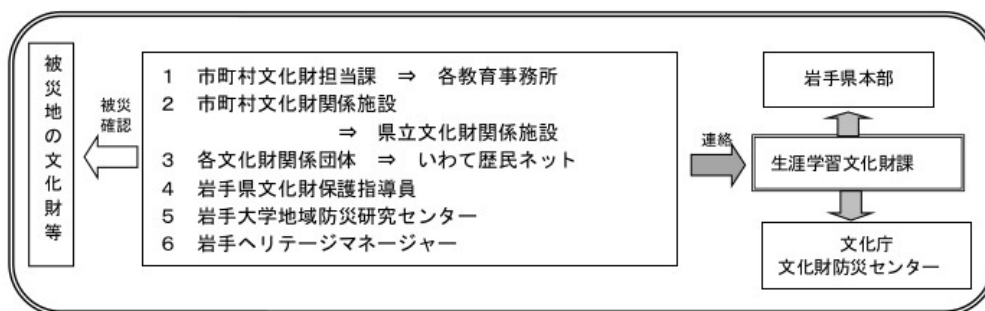
「岩手県地域防災計画」に基づき、文化財被害報告は、「市町村本部」から「地方支部（教育事務所班）」に報告され、県生涯学習文化財課から教育企画室を通じ、岩手県本部へ報告される。

大規模な災害が発生した場合、迅速に県内の文化財の被災状況を把握するためには、多方面での状況確認が必要となる。特に、位置や保管場所、所有者が明確な指定文化財はともかく、未指定の文化

財については現状の方式では困難である。このことから、岩手県の文化財における独自の連絡及び情報共有するための系統図（岩手県内の文化財被災連絡系統図）を設定する。当連絡系統図により、①文化財の被災状況の迅速な把握、②文化財の被災状況の共有化、③被災文化財の救援・移送・応急処置等の活動の連絡・調整を円滑に行うこととする。

文化財の被災状況の集約は、県生涯学習文化財課が行う。連絡系統は、市町村文化財担当課・市町村文化財関係施設・各文化財関係団体がそれぞれ把握した情報を、各教育事務所・県立文化財関係施設・いわて歴史民俗ネットワークが集約して、県生涯学習文化財課に連絡する。また、岩手県文化財保護指導員・岩手大学地域防災センター・岩手ヘリテージマネージャーから直接連絡を受けることとする。集約された被災文化財の情報は、地域防災計画に基づき教育企画室を経て、岩手県本部に報告がなされる。また、文化庁へは国指定等文化財の報告を行い、文化財防災センターへは文化財の被災状況の連絡と救援等の有無等を相談する。

岩手県内の文化財被災状況連絡系統図



5 大規模災害時の活動ガイドライン

大規模な災害が発生した場合の対応として、災害の規模や文化財等の被災状況、文化財の種別、被災地が広域か否か等により、被災文化財等の救出活動のレベルが異なることが想定される。県内の連携体制による対応として、まずは県生涯学習文化財課を中心とした県内市町村や関係機関による体制の構築、次に被災した隣県と連携して対応するための体制構築等が考えられるが、大津波など文化財等の被害が広域かつ深刻である場合は、国への救援要請を行うこととする。

具体的には、県教育委員会から文化庁への情報共有と協議に基づき、国立文化財機構文化財防災センターの文化遺産防災ネットワーク推進会議参画団体等が救援活動を開始することになる。その場合は、文化財防災センターが策定した「文化遺産防災ネットワーク推進会議の災害時における活動ガイドライン」（令和2年2月4日）に沿った形で連携を進めることとする。連携体制としては、窓口である国立文化財機構文化財防災センターを中心に、文化庁との情報共有を密にして行う。

（1）第1フェーズ（災害が発生した場合の情報収集活動）

災害発生後、岩手県内の文化財被災連絡系統図に従い、県生涯学習文化財課は被災地の文化財等の被災状況に係る情報収集を行う。特に地元市町村の文化財行政担当者及び博物館等と調整し、救援・支援活動の必要性について検討を行う。この段階を第1フェーズとする。

県生涯学習文化財課は、「岩手県地域防災計画」に規定されている指定文化財の被災状況報告と併せ、岩手県内の文化財被災連絡系統図及び岩手文化財MLを活用する。市町村教育委員会に照会し、収集している情報について回答を得るとともに、被災情報の共有化を図る。県生涯学習文化財課は、救援・支援に関して重要性、緊急性が高いかどうか、域内の教育委員会や博物館等による救援活動で十分であるかどうかという点に特に留意する。被災文化財の組織的な救援活動が必要と判断された場合は、第2フェーズに移行する。

（2）第2フェーズ（被災文化財の救援活動）

被災文化財の救援活動は、県生涯学習文化財課が必要とされる範囲で、県内の市町村教育委員会及び関係団体に救援要請を行う。関係団体の独自の活動に入る場合にも、県生涯学習文化財課への活動報告を行うこととする。災害の程度に応じ下記レベル2以上の場合は、県生涯学習文化財課に救援本部を設置する。この段階を第2フェーズとする。

県生涯学習文化財課は文化庁及び文化財防災センターとの協議により、救援・支援の体制を以下の4つのレベルに設定する。被災の規模や程度に応じて、比較的小さなレベル1から甚大な被害のレベル4までとする。これは「文化遺産の被災に当たって都道府県内連携体制での対応が可能かどうか、文化財防災センターを通じた全国的な支援を要するレベルにあるかどうか」という区分であり、災害そのものの規模とは必ずしも合致しない。

レベル3以上の場合は、岩手県教育委員会から文化庁への救援要請を発出し、文化庁が国立文化財機構参画団体幹事会に協力を要請する流れとなる。なお、レベル区分は、収集される情報やその分析により、時間の経過とともに変動する場合がある。

- レベル1** 被災の規模や程度が比較的小さく、県内の連携体制で対応が可能である。
- レベル2** 被災した本県が連携救援の実施主体となるが、場合により推進会議参画各団体からの支援も必要とする。
(例：平成27年9月関東・東北豪雨、平成28年台風第10号、平成29年7月九州北部豪雨、平成30年7月豪雨等)
- レベル3** 被災した本県内連携だけでは対応できず、県教育委員会に救援対策本部を設置し、外部の協力を求める。文化庁から参画団体幹事会への協力要請を受け、推進会議参画団体は救援対策本部と連携する。
(例：平成28年熊本地震)
- レベル4** 本県からの救援要請に基づき、文化庁は参画団体幹事会へ協力を要請し、被災文化財等救援委員会を設置する。推進会議参画団体は同救援委員会の構成メンバーとなって活動する。文化庁からの要請を受け、救援委員会の事務局は国立文化財機構に置かれる。
(例：平成7年阪神・淡路大震災、平成23年東日本大震災津波)

6 その他（新型コロナウイルス感染症に伴う対応）

新型コロナウイルス感染症については、博物館等や文化財所有者、民俗芸能団体等において、細心の注意を払いながら公開・公演活動を再開しているところである。コロナ禍でこそ、心の豊かさを醸成する文化財への期待は大きく、創意工夫しながら文化財の活用に取り組んでいくこととする。

(1) 現状

- ア** 令和2年4月16日の政府による新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言を受け、本県の博物館や美術館、文化施設等が休館し、文化芸術関係の公演やイベントが中止又は延期となった。
- イ** 公益財団法人 日本博物館協会は、「博物館における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン」（令和2年5月25日付）を示し、本県の各博物館等は再開に向けた取組を開始した。
- ウ** 施設等の再開に当たり、入館時・観覧時でのマスク等の着用や手指の消毒、体温測定、混雑時の入館制限、展示室や手すり等の消毒などの対応を行うこととし、講座・体験教室等については、密を避けるための定員削減や内容の変更、事前申込制の導入等を行っている。
- エ** 民俗芸能をはじめとする文化芸術関係の公演等については、感染防止のための入場時の対策や、観客の定員を半数にするなど、公演再開に向けた検討を進めている。
- オ** 文化財を保管・公開する施設や宗教法人等についても、入場時のマスク着用の要請や手指の消毒、事前申込制等の対応を行っている。
- カ** 埋蔵文化財センター等の発掘調査についても、遺構精査の人数制限等の密を避ける対策を行い、調査を継続しているが、調査結果を公開する現地説明会の開催が減少している。

(2) 新型コロナウイルス感染症への対応に係る課題

- ア** 感染症流行期における、文化財の保存・活用に係る県としての具体的な方針が必要であること。
- イ** 文化財の公開・普及の機会の減少により、県民の文化財への理解が停滞する恐れがあること。
- ウ** 民俗芸能等の公演の中止・延期や観覧者の制限に伴い、文化財の普及・啓発の機会や公演収入が減少することになり、保存団体等の伝承活動を支援する必要があること。

- エ 旅行の自粛等による文化財関連施設観覧者の減少については、観覧者減をフォローするための新たな事業を検討する必要があること。
- オ 博物館等の消毒作業において、展示資料への影響を十分に配慮し、感染症防止を念頭に置いた企画を検討する必要があること。

(3) 新型コロナウイルス感染症に係る具体的な方策

ア 文化財の公開に向けた指針の作成

感染症予防対応に係る文化財の公開に向けて、県としての指針を示すとともに、県内の博物館等や文化財を有する施設等で、施設等の実態に応じたガイドラインを作成するよう促す。

イ 感染症予防対策による文化財の公開、普及事業の継続

文化財の所有者等に対し、感染症予防対策を講じながら、文化財の公開や普及事業を創意工夫して継続するよう促し、必要に応じ支援等を行う。

ウ 民俗芸能の保存団体等への活動支援

文化庁は、①文化芸術関係者に対する支援窓口の設置や雇用調整助成金の特例措置（厚生労働省）、②公演の中止等で影響を受けた個人向けの緊急小口資金（厚生労働省）、③中止された公演等のチケット代を寄付することによる税優遇（文化庁・スポーツ庁）、④直近3年間に2回以上の文化芸術活動を行う個人又は文化芸術団体を対象に、活動の再開・継続に向けた積極的な取組に要する費用の2/3または3/4を助成するなどの支援を行っている。

県としては、民俗芸能活動団体に対し、上記の支援及び助成の制度の活用を促すこととし、公演の場の設定や、県のホームページでの活動紹介、公演日程の告知等について、市町村と連携しながら団体の活動の継続を支援する。

エ 文化財を所有する施設や寺社等への支援

文化庁は、所有者の事業継続に向けた支援として、税制上の措置として中小事業者が所有する償却資産及び事業用家屋に係る固定資産税及び都市計画税の軽減措置を行うこととしている。県は、所有者の了解のもと、文化財を有する施設や寺社の情報発信を積極的に行うこととする。

オ 博物館等の消毒作業への技術的な支援

博物館等や文化財を有する施設等で消毒作業を行う場合の文化財への影響等について、専門家による技術的な相談に対応する。

カ 自宅で文化財に親しむデジタルアーカイブ、文化財動画等の活用

民俗芸能や有形文化財、博物館等の資料の公開を促進するため、デジタルアーカイブや文化財動画の活用を検討する。

- ・博物館等所蔵資料のデジタルアーカイブ化を進め、web等による発信を推進する。
- ・奈良文化財研究所の全国遺跡報告総覧における「文化財動画ライブラリー」を活用する。

(4) その他

新型コロナウイルス感染症以外の感染症又はそれに類する状況下に置かれた場合には、上記(3)の具体的な方策を踏まえ、実態に応じた対応をとることとする。

第5章 文化財の保存・活用の具体的な推進体制

1 岩手県文化財保護審議会

文化財保護法第190条第1項の規定に基づき、昭和51年4月から設置している。文化財の各分野に関わる専門的知識を有する有識者で構成される審議会であり、岩手県文化財保護審議会条例（昭和51年岩手県条例第45号）により、県教育委員会の諮問に応じて、文化財の保存活用に関する重要事項について審議し、これらの事項に関して県教育委員会に建議を行っている。

これまで、当審議会からの指導・助言により、本県の文化財保護行政の専門性が維持されてきたが、近年の文化財の概念の変化と多様化の流れ、特に国の文化財の枠組みの拡大に対応する必要が生じてきており、本県の課題に併せた委員の配置など、その役割を検討し、機能強化を図っていく必要がある。岩手県文化財保護審議会条例では、委員16名以内（現在の委員は11名）としており、必要に応じ部会の再編や委員の増員等を行うことが望ましい。

2 本県文化財保護行政主管課

(1) 岩手県教育委員会事務局 生涯学習文化財課

本県では、岩手県教育委員会が文化財の保護に関する事務を所管しており、生涯学習文化財課が担当課である。

【主な業務内容】

ア 文化財担当

文化財の保存管理・指導に関すること、文化財の指定に関すること、文化財保護審議会に関すること、文化財保護条例等に関すること、文化財愛護思想の普及等に関すること、銃砲刀剣の登録に関すること、博物館・埋蔵文化財センターの管理運営に関すること、市町村による文化財保存活用地域計画の策定支援に関すること

イ 埋蔵文化財担当

埋蔵文化財調査に関すること（開発部局との調整、分布調査、試掘調査）、県立埋蔵文化財センターに関すること（県に帰属する出土品の管理）、(公財)岩手県文化振興事業団埋蔵文化財センターに関すること（本調査に関する調整）、埋蔵文化財の文化財保護法による諸手続に関すること

ウ 柳之御所担当

柳之御所遺跡整備調査事業に関すること、史跡公園の管理運営に関すること、調査事務所の管理運営及び情報発信等に関すること、平泉文化研究機関整備推進事業に関すること

エ 生涯学習担当

生涯学習振興の総合的な企画及び調整に関すること、生涯学習の推進に関すること、社会教育の総合的な企画調整に関すること、社会教育施設の運営指導に関すること、青少年教育の振興及び指導に関すること、成人教育の振興及び指導に関すること、視聴覚教育の奨励、図書館、美術館（運営を除く）の管理運営に関すること

オ 地域学校連携担当

地域と学校の連携及び協働に関すること（放課後子ども総合プランの推進、地域とともにある学校づくり推進フォーラム等）に関すること

(2) 岩手県文化スポーツ部 文化振興課

本県では、文化・スポーツ分野の振興発展に向けて、平成29年4月、文化スポーツ部を設置している。新設に当たって、県教育委員会生涯学習文化課（平成28年度まで）が所管していた業務のうち、世界遺産に関する業務（登録、保存管理等）と文化芸術に関する業務（民俗芸能の公演等）に関する業務等を文化スポーツ部文化振興課に業務移管した。世界遺産の保存管理に関する業務のうち、文化財保護行政に関すること（現状変更等）については、生涯学習文化財課柳之御所担当職員（文化振興課兼務職員）が担当している。

【主な業務内容】

- ア 文化芸術担当** 岩手県文化芸術振興基本条例、岩手県文化芸術振興指針、岩手県文化芸術振興審議会に関すること、民俗芸能に関すること、岩手芸術祭に関すること、公立文化施設に関すること
- イ 文化交流担当** いわてマンガプロジェクト、妖怪文化の発信に関すること、岩手県文化芸術創造アドバイザーに関すること
- ウ 世界遺産担当** 「平泉の文化遺産」及び「明治日本の産業革命遺産」に関すること、「北海道・北東北の縄文遺跡群」に関すること、平泉ガイダンス施設整備に関すること、世界遺産関連史跡等の調整・指導に関すること

3 本県文化財関係部局

(1) 岩手県環境生活部 自然保護課

自然保護課では、本県の豊かで優れた自然を適正に保全し、県民共有の財産として後世に伝えるとともに、自然とのふれあいの場を提供し、うるおいのある生活の実現を目指し各種業務を担当している。文化財関係では、特別天然記念物のニホンカモシカや早池峰山及び薬師岳の高山帯・森林植物群落保護の保護・保全に取り組んでいる。早池峰山等の高山植物はニホンジカによる食害が懸念されており、県及び市町村教育委員会との連携により実態調査と対応策を進めていく必要がある。

【主な業務内容】

- ア 野生生物担当** 鳥獣保護区等の指定等、鳥獣の保護及び管理に関すること、鳥獣保護センターの運営に関すること、希少な野生生物の保護に関すること、いわてレッドデータブックに関すること、ニホンジカ、ニホンカモシカ、ツキノワグマ及びイノシシの管理対策に関すること
- イ 自然公園担当** 自然公園の公園計画及び保護管理に関すること、自然公園内各種開発行為許認可事務に関すること、自然環境の保全に関する事務の総合的な企画、調整及び調査に関すること、自然環境保全地域等の指定及び保全に関すること、大規模開発行為の規制及び誘導に関すること、自然環境の保全に関する知識の普及及び思想の高揚に関すること

(2) 岩手県商工労働観光部 産業経済交流課

産業経済交流課では、地域資源を生かした産業の振興、食産業の振興、海外経済交流の促進等に関する業務を行っている。課内には、地域産業担当、食産業担当、海外マーケット担当の3つの担当がある。

漆をはじめとした伝統的な技術や工芸品の普及、担い手の確保のためには、漆関連産業や伝統工芸産業の振興を図り、また、国内外に広く情報発信をすることが重要であり、これらに関連する事業の実施に当たっては、密接に連携を図っていく必要がある。

【主な業務内容】

- | | |
|--------------------|----------------------|
| ア 地域産業担当 | 地域資源を活用した産業の振興に関すること |
| イ 食産業担当 | 食産業の振興に関すること |
| ウ 海外マーケット担当 | 海外経済交流の促進に関すること |

(3) 岩手県商工労働観光部 観光・プロモーション室

観光・プロモーション室では、観光客の誘致拡大を図るため、受入態勢の整備、観光施設の整備及び管理、観光事業団体の指導等に関する業務を行っている。室内には、プロモーション担当、国内観光担当、国際観光担当、三陸観光地域づくり担当の4つの担当がある。

みちのく岩手観光立県第3期基本計画に記載している「多様な地域資源の活用による観光資源としての価値の創造」は、文化財の多様な活用に資するものであり、今後も積極的な情報提供を行うなど、効果的な事業推進のため連携を図る必要がある。

【主な業務内容】

- | | |
|----------------------|--|
| ア プロモーション担当 | 対外的売り込み活動の調整・推進に関すること |
| イ 国内観光担当 | 世界遺産等を活用した全県的な観光産業振興、観光事業団体の育成指導に関すること |
| ウ 国際観光担当 | 外国人観光客の誘客促進及び受入態勢整備に関すること |
| エ 三陸観光地域づくり担当 | 三陸沿岸地域の観光産業振興に関すること |

(4) 岩手県農林水産部 農業振興課

農業振興課では、体質の強い農業構造を確立するための業務を総合的に推進するとともに、中山間地域の活性化やグリーン・ツーリズムの推進などの業務を行っている。課内には、担い手対策担当、地域農業振興担当、農地・交流担当の3つの担当がある。

同課が担当する景観農業振興地域整備計画は、景観法に基づき、農業を将来的に継続させることで地域を守り、景観を守ることを目的とした計画である。この計画により、棚田の保全や景観に配慮した農業用施設の整備、景観重要樹木の保全、景観重要建造物の保全等を図ることが可能になる。この計画は、文化的景観の維持・管理と密接な関係にあり、今後も連携を図る必要がある。

【主な業務内容】

- | | |
|-------------------|---|
| ア 担い手対策担当 | 農業の担い手育成に関すること、農地中間管理事業に関すること、鳥獣被害防止対策に関すること |
| イ 地域農業振興担当 | 中山間地域の農業の活性化に関すること、棚田地域振興法に関すること、グリーン・ツーリズムに関すること |
| ウ 農地・交流担当 | 農業振興地域制度に関すること、農地法に関すること、遊休農地・荒廃農地対策に関すること |

(5) 岩手県県土整備部 都市計画課

都市計画課では、都市計画決定、都市計画制限についての事務、街路・公園・区画整理等の都市計画事業の施行に関する事務、まちづくり支援・景観づくりに関する業務を行っている。課内には開発担当、計画・街路担当、公園担当、まちづくり担当などの担当がある。

まちづくり担当は、岩手県景観計画に基づき、県全体の良好な景観の形成が総合的に行われるよう県域全体の良好な景観の形成の方向性と将来像について市町村間の調整を行うとともに、屋外広告物条例により国重要文化財や県指定有形文化財に指定された建造物から所定の範囲の地域について良好な景観を形成し、若しくは風致を維持すること又は公衆に対する危害を防止することが特に必要な地域として、屋外広告物の表示等について規制を行っている。

また、「歴史まちづくり法」に基づき、地域における歴史的風致の維持及び向上を図るため、市町村が歴史的風致維持向上計画を策定し、国の認定を目指すように情報提供や助言を行っている。文化財の活用とまちづくりの面での連携や調整を今後も図っていく必要がある。

【主な業務内容】

- | | |
|------------------|--|
| ア 計画・街路担当 | 都市計画に関すること、街路事業に関すること、各種計画との調整に関すること |
| イ 公園担当 | 都市公園事業に関すること |
| ウ まちづくり担当 | まちづくり支援に関すること、屋外広告物に関すること、景観形成に関すること、市街地再開発に関すること、区画整理に関すること |

4 市町村文化財保護主管部局

(1) 市町村の文化財保護行政主管部局

県及び市町村は、ともに地域の文化財の保存・活用を図っていく観点から基本理念を共有するものであり、具体的な所有者支援の場面では、県と市町村が一連の手続きを行っており、今後、さらに適切な連携・協力を進めていく必要がある。本県では、市町村との連携に係る会議として、岩手県文化財事務担当者連絡会議を開催している。今後、個別の分野について具体的な検討を進めるために、県や市町村の担当者と専門家により、文化財の分野ごとに検討部会を設置することなどについて検討する。

本県の33市町村では、それぞれ部局内に文化財保護行政主管課又は文化財担当（係）を設けている。当初、文化財保護行政主管課又は文化財担当（係）は、各市町村教育委員会が所管していたが、文化財保護法の改正に伴う条例の改正により、令和2年4月現在、釜石市・八幡平市・矢巾町の3市町で首長部局への移管が行われている。

（２）市町村の博物館・埋蔵文化財センター等

岩手県博物館等連絡協議会は、県内の博物館等及びその関係者が相互の連絡協調を図るために組織された協議会で、県内77館の博物館等が加盟している。それらの中には、御所野縄文博物館や崎山貝塚縄文の森ミュージアムなど、史跡のガイダンス機能を併せもった施設や、宮古市北上山地民俗資料館や石鳥谷歴史民俗資料館など国指定の文化財を保管・公開する施設、鬼・牛・鯨・琥珀・画家など特定の分野に絞った施設などがある。

全国公立埋蔵文化財センター連絡協議会に加盟しているのは、盛岡市遺跡の学び館、北上市立埋蔵文化財センター、滝沢市埋蔵文化財センター、二戸市埋蔵文化財センター、宮古市埋蔵文化財センターの5施設で、全国埋蔵文化財法人連絡協議会に加盟しているのは、（一財）奥州市埋蔵文化財調査センターの1施設である。公立埋蔵文化財センターでは、域内の埋蔵文化財に係る調整、埋蔵文化財関係事務、試掘調査、発掘調査、出土品整理、普及事業等を行っている。法人埋蔵文化財センターでは、主に市からの委託による発掘調査等や出土品整理を行っている。

5 文化財保護指導員

文化財保護法第191条に基づき、県教育委員会は文化財保護指導員（文化財パトロール）制度を導入し、本県に所在する文化財の保護管理の実態を把握するとともに、適切な指導・助言を行っている。実態把握の対象として通常地域と重点地域を設けており、通常地域では、県内に所在する国・県指定の有形文化財、記念物及びその他必要と認める文化財を優先している。重点地域では、世界遺産関連地域に所在する資産及び緩衝地帯のうち許可制地域（一関市については届出制地域）を優先している。

本県では、令和2年4月現在、文化財保護指導員14名（通常地域12名、重点地域2名）を任命し、担当地域の文化財のき損状況（破損、いたずら等がないか）、周辺の状況（特に名勝地で周囲の景観に変化がないか）、活用状況（案内板にき損がないか、文化財の管理が適切になされているか等）の確認を行っている。通常地域では年6～10回、重点地域では24回の通常パトロールを行うほか、災害発生時に県教育委員会からの指示に基づき臨時パトロールを実施している。

6 文化財関係機関・団体

(1) 岩手県立図書館

岩手県立図書館は、生涯学習の振興と文化の発展に寄与することを目的に、以下の方針に基づき、県立の図書館としての役割を果たし、県民のニーズに応じたサービスの提供に努めることとしている。

- ア 図書館機能の充実
- イ 広報活動の充実
- ウ 図書館資料の収集、整理、保存及び活用
- エ 相談機能の維持・充実
- オ 今日的課題への対応
- カ 学習機会の提供と読書活動の奨励
- キ 市町村支援及び連携
- ク 関係団体等との連携

文化財との関連においては、古文書及び絵図等の郷土資料について整理・保管・収集を行っているほか、関連情報の提供等を行っている。また、東日本大震災津波関係の記録等の収集を行い、本県の過去の災害関連資料と併せた利活用を進めるための資料整理を行っている。

(2) 公益財団法人 岩手県文化振興事業団

芸術文化の振興及び文化財等の調査研究、収集、保護・保存、活用等を図り、県民の教育、学術及び文化の振興に寄与することを目的に、昭和60年3月に財団法人岩手県文化振興事業団として設立され、平成23年4月に公益財団法人へ移行した。

当事業団は埋蔵文化財センター・岩手県立博物館・岩手県立美術館・県民会館などの指定管理者の指定及び学芸教務委託を受け、埋蔵文化財センターは埋蔵文化財の調査・整理・保存・記録及び資料作成、公開等の事業、博物館は歴史・民俗・自然科学等に関する資料収集・保管・展示・調査研究等の事業、美術館は美術等に関する資料収集・保管・展示・調査研究事業など、県民会館は音楽及び舞台芸術の普及、振興等の事業を行っている。また、総務部は芸術文化、文化財の保護等の活動に対する助成とその他芸術文化の振興に関する事業を担当している。

ア 埋蔵文化財センター

埋蔵文化財の調査と保護を目的として、昭和52年4月に財団法人岩手県埋蔵文化財センターとして設立された。その後、昭和60年4月には財団法人岩手県文化振興事業団埋蔵文化財センターとして組織改編され、また、平成23年4月には公益財団法人に移行する道程を歩みながら、県教育委員会の調整のもと、本県の埋蔵文化財に関する調査、研究、普及事業を担ってきた。現在、埋蔵文化財調査と普及事業を担当する調査課と総務課の2課で構成されている。

イ 岩手県立博物館

県制百年を記念して昭和55年10月に開館した総合博物館であり、ユニークで多彩な資料の蓄積とその活用に基づく岩手の自然史・文化史の拠点づくりや新たな地域文化の創造等を使命として掲げている。

る。地質・考古・歴史・民俗・生物・文化財科学の6部門で構成され、各部門の特性を活かしながら、調査・研究活動、保管・収集活動、展示・普及活動を行っている。

ウ 岩手県立美術館

県立博物館の近代美術部門から独立する形で、平成13年10月に開館した。特徴は萬鐵五郎、松本竣介、舟越保武ら郷土の美術家たちの作品群を中心としたコレクションである。本県がこれまで収集、展示してきたこれらのコレクションを発展させ、県民の共有財産として将来へ継承していくことを当館の使命としている。また、収蔵作品の充実と保存に努め、幅広い年齢層を対象とした参加体験型のプログラムなども積極的に展開している。

エ 総務部

県民の文化活動が活発に推進されるよう、文化団体等の活動を奨励・援助するため文化振興基金を設け、本県の芸術文化及び文化財保護の活動に幅広く利用されている。助成対象としている事業は次のとおりである。

- ・広域にわたる文化活動（文化活動成果発表事業、各種大会等参加事業、文化活動研修事業、文化団体備品整備事業、刊行物発行事業）
- ・参加する文化活動推進事業（埋地域社会を基盤として住民自らが参加して行う創造性を伴った文化活動に対するの援助）
- ・文化団体結成促進事業（市町村の総合的芸術文化団体の結成及び広域にわたる文化団体の結成に対する援助）

（3）一般社団法人 岩手県文化財愛護協会

昭和44年7月、県や市町村の行う保護保存措置に併せて、文化財愛護思想の普及徹底を図ることを目的として設立された。当初、県内の文化人や政財界人、報道関係者有志が発起人として設立され、その後正式に社団法人（現在は一般社団法人）となり活動を継続してきた。文化財愛護思想を広く県民に普及させるため、文化財の調査と保存活用の促進、各種講座の開講、文化財に関する刊行物発行、文化財保護行政に対する支援を行っている。

これまでの県内民俗芸能団体との連携と公演活動の蓄積は大きなものであり、今後は本県の文化財全体の保存・活用の推進団体として、県教育委員会は次の文化財保護活動への支援を行っている。

- ア 文化財愛護の普及（機関紙活用による情報発信、一般県民対象の講座の開催等）
- イ 文化財の調査及び保存・活用の推進（民俗芸能大会への団体派遣、技術講習会の開催等）
- ウ 機関紙、文化財各種資料、その他必要な刊行物の刊行
- エ 文化財保護行政への協力（文化財所有者のネットワーク強化、専門的な人材の情報提供等）

特に、岩手県民俗芸能フェスティバルの開催や民俗芸能団体との連携活動等は、民俗芸能の保存・継承に大きく貢献している。今後の方向性としては、民俗芸能だけでなく、文化財の支援団体や個人所有者と連携し、民間のメリットを生かしたネットワークの核となることや、郷土史学習講座を全県

域で開催すること、地域の文化財に関する民間団体の活動や人材についての情報を収集し、県民に周知するなどの活動が期待される。

(4) 一般社団法人 岩手県芸術文化協会

昭和50年7月、本県の芸術文化の振興・普及・育成等を目的に設立された。本県の芸術文化団体をまとめ、つなぎ、育む役割を担う県内最大の団体として、自ら芸術文化活動を行うだけでなく、小中学校での芸術文化派遣事業をはじめ、県内各地で展開される芸術文化活動を様々な形で支援している。県と連携して開催している岩手芸術祭開幕フェスティバルは、民俗芸能を含めた本県の芸術団体の発表の場となっている。また、芸術文化講座の開催や講師派遣、いわて芸文研修会（公演・体験講座）、学校への芸術家を派遣するいわて芸術家派遣事業等の活動を継続しており、今後も、本県の文化財の活用に向けて連携を強化していく必要がある。

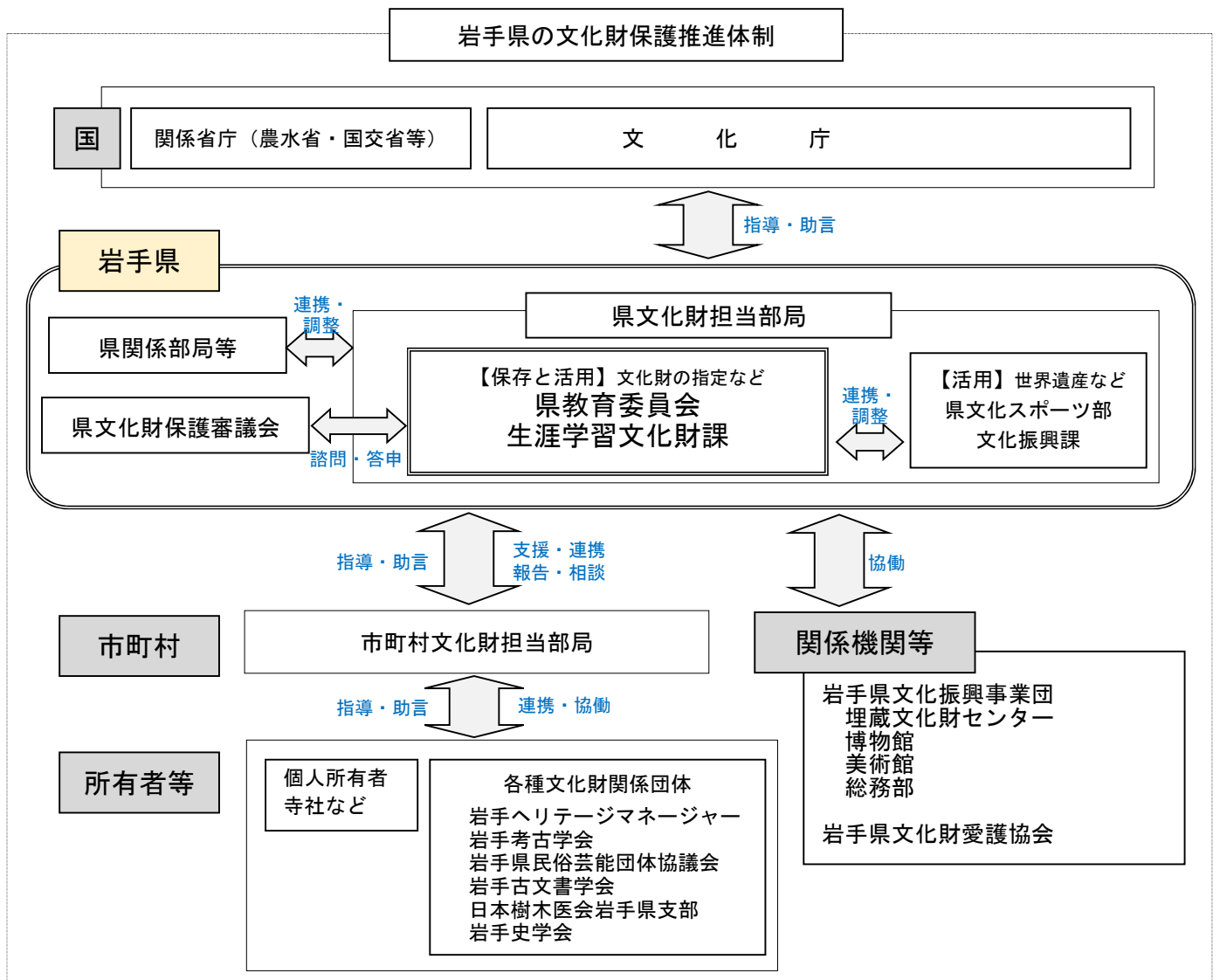


図 岩手県の文化財保護推進体制

【参考文献】

- 岩手県教育委員会1986年：『岩手県中世城館跡分布調査報告書』（岩手県文化財調査報告書第82集）岩手県教育委員会
- 岩手県教育委員会1998年：『岩手の貝塚』（岩手県文化財調査報告書第102集）岩手県教育委員会
- 岩手県教育委員会2000年：『岩手の洞穴遺跡』（岩手県文化財調査報告書第106集）岩手県教育委員会
- 岩手県教育委員会2006年：『岩手の製鉄遺跡』（岩手県文化財調査報告書第122集）岩手県教育委員会
- 岩手県教育委員会2007年：『岩手県の近代和風建築－岩手県近代和風建築総合調査報告書－』岩手県教育委員会
- 岩手県教育委員会ほか2005年：『北海道・東北地方の民俗芸能1 北海道・青森・岩手』海路書院
- 岩手県文化財愛護協会編2020年：『岩手の文化財をまもり五十年』（岩手県文化財愛護協会創立五十周年記念誌／「いわて文化財」280号特集号）（一社）岩手県文化財愛護協会
- 岩手県立博物館1987年：『天台寺』財団法人岩手県文化振興事業団
- 岩手県立博物館1990年：『北の鉄文化』岩手県立博物館開館10周年記念特別展図録 岩手県文化振興事業団
- 岩手県立博物館2000年：『北の馬文化』岩手県立博物館開館20周年記念特別展図録 岩手県文化振興事業団
- 岩手県立博物館2005年：『縄文北緯40° ー前・中期の北東北』岩手県立博物館第54回企画展図録 岩手県文化振興事業団
- 岩手県立博物館2010年 a：『境界に生きた人々ー遺物でたどる北東北のあゆみー』第3回北東北三県共同展図録
- 岩手県立博物館2010年 b：『いわての漆～縄文から現代まで 岩手に伝わる漆の文化～』（岩手県立博物館開館30周年記念特別企画展図録）岩手県立博物館
- いわて高等教育コンソーシアム地域研究推進委員会2013年：「東日本大震災の検証と来るべき震災の備えへの提言ー資料保存と救済のあり方からー【シンポジウム録】」
- 岩手山火山防災協議会2019年：『岩手山防災マップ』国土交通省東北地方整備局岩手河川国道事務所・岩手県・盛岡市・八幡平市・雫石町
- 岩手日報社出版部編1998年：『いわて未来への遺産 盛岡藩の歴史と至宝』岩手日報社
- 岩手日報社出版部編2001年：『いわて未来への遺産 古代・中世を歩く 奈良～安土桃山時代』岩手日報社
- 岩手日報社出版部編2002年：『いわて未来への遺産 近世・近代をたどる 江戸～明治時代』岩手日報社
- 岩手日報社出版部編2003年：『いわて未来への遺産 近代化遺構を歩く 明治～昭和初期』岩手日報社
- 大石直正・高良倉吉・高橋公明2001年：『周縁から見た中世日本』（日本の歴史第14巻）講談社
- 大矢邦宣1999年：『図説 みちのく古仏紀行』（ふくろうの本／日本の歴史）河出書房新社
- 大矢邦宣2013年：『図説 平泉ー浄土をめざしたみちのくの都ー』（ふくろうの本／日本の歴史）河出書房新社
- 加藤晋平・小林達雄・藤本強編1994年：『縄文文化の研究／6 続縄文文化・南島文化』雄山閣出版株式会社
- 北上市教育委員会1998年：『北上民俗芸能総覧』伝統文化伝承総合支援事業
- 熊谷常正1998年：「岩手における貝塚研究史」『岩手の貝塚』（岩手県文化財調査報告書第102集）
- （財）岩手県文化振興事業団埋蔵文化財センター2008年：『岩手を掘るーいわて発掘30年』岩手県文化振興事業団埋蔵文化財センター
- 佐々木喜善1993年：『聴耳草紙』ちくま文庫 筑摩書房
- 東京文化財研究所編2015年：『これからの文化財防災ー災害への備え』（東京文化財研究所・文化庁主催／文化財（美術工芸品）等緊急保全活動・現況調査事業研究会）（独行）国立文化財機構 東京文化財研究所
- 内閣官房地域再生推進室・内閣府地域再生事業推進室2005年：「地域再生のためにー地域が主役ー」
- 日本イコモス国内委員会2019年：『2016年熊本地震 日本イコモス報告書／文化財の被害状況と復旧・復興への提言』（一社）日本イコモス国内委員会
- 文化財防災ネットワーク2020年：「文化遺産防災ネットワーク推進会議の災害時における活動ガイドライン」（独行）国立文化財機構 文化財防災ネットワーク推進室
- 文化庁文化財部記念物課2013年：『名勝に関する総合調査ー全国的な調査（所在調査）の結果ー【報告書】』
- 文化庁文化財部記念物課2017年：東日本大震災の復興と埋蔵文化財保護の取組（報告）ー行政対応編ー

細井計編1995年：『図説 岩手県の歴史』（図説 日本の歴史3）河出書房新社

みちのく民芸企画（加藤敏夫・熊谷保）1999年：『炎の伝承－北上・みちのく芸能まつりの軌跡－』北上・みちのく芸能まつり実行委員会みちのく民芸企画

米地文夫1991年：「自然地域名「北上盆地」と「北上平野」－地理教育における自然地理用語と自然市域名の問題(1)－」岩手大学教育学部研究年報第51巻第1号

議案第38号

岩手県教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則

岩手県教育委員会行政組織規則（昭和37年岩手県教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

改正前		改正後	
<p>(室及び課の設置)</p> <p>第15条 本庁に次の室及び課を置く。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) <u>教職員課</u></p> <p>(3) <u>学校調整課</u></p> <p>(4) <u>学校教育課</u></p> <p>(5) [略]</p> <p>(6) [略]</p> <p>(室及び課の分掌事務)</p> <p>第16条 本庁の室及び課の分掌事務は、次のとおりとする。</p>		<p>(室及び課の設置)</p> <p>第15条 本庁に次の室及び課を置く。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) <u>学校教育室</u></p> <p>(3) <u>教職員課</u></p> <p>(4) [略]</p> <p>(5) [略]</p> <p>(室及び課の分掌事務)</p> <p>第16条 本庁の室及び課の分掌事務は、次のとおりとする。</p>	
室及び課	分掌事務	室及び課	分掌事務
教育企画室	[略]	教育企画室	[略]
教職員課	<p><u>人事給与担当の分掌事務</u></p> <p>(1) <u>人事管理に関する制度の企画に関すること。</u></p> <p>(2) <u>職員及び県立学校職員の服務に関すること。</u></p> <p>(3) <u>職員、県費負担教職員（事務職員に限る。）及び県立学校の職員（事務職員、技術職員その他の職員に限る。）の任免に関すること。</u></p> <p>(4) <u>事務局及び学校以外の教育機関の組織、定数及び職制並びに県立学校の職員（事務職員、技術職員その他の職員に限る。）の定数に関すること。</u></p> <p>(5) <u>事務の委任、専決及び代決に関すること。</u></p> <p>(6) <u>職員、県費負担教職員（事務職員に限る。）及び県立学校の職員（事務職員、技術職員その他の職員に限る。）の分限及び懲戒に関すること。</u></p> <p>(7) <u>職員、県費負担教職員（事務職員に限る。）及び県立学校の職員（事務職員、技術職員その他の職員に限る。）の研修（人事管理に関する研修に限る。）に関すること。</u></p>		

(8) 叙位及び叙勲、褒章並びに教育表彰
(永年勤続者表彰に限る。)に関するこ
と。

(9) 県費負担教職員の給与費及び旅費の
負担に関すること。

(10) 県立学校職員の給与費に関するこ
と。

(11) 教育職員の免許に関すること。

(12) 職員及び学校職員の給与、勤務時間
その他の勤務条件に関すること。

(13) 職員団体に関すること。

厚生福利担当の分掌事務

(1) 職員及び学校職員の厚生福利に関す
ること。

(2) 職員及び県立学校職員の安全管理及
び衛生管理に関すること。

(3) 公務災害補償に関すること。

(4) 職員及び学校職員の退職手当に関す
ること。

(5) 恩給に関すること。

(6) 職員及び学校職員の児童手当に関す
ること。

(7) 公立学校共済組合及び教職員互助会
に関すること。

小中学校人事担当の分掌事務

(1) 県費負担教職員(事務職員を除く。
)の人事管理に関する制度の企画に関す
ること。

(2) 県費負担教職員(事務職員を除く。
)の任免に関すること。

(3) 県費負担教職員(事務職員を除く。
)の分限及び懲戒に関すること。

(4) 県費負担教職員及び県立中学校の職
員(いずれも事務職員を除く。)の研修
(人事管理に関する研修に限る。)に関
すること。

(5) 市町村立の小中学校(小学校、中学
校及び義務教育学校をいう。以下同じ。
)の学級編制及び職員定数に関するこ
と。

県立学校人事担当の分掌事務

	<p>(1) <u>県立学校の職員（事務職員、技術職員その他の職員を除く。）の人事管理に関する制度の企画に関すること。</u></p> <p>(2) <u>県立学校の職員（事務職員、技術職員その他の職員を除く。）の任免に関すること。</u></p> <p>(3) <u>県立学校の職員（事務職員、技術職員その他の職員を除く。）の分限及び懲戒に関すること。</u></p> <p>(4) <u>県立学校の職員（県立中学校の職員、事務職員、技術職員その他の職員を除く。）の研修（人事管理に関する研修に限る。）に関すること。</u></p> <p>(5) <u>県立学校の職員（事務職員、技術職員その他の職員を除く。）の定数に関すること。</u></p> <p>(6) <u>県立特別支援学校の学級編制に関すること。</u></p>		
<p><u>学校調整課</u></p>	<p><u>学校調整担当の分掌事務</u></p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 市町村立の幼稚園及び小中学校の管理の指導及び助言に関すること（他室課の所掌に属するものを除く。）。</p> <p>(4)～(8) [略]</p>	<p><u>学校教育室</u></p>	<p><u>学校企画調整担当の分掌事務</u></p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 市町村立の幼稚園及び小中学校（<u>小学校、中学校及び義務教育学校をいう。以下同じ。</u>）の管理の指導及び助言に関すること（他室課の所掌に属するものを除く。）。</p> <p>(4)～(8) [略]</p> <p><u>学力向上担当の分掌事務</u></p> <p>(1) <u>児童及び生徒の学力の向上に関する事務の総括に関すること。</u></p> <p>(2) <u>教員の授業力の向上に関する事務の総括に関すること。</u></p> <p>(3) <u>小学校、中学校及び高等学校における連携した教育の推進に関すること。</u></p> <p>(4) <u>グローバル人材の育成に関すること。</u></p> <p><u>義務教育担当の分掌事務</u></p> <p>(1) <u>市町村立の幼稚園及び小中学校（特別支援学級及び通級による指導に係る部分を除く。次号から第4号までにおいて同じ。）並びに県立中学校に係る教育諸条件の整備の総括窓口に関すること。</u></p>

(2) 市町村立の幼稚園及び小中学校の管理の指導及び助言並びに県立中学校の管理運営に関すること（他室課の所掌に属するものを除く。）。

(3) 市町村立の幼稚園及び小中学校並びに県立中学校の教育課程及び学習指導その他学校教育に関する専門的事項の指導に関すること（保健体育課及び他の担当の所掌に属するものを除く。）。

(4) 市町村立の幼稚園及び小中学校並びに県立中学校の職員の研修に関すること（他室課の所掌に属するものを除く。）。

。

(5) 県立中学校の入学者選抜に関すること。

(6) 義務教育諸学校の教科用図書の採択に関すること。

(7) 就学前教育の振興に関すること（教育企画室の所掌に属するものを除く。）。

。

(8) 学校文化関係団体（高等学校に係るものを除く。）の育成に関すること。

(9) 教科用図書選定審議会に関すること。

高校教育担当の分掌事務

(1) 県立高等学校（通級による指導に係る部分を除く。次号から第5号までにおいて同じ。）に係る教育諸条件の整備の総括窓口に関すること。

(2) 県立高等学校の管理運営に関すること（他室課の所掌に属するものを除く。）。

(3) 県立高等学校の教育課程及び学習指導その他学校教育に関する専門的事項の指導に関すること（保健体育課及び他の担当の所掌に属するものを除く。）。

(4) 中高一貫教育に関すること（義務教育担当の所掌に属するものを除く。）。

(5) 県立高等学校の職員の研修に関すること（他室課の所掌に属するものを除く。）。

高校改革担当の分掌事務

[略]

産業・復興教育担当の分掌事務

(1)～(3) [略]

(4) 平成23年東北地方太平洋沖地震及び津波による災害からの復興に係る学校教育の施策に関する事（他室課及び他の担当の所掌に属するものを除く。）。

(5)～(7) [略]

(6) 県立高等学校の入学者選抜に関する事。

(7) 県立高等学校の教科用図書の採択に関する事。

(8) 学校文化関係団体（高等学校に係るものに限る。）の育成に関する事。

高校改革担当の分掌事務

[略]

産業・復興教育担当の分掌事務

(1)～(3) [略]

(4) 平成23年東北地方太平洋沖地震及び津波による災害からの復興（以下「復興」という。）に係る学校教育の施策に関する事（他室課及び他の担当の所掌に属するものを除く。）。

(5)～(7) [略]

特別支援教育担当の分掌事務

(1) 県立特別支援学校、県立高等学校の通級による指導並びに市町村立の小中学校の特別支援学級及び通級による指導に係る教育諸条件の整備の総括窓口に関する事。

(2) 県立特別支援学校の設置、廃止、組織編制及び管理運営に関する事（他室課の所掌に属するものを除く。）。

(3) 県立特別支援学校、県立高等学校の通級による指導並びに市町村立の小中学校の特別支援学級及び通級による指導における教育課程及び学習指導その他学校教育に関する専門的事項の指導に関する事（保健体育課及び他の担当の所掌に属するものを除く。）。

(4) 県立特別支援学校、県立高等学校及び市町村立の小中学校の職員の研修に関する事（他室課の所掌に属するものを除く。）。

(5) 特別な教育的支援を必要とする児童又は生徒の就学指導に関する事。

(6) 県立特別支援学校への就学に係る学校指定、入学期日等に関する事。

(7) 県立特別支援学校の入学者選抜に関

	<p>生徒指導担当の分掌事務</p> <p>[略]</p>	<p>すること。</p> <p>(8) 県立特別支援学校の教科用図書の採 択に関すること。</p> <p>生徒指導担当の分掌事務</p> <p>[略]</p>
学校教育課	<p>学力向上担当の分掌事務</p> <p>(1) 児童及び生徒の学力の向上に関する 事務の総括に関すること。</p> <p>(2) 教員の授業力の向上に関する事務の 総括に関すること。</p> <p>(3) 小学校、中学校及び高等学校におけ る連携した教育の推進に関すること。</p> <p>(4) グローバル人材の育成に関すること</p> <p>。</p> <p>義務教育担当の分掌事務</p> <p>(1) 市町村立の幼稚園及び小中学校（特 別支援学級及び通級による指導に係る部 分を除く。次号から第4号までにおいて 同じ。）並びに県立中学校に係る教育諸 条件の整備の総括窓口に関すること。</p> <p>(2) 市町村立の幼稚園及び小中学校の管 理の指導及び助言並びに県立中学校の管 理運営に関すること（他室課の所掌に属 するものを除く。）。</p> <p>(3) 市町村立の幼稚園及び小中学校並び に県立中学校の教育課程及び学習指導そ の他学校教育に関する専門的事項の指導 に関すること（他課の所掌に属するもの を除く。）。</p> <p>(4) 市町村立の幼稚園及び小中学校並び に県立中学校の職員の研修に関すること （他室課の所掌に属するものを除く。）</p> <p>。</p> <p>(5) 県立中学校の入学選抜に関するこ と。</p> <p>(6) 義務教育諸学校の教科用図書の採択 に関すること。</p> <p>(7) 就学前教育の振興に関すること（教 育企画室の所掌に属するものを除く。）</p> <p>。</p> <p>(8) 学校文化関係団体の育成に関するこ</p>	

と（高校教育担当の所掌に属するものを除く。）。

(9) 教科用図書選定審議会に関すること
。

高校教育担当の分掌事務

(1) 県立高等学校（通級による指導に係る部分を除く。次号から第5号までにおいて同じ。）に係る教育諸条件の整備の総括窓口に関すること。

(2) 県立高等学校の管理運営に関すること（他室課の所掌に属するものを除く。）。

(3) 県立高等学校の教育課程及び学習指導その他学校教育に関する専門的事項の指導に関すること（他課の所掌に属するものを除く。）。

(4) 中高一貫教育に関すること（義務教育担当の所掌に属するものを除く。）。

(5) 県立高等学校の職員の研修に関すること（他室課の所掌に属するものを除く。）。

(6) 県立高等学校の入学者選抜に関すること。

(7) 県立高等学校の教科用図書の採択に関すること。

(8) 学校文化関係団体（高等学校に係るものに限る。）の育成に関すること。

特別支援教育担当の分掌事務

(1) 県立特別支援学校、県立高等学校の通級による指導並びに市町村立の小中学校の特別支援学級及び通級による指導に係る教育諸条件の整備の総括窓口に関すること。

(2) 県立特別支援学校の設置、廃止、組織編制及び管理運営に関すること（他室課の所掌に属するものを除く。）。

(3) 県立特別支援学校、県立高等学校の通級による指導並びに市町村立の小中学校の特別支援学級及び通級による指導における教育課程及び学習指導その他学校教育に関する専門的事項の指導に関する

	<p><u>こと（他課の所掌に属するものを除く。）。</u></p> <p><u>（４） 県立特別支援学校、県立高等学校及び市町村立の小中学校の職員の研修に関すること（他室課の所掌に属するものを除く。）。</u></p> <p><u>（５） 特別な教育的支援を必要とする児童又は生徒の就学指導に関すること。</u></p> <p><u>（６） 県立特別支援学校への就学に係る学校指定、入学期日等に関すること。</u></p> <p><u>（７） 県立特別支援学校の入学者選抜に関すること。</u></p> <p><u>（８） 県立特別支援学校の教科用図書の新採に関すること。</u></p>		
		<p><u>教職員課</u></p>	<p><u>人事給与担当の分掌事務</u></p> <p><u>（１） 人事管理に関する制度の企画に関すること。</u></p> <p><u>（２） 職員及び県立学校職員の服務に関すること。</u></p> <p><u>（３） 職員、県費負担教職員（事務職員に限る。）及び県立学校の職員（事務職員、技術職員その他の職員に限る。）の任免に関すること。</u></p> <p><u>（４） 事務局及び学校以外の教育機関の組織、定数及び職制並びに県立学校の職員（事務職員、技術職員その他の職員に限る。）の定数に関すること。</u></p> <p><u>（５） 事務の委任、専決及び代決に関すること。</u></p> <p><u>（６） 職員、県費負担教職員（事務職員に限る。）及び県立学校の職員（事務職員、技術職員その他の職員に限る。）の分限及び懲戒に関すること。</u></p> <p><u>（７） 職員、県費負担教職員（事務職員に限る。）及び県立学校の職員（事務職員、技術職員その他の職員に限る。）の研修（人事管理に関する研修に限る。）に関すること。</u></p> <p><u>（８） 叙位及び叙勲、褒章並びに教育表彰（永年勤続者表彰に限る。）に関すること。</u></p>

(9) 県費負担教職員の給与費及び旅費の負担に関すること。

(10) 県立学校職員の給与費に関すること。

(11) 教育職員の免許に関すること。

(12) 職員及び学校職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関すること。

(13) 職員団体に関すること。

厚生福利担当の分掌事務

(1) 職員及び学校職員の厚生福利に関すること。

(2) 職員及び県立学校職員の安全管理及び衛生管理に関すること。

(3) 公務災害補償に関すること。

(4) 職員及び学校職員の退職手当に関すること。

(5) 恩給に関すること。

(6) 職員及び学校職員の児童手当に関すること。

(7) 公立学校共済組合及び教職員互助会に関すること。

小中学校人事担当の分掌事務

(1) 県費負担教職員（事務職員を除く。）の人事管理に関する制度の企画に関すること。

(2) 県費負担教職員（事務職員を除く。）の任免に関すること。

(3) 県費負担教職員（事務職員を除く。）の分限及び懲戒に関すること。

(4) 県費負担教職員及び県立中学校の職員（いずれも事務職員を除く。）の研修（人事管理に関する研修に限る。）に関すること。

(5) 市町村立の小中学校の学級編制及び職員定数に関すること。

県立学校人事担当の分掌事務

(1) 県立学校の職員（事務職員、技術職員その他の職員を除く。）の人事管理に関する制度の企画に関すること。

(2) 県立学校の職員（事務職員、技術職員その他の職員を除く。）の任免に関すること。

保健体育課	保健体育担当の分掌事務 (1) [略] (2) 学校安全に関すること(学校調整課の所掌に属するものを除く。) (3)～(8) [略]
生涯学習文化財課	生涯学習担当の分掌事務 (1)～(12) [略] (13) 学校、家庭及び地域の連携及び協働に関すること。 (14)～(16) [略] [略]

(職及び職務)

第28条 事務局に、次の表の左欄の区分に応じ、同表の中欄に掲げる職を置き、事務職員又は技術職員をもって充て、その職務は、同表の右欄に掲げるとおりとする。

区 分	職	職 務	
[略]			
本 庁	[略]		
	教育企 画室	[略]	
	教 職 員 課	人事給与担当 課長	上司の命を受け、部下の職員を指揮監督し、担当区
		厚生福利担当 課長	分に応じ、課の事務を掌理するとともに、総括課長に
		小中学校人事 課長	事故があるとき、又は総括課長が欠けたときは、あら

保健体育課	保健体育担当の分掌事務 (1) [略] (2) 学校安全に関すること(学校教育室の所掌に属するものを除く。) (3)～(8) [略]
生涯学習文化財課	生涯学習担当の分掌事務 (1)～(12) [略] (13) 学校、家庭及び地域の連携及び協働に関すること(学校教育室の所掌に属するものを除く。) (14)～(16) [略] [略]

(職及び職務)

第28条 事務局に、次の表の左欄の区分に応じ、同表の中欄に掲げる職を置き、事務職員又は技術職員をもって充て、その職務は、同表の右欄に掲げるとおりとする。

区 分	職	職 務
[略]		
本 庁	[略]	
	教育企 画室	[略]

	県立学校人事課長	かじめ定める順位により、その職務を代理する。
学校調整課	学校調整担当課長	上司の命を受け、部下の職員を指揮監督し、担当区分に応じ、課の事務を掌理するとともに、総括課長に事故があるとき、又は総括課長が欠けたときは、あらかじめ定める順位により、その職務を代理する。
	産業・復興教育課長	
	高校改革課長	
	生徒指導課長	
学校教育課	学力向上課長	上司の命を受け、部下の職員を指揮監督し、担当区分に応じ、課の事務を掌理するとともに、総括課長に事故があるとき、又は総括課長が欠けたときは、あらかじめ定める順位により、その職務を代理する。
	義務教育課長	
	高校教育課長	
	特別支援教育課長	
保健体育課	[略]	
	[略]	
	[略]	

2・3 [略]

(教育機関)

第40条 教育委員会の所管に属する教育機関は、県立学校のほ

学校教育室	学校教育企画監	上司の命を受け、部下の職員を指揮監督し、担当区分に応じ、室の事務を掌理するとともに、室長に事故があるとき、又は室長が欠けたときは、あらかじめ定める順位により、その職務を代理する。
	学校企画調整担当課長	
	学力向上担当課長	
	義務教育課長	
	高校教育課長	
	高校改革課長	
	産業・復興教育課長	
	特別支援教育課長	
	生徒指導課長	
教職員課	人事給与担当課長	上司の命を受け、部下の職員を指揮監督し、担当区分に応じ、課の事務を掌理するとともに、総括課長に事故があるとき、又は総括課長が欠けたときは、あらかじめ定める順位により、その職務を代理する。
	厚生福利担当課長	
	小中学校人事課長	
	県立学校人事課長	
保健体育課	[略]	
	[略]	
	[略]	

2・3 [略]

(教育機関)

第40条 教育委員会の所管に属する教育機関は、県立学校のほ

か、次のとおりである。

名 称	位 置
[略]	
岩手県立高田松原野外活動センター	[略]

2 [略]

(所掌事務)

第41条 学校以外の教育機関（青少年の家及び野外活動センターを除く。第42条、第44条、第45条及び第62条において同じ。）の所掌事務は、次のとおりとする。

学校以外の教育機関	所掌事務
[略]	
埋蔵文化財センター	[略]

(職及び職務)

第45条 学校以外の教育機関に、次の表の左欄の区分に応じ、同表の中欄に掲げる職を置き、事務職員をもって充て、その職務は、同表の右欄に掲げるとおりとする。

区 分	職	職 務
[略]		
埋蔵文化財センター	[略]	

2 前項に規定する職のほか、学校以外の教育機関に、次の表の左欄の区分に応じ、同表の中欄に掲げる職を組織の必要に応じて置くものとし、主幹及び副主幹にあつては事務職員を、その他の職にあつては事務職員又は技術職員をもって充て、その職務は、同表の右欄に掲げるとおりとする。

区 分	職	職 務

か、次のとおりである。

名 称	位 置
[略]	
岩手県立野外活動センター	[略]

2 [略]

(所掌事務)

第41条 学校以外の教育機関（青少年の家を除く。第42条、第44条、第45条及び第62条において同じ。）の所掌事務は、次のとおりとする。

学校以外の教育機関	所掌事務
[略]	
埋蔵文化財センター	[略]
野外活動センター	1 野外活動の普及奨励に関すること。 2 青少年の心身の健全育成に関すること。 3 復興及び防災に係る研修に関すること。

(職及び職務)

第45条 学校以外の教育機関に、次の表の左欄の区分に応じ、同表の中欄に掲げる職を置き、事務職員をもって充て、その職務は、同表の右欄に掲げるとおりとする。

区 分	職	職 務
[略]		
埋蔵文化財センター	[略]	
野外活動センター	所長	上司の命を受け、部下の職員を指揮監督し、野外活動センターの事務を掌理する。
	次長	所長を補佐し、所長に事故があるとき、又は所長が欠けたときは、その職務を代理する。

2 前項に規定する職のほか、学校以外の教育機関に、次の表の左欄の区分に応じ、同表の中欄に掲げる職を組織の必要に応じて置くものとし、主幹及び副主幹にあつては事務職員を、その他の職にあつては事務職員又は技術職員をもって充て、その職務は、同表の右欄に掲げるとおりとする。

区 分	職	職 務

[略]	
図書館	[略]

[略]		
図書館	[略]	
野外活動センター	主幹	上司の命を受け、野外活動センターの重要事項についての調査、企画及び立案に参画する。
	主任主査	上司の命を受け、部下の職員を指揮監督し、野外活動センターの特定事務を処理するとともに、その事務を総括整理する。
	副主幹	上司の命を受け、野外活動センターの特定事項についての調査、企画及び立案に参画する。
	主査及び主査行政専門員	上司の命を受け、部下の職員を指揮監督し、野外活動センターの特定事務を処理する。
	主任及び主任行政専門員	上司の命を受け、相当の知識又は経験を必要とする事務又は技術をつかさどる。

3 [略]

(附属機関)

第63条 教育委員会の所管に属する附属機関は、次のとおりである。

- (1) [略]
- (2) 岩手県産業教育審議会
- (3) 岩手県いじめ問題対策委員会
- (4) 教科用図書選定審議会
- (5)～(10) [略]

2 [略]

3 [略]

(附属機関)

第63条 教育委員会の所管に属する附属機関は、次のとおりである。

- (1) [略]
- (2) 教科用図書選定審議会
- (3) 岩手県産業教育審議会
- (4) 岩手県いじめ問題対策委員会
- (5)～(10) [略]

2 [略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。
(岩手県産業教育審議会規則の一部改正)
- 2 岩手県産業教育審議会規則(昭和27年岩手県教育委員会規則第6号)の一部を次のように改正する。

改正前

改正後

(庶務) 第8条 審議会の庶務は、 <u>学校調整課</u> において処理する。	(庶務) 第8条 審議会の庶務は、 <u>学校教育室</u> において処理する。
備考 改正部分は、下線の部分である。	

(教育職員等の勤務時間に関する規則の一部改正)

3 教育職員等の勤務時間に関する規則（昭和32年岩手県教育委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(学校等勤務職員の特例) 第6条 学校、図書館、博物館 <u>及び</u> 美術館に勤務する職員の週休日及び勤務時間は、当該機関の長が、勤務態様及び内容に応じ、別に割振りを行うものとする。	(学校等勤務職員の特例) 第6条 学校、図書館、博物館、 <u>美術館及び</u> 野外活動センターに勤務する職員の週休日及び勤務時間は、当該機関の長が、勤務態様及び内容に応じ、別に割振りを行うものとする。
備考 改正部分は、下線の部分である。	

(教科用図書選定審議会規則の一部改正)

4 教科用図書選定審議会規則（昭和39年岩手県教育委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(庶務) 第6条 審議会の庶務は、 <u>学校教育課</u> において処理する。	(庶務) 第6条 審議会の庶務は、 <u>学校教育室</u> において処理する。
備考 改正部分は、下線の部分である。	

(岩手県教育支援委員会規則の一部改正)

5 岩手県教育支援委員会規則（昭和50年岩手県教育委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(庶務) 第8条 委員会の庶務は、 <u>学校教育課</u> において処理する。	(庶務) 第8条 委員会の庶務は、 <u>学校教育室</u> において処理する。
備考 改正部分は、下線の部分である。	

令和3年3月17日提出

岩手県教育委員会教育長 佐藤 博

理由

教育委員会の組織を改めようとするものである。これが、この規則案を提出する理由である。

岩手県教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則案要綱

第1 改正の趣旨

教育委員会の組織を改めようとするものである。

第2 規則案の内容

- 1 事務局本庁において、学校調整課及び学校教育課を廃止し、学校教育室を設置すること。(第15条関係)
- 2 学校教育室の設置に伴い、各室課の分掌事務について所要の改正をすること。(第16条、第28条関係)
- 3 学校教育室に置く職等を定めること。(第28条関係)
- 4 野外活動センターの移転復旧に伴う所要の改正をすること。(第40条、第41条、第45条関係)
- 5 附属機関の規定順を学校教育室の組織の順序に改めること。(第63条関係)
- 6 施行期日等(附則関係)
 - (1) 令和3年4月1日から施行すること。
 - (2) 関係規則について、所要の整備をすること。

議案第39号

岩手県教育委員会代決専決規程の一部を改正する訓令

岩手県教育委員会代決専決規程（昭和32年岩手県教育委員会訓令第1号）の一部を次のように改正する。

改正前				改正後																																																							
<p>(代決)</p> <p>第3条 決裁権者が不在のときは、第1号又は第2号の表に掲げる決裁権者の区分に従い第1順位者が代決し、決裁権者及び第1順位者が不在のときは、当該区分に従い第2順位者が代決し、決裁権者、第1順位者及び第2順位者が不在のときは、当該区分に従い第3順位者が代決する。</p> <p>(1) 本庁における代決</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">決裁権者</th> <th colspan="3">代決権者</th> </tr> <tr> <th>第1順位者</th> <th>第2順位者</th> <th>第3順位者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="4">[略]</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">室長</td> <td>当該事務を担当する教育企画推進監、課長又は担当課長</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="4">[略]</td> </tr> <tr> <td>教育企画推進監、課長、担当課長又は特命課長</td> <td colspan="3">[略]</td> </tr> </tbody> </table>				決裁権者	代決権者			第1順位者	第2順位者	第3順位者	[略]				室長	当該事務を担当する教育企画推進監、課長又は担当課長			[略]			[略]				教育企画推進監、課長、担当課長又は特命課長	[略]			<p>(代決)</p> <p>第3条 決裁権者が不在のときは、第1号又は第2号の表に掲げる決裁権者の区分に従い第1順位者が代決し、決裁権者及び第1順位者が不在のときは、当該区分に従い第2順位者が代決し、決裁権者、第1順位者及び第2順位者が不在のときは、当該区分に従い第3順位者が代決する。</p> <p>(1) 本庁における代決</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">決裁権者</th> <th colspan="3">代決権者</th> </tr> <tr> <th>第1順位者</th> <th>第2順位者</th> <th>第3順位者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="4">[略]</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">室長</td> <td>当該事務を担当する教育企画推進監、<u>学校教育企画監</u>、課長又は担当課長</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="4">[略]</td> </tr> <tr> <td>教育企画推進監、<u>学校教育企画監</u>、課長、担当課長又は特命課長</td> <td colspan="3">[略]</td> </tr> </tbody> </table>				決裁権者	代決権者			第1順位者	第2順位者	第3順位者	[略]				室長	当該事務を担当する教育企画推進監、 <u>学校教育企画監</u> 、課長又は担当課長			[略]			[略]				教育企画推進監、 <u>学校教育企画監</u> 、課長、担当課長又は特命課長	[略]		
決裁権者	代決権者																																																										
	第1順位者	第2順位者	第3順位者																																																								
[略]																																																											
室長	当該事務を担当する教育企画推進監、課長又は担当課長																																																										
	[略]																																																										
[略]																																																											
教育企画推進監、課長、担当課長又は特命課長	[略]																																																										
決裁権者	代決権者																																																										
	第1順位者	第2順位者	第3順位者																																																								
[略]																																																											
室長	当該事務を担当する教育企画推進監、 <u>学校教育企画監</u> 、課長又は担当課長																																																										
	[略]																																																										
[略]																																																											
教育企画推進監、 <u>学校教育企画監</u> 、課長、担当課長又は特命課長	[略]																																																										
<p>(2) 教育事務所及び学校以外の教育機関における代決</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">機 関</th> <th rowspan="2">決裁権者</th> <th colspan="2">代決権者</th> </tr> <tr> <th>第1順位者</th> <th>第2順位者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="4">[略]</td> </tr> <tr> <td>埋蔵文化財センター</td> <td>[略]</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(室長等共通専決事項)</p>				機 関	決裁権者	代決権者		第1順位者	第2順位者	[略]				埋蔵文化財センター	[略]			<p>(2) 教育事務所及び学校以外の教育機関における代決</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">機 関</th> <th rowspan="2">決裁権者</th> <th colspan="2">代決権者</th> </tr> <tr> <th>第1順位者</th> <th>第2順位者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="4">[略]</td> </tr> <tr> <td>埋蔵文化財センター</td> <td>[略]</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td><u>野外活動センター</u></td> <td><u>所長</u></td> <td><u>次長</u></td> <td><u>所長があらかじめ指定する職員</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>(室長等共通専決事項)</p>				機 関	決裁権者	代決権者		第1順位者	第2順位者	[略]				埋蔵文化財センター	[略]			<u>野外活動センター</u>	<u>所長</u>	<u>次長</u>	<u>所長があらかじめ指定する職員</u>																				
機 関	決裁権者	代決権者																																																									
		第1順位者	第2順位者																																																								
[略]																																																											
埋蔵文化財センター	[略]																																																										
機 関	決裁権者	代決権者																																																									
		第1順位者	第2順位者																																																								
[略]																																																											
埋蔵文化財センター	[略]																																																										
<u>野外活動センター</u>	<u>所長</u>	<u>次長</u>	<u>所長があらかじめ指定する職員</u>																																																								

第7条 本庁の室長及び総括課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

(1)～(4) [略]

(5) 室長又は総括課長の職務を代理する教育企画推進監、課長、担当課長又は特命課長の順位に関する事

(6) 教育企画推進監、課長、担当課長及び特命課長（次号及び第8号において「教育企画推進監等」という。）の旅行命令及び復命書の受理に関する事

(7)～(13) [略]

2 [略]

(教育企画推進監等共通専決事項)

第7条の2 本庁の教育企画推進監、課長、担当課長及び特命課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

(1)～(16) [略]

(教職員課の総括課長等の専決事項)

第9条 教職員課の分掌事務について、総括課長、課長及び担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

総括課長専決事項

(1) 主査相当職以下の職員（指導主事、経営指導主事、社会教育主事及び社会教育主事補を除く。）及び学校職員（校長、副校長、教頭、主任指導教諭、主幹教諭、指導教諭及び指導養護教諭並びに主任主査相当職以上の事務職員を除く。）の任免に関する事

(2) 職員、学校職員及び会計年度任用職員の病気休職に関する事

(3) 育児休業等任期付教職員の任免に関する事（市町村立小中学校の教職員に係るものを除く。）

(4) 配偶者同行休業任期付教職員の任免に関する事（市町村立小中学校の教職員に係るものを除く。）

(5) 再任用職員の任免に関する事

(6) 技能職員等の任免及び分限に関する事

(7) 一般研修（委託研修を除く。）の実施に関する事

(8) 叙位及び叙勲（春秋叙勲を除く。）に関する事

(9) 教育職員の免許に関する事（教育職員免許状の取上げ処分に関するものを除く。）

(10) 職員、学校職員及び会計年度任用職員の給料又は報酬の決定に係る承認申請に関する事

(11) 特地公署又は準特地公署並びにへき地学校の指定の申請（軽易なものに限る。）に関する事

第7条 本庁の室長及び総括課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

(1)～(4) [略]

(5) 室長又は総括課長の職務を代理する教育企画推進監、学校教育企画監、課長、担当課長又は特命課長の順位に関する事

(6) 教育企画推進監、学校教育企画監、課長、担当課長及び特命課長（次号及び第8号において「教育企画推進監等」という。）の旅行命令及び復命書の受理に関する事

(7)～(13) [略]

2 [略]

(教育企画推進監等共通専決事項)

第7条の2 本庁の教育企画推進監、学校教育企画監、課長、担当課長及び特命課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

(1)～(16) [略]

(12) 公務又は通勤による災害の認定の進達に関すること。

(13) 公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律（昭和33年法律第116号）の規定に基づく事務に関すること。

人事給与担当課長専決事項

(1) 職員、県立学校職員及び会計年度任用職員（市町村立小中学校に勤務する者を除く。）の職務に専念する義務の免除に関すること。

(2) 職員、県立学校職員及び会計年度任用職員（市町村立小中学校に勤務する者を除く。）の営利企業等の従事許可に関すること。

(3) 岩手県教育委員会服務規程（昭和40年岩手県教育委員会訓令第7号）第10条に規定する兼職及び他の事業等の従事（軽易なもので所属長が承認したものを除く。）の承認に関すること。

(4) 市町村立小中学校の会計年度任用職員（事務職員に限る。）及び県立学校の会計年度任用職員（事務職員及び技能職員等に限る。）の配置に関すること。

(5) 県立学校の臨時的任用教職員（事務職員に限る。）の任免に関すること。

(6) 職員の大学院修学休業の許可に関すること。

(7) 職員及び県立学校職員（事務職員、技術職員その他の職員に限る。）の育児休業及び育児短時間勤務の承認に関すること。

(8) 職員及び県立学校職員（事務職員、技術職員その他の職員に限る。）の自己啓発等休業の承認に関すること。

(9) 職員及び県立学校職員（事務職員、技術職員その他の職員に限る。）の配偶者同行休業の承認に関すること。

(10) 紺綬褒章に関すること。

(11) 職員及び学校職員の昇給、昇格、復職時等における給料月額調整等に関すること。

(12) 県立学校職員及び県立学校に勤務する会計年度任用職員の給料の調整額の発令に関すること。

(13) 学校以外の教育機関の当直の勤務時間の変更の承認に関すること。

厚生福利担当課長専決事項

(1) 職員、学校職員及び会計年度任用職員の厚生福利に関すること。

(2) 職員、県立学校職員及び会計年度任用職員（市町村立小中学校に勤務する者を除く。）の衛生管理に関すること。

(3) 退職手当の裁定に関すること。

小中学校人事課長専決事項

(1) 市町村立小中学校の会計年度任用職員（事務職員を除く。）の配置に関すること。

県立学校人事課長専決事項

(1) 県立学校の会計年度任用職員（事務職員及び技能職員等を除く。）の配置に関すること。

(2) 県立学校の臨時的任用教職員（事務職員を除く。）の任免に関すること。

(3) 県立学校職員の大学院修学休業の許可に関すること。

(4) 県立学校職員（事務職員、技術職員その他の職員を除く。）の育児休業及び育児短時間勤務の承認に関すること。

(5) 県立学校職員（事務職員、技術職員その他の職員を除く。）の自己啓発等休業の承認に関すること。

(6) 県立学校職員（事務職員、技術職員その他の職員を除く。）の配偶者同行休業の承認に関すること。

(学校調整課の総括課長等の専決事項)

第10条 学校調整課の分掌事務について、総括課長、課長及び担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

総括課長専決事項

(1) 学校の管理運営に関し指導及び助言を与えること（学校教育課の所掌に属するものを除く。）。

学校調整担当課長専決事項

(1)～(4) [略]

(学校教育室の室長等の専決事項)

第9条 学校教育室の分掌事務について、室長、学校教育企画監、課長及び担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

室長専決事項

(1) 学校の管理運営に関し指導及び助言を与えること（他室課の所掌に属するものを除く。）。

(2) 義務教育諸学校において使用する教科用図書の採択に関する事務に関し指導及び助言を与えること。

(3) 県立学校の入学者選抜の実施に関すること。

学校教育企画監専決事項

(1) 学校教育の総合的な企画及び調整に関する事務の処理方針の決定に関すること

(2) 学力向上に関する事務の処理方針の決定に関すること

学校企画調整担当課長専決事項

(1)～(4) [略]

学力向上担当課長専決事項

(1) 児童及び生徒の学力並びに教員の授業力の向上に関し指導及び助言を与えること。

(2) グローバル人材の育成に関し指導及び助言を与えること。

義務教育課長専決事項

(1) 市町村立の幼稚園及び市町村立小中学校（以下「市町

村立小中学校等」という。)並びに県立中学校における教育課程及び学習指導その他学校教育の専門的事項に関し指導及び助言を与えること(保健体育課及び他の担当の所掌に属するものを除く。)。

(2) 市町村立小中学校等及び県立中学校の教員の研修の実施に関すること(他課の所掌に属するものを除く。)。

(3) 学校文化関係団体(高等学校に係るものを除く。)の育成に関すること。

高校教育課長専決事項

(1) 県立高等学校における教育課程及び学習指導その他学校教育の専門的事項に関し指導及び助言を与えること(保健体育課及び他の担当の所掌に属するものを除く。)。

(2) 県立高等学校の教員の研修の実施に関すること(他課の所掌に属するものを除く。)。

(3) 学校文化関係団体(高等学校に係るものに限る。)の育成に関すること。

産業・復興教育課長専決事項

(1) 市町村立小中学校並びに県立中学校及び県立高等学校におけるキャリア教育の専門的事項に関し指導及び助言を与えること。

(2)・(3) [略]

(4) 市町村立小中学校等及び県立学校の防災に関し指導及び助言を与えること。

特別支援教育課長専決事項

(1) 県立特別支援学校、県立高等学校の通級による指導並びに市町村立小中学校の特別支援学級及び通級による指導における教育課程及び学習指導その他学校教育の専門的事項に関し指導及び助言を与えること(保健体育課及び他の担当の所掌に属するものを除く。)。

(2) 県立特別支援学校、県立高等学校及び市町村立小中学校の教員の研修の実施に関すること(他課の所掌に属するものを除く。)。

(3) 県立特別支援学校への就学に係る学校指定、入学期日等に関すること。

生徒指導課長専決事項

(1) [略]

産業・復興教育課長専決事項

(1) 市町村立の小中学校(小学校、中学校及び義務教育学校をいう。以下同じ。)並びに県立中学校及び県立高等学校におけるキャリア教育の専門的事項に関し指導及び助言を与えること。

(2)・(3) [略]

(4) 市町村立の幼稚園及び小中学校並びに県立学校の防災に関し指導及び助言を与えること。

生徒指導課長専決事項

(1) [略]

(学校教育課の総括課長等の専決事項)

第11条 学校教育課の分掌事務について、総括課長及び課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

総括課長専決事項

(1) 学校の管理運営に関し指導及び助言を与えること（学校調整課の所掌に属するものを除く。）。

(2) 義務教育諸学校において使用する教科用図書の採択に関する事務に関し指導及び助言を与えること。

(3) 県立学校の入学者選抜の実施に関すること。

学力向上課長専決事項

(1) 児童及び生徒の学力並びに教員の授業力の向上に関し指導及び助言を与えること。

(2) 小学校、中学校及び高等学校における連携した教育の推進に関し指導及び助言を与えること。

(3) グローバル人材の育成に関し指導及び助言を与えること。

義務教育課長専決事項

(1) 市町村立の幼稚園及び小中学校並びに県立中学校における教育課程及び学習指導その他学校教育の専門的事項に関し指導及び助言を与えること（他課の所掌に属するものを除く。）。

(2) 市町村立の幼稚園及び小中学校並びに県立中学校の教員の研修の実施に関すること（他課の所掌に属するものを除く。）。

(3) 学校文化関係団体の育成に関すること（高校教育担当の所掌に属するものを除く。）。

高校教育課長専決事項

(1) 県立高等学校における教育課程及び学習指導その他学校教育の専門的事項に関し指導及び助言を与えること（他課の所掌に属するものを除く。）。

(2) 県立高等学校の教員の研修の実施に関すること（他課の所掌に属するものを除く。）。

(3) 学校文化関係団体（高等学校に係るものに限る。）の育成に関すること。

特別支援教育課長専決事項

(1) 県立特別支援学校、県立高等学校の通級による指導並びに市町村立の小中学校の特別支援学級及び通級による指導における教育課程及び学習指導その他学校教育の専門的事項に関し指導及び助言を与えること（他課の所掌に属するものを除く。）。

(2) 県立特別支援学校、県立高等学校及び市町村立小中学校の教員の研修の実施に関すること（他課の所掌に属するものを除く。）。

(3) 県立特別支援学校への就学に係る学校指定、入学期日等に関すること。

(教職員課の総括課長等の専決事項)

第10条 教職員課の分掌事務について、総括課長、課長及び担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

総括課長専決事項

- (1) 主査相当職以下の職員（指導主事、経営指導主事、社会教育主事及び社会教育主事補を除く。）及び学校職員（校長、副校長、教頭、主任指導教諭、主幹教諭、指導教諭及び指導養護教諭並びに主任主査相当職以上の事務職員を除く。）の任免に関する事。
- (2) 職員、学校職員及び会計年度任用職員の病気休職に関する事。
- (3) 育児休業等任期付教職員の任免に関する事（市町村立小中学校の教職員に係るものを除く。）。
- (4) 配偶者同行休業任期付教職員の任免に関する事（市町村立小中学校の教職員に係るものを除く。）。
- (5) 再任用職員の任免に関する事。
- (6) 技能職員等の任免及び分限に関する事。
- (7) 一般研修（委託研修を除く。）の実施に関する事。
- (8) 叙位及び叙勲（春秋叙勲を除く。）に関する事。
- (9) 教育職員の免許に関する事（教育職員免許状の取上げ処分に関するものを除く。）。
- (10) 職員、学校職員及び会計年度任用職員の給料又は報酬の決定に係る承認申請に関する事。
- (11) 特地公署又は準特地公署並びにへき地学校の指定の申請（軽易なものに限る。）に関する事。
- (12) 公務又は通勤による災害の認定の進達に関する事。
- (13) 公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律（昭和33年法律第116号）の規定に基づく事務に関する事。

人事給与担当課長専決事項

- (1) 職員、県立学校職員及び会計年度任用職員（市町村立小中学校に勤務する者を除く。）の職務に専念する義務の免除に関する事。
- (2) 職員、県立学校職員及び会計年度任用職員（市町村立小中学校に勤務する者を除く。）の営利企業等の従事許可に関する事。
- (3) 岩手県教育委員会服務規程（昭和40年岩手県教育委員会訓令第7号）第10条に規定する兼職及び他の事業等の従事（軽易なもので所属長が承認したものを除く。）の承認に関する事。
- (4) 市町村立小中学校の会計年度任用職員（事務職員に限

る。)及び県立学校の会計年度任用職員(事務職員及び技能職員等に限る。)の配置に関すること。

(5) 県立学校の臨時的任用教職員(事務職員に限る。)の任免に関すること。

(6) 職員の大学院修学休業の許可に関すること。

(7) 職員及び県立学校職員(事務職員、技術職員その他の職員に限る。)の育児休業及び育児短時間勤務の承認に関すること。

(8) 職員及び県立学校職員(事務職員、技術職員その他の職員に限る。)の自己啓発等休業の承認に関すること。

(9) 職員及び県立学校職員(事務職員、技術職員その他の職員に限る。)の配偶者同行休業の承認に関すること。

(10) 紺綬褒章に関すること。

(11) 職員及び学校職員の昇給、昇格、復職時等における給料月額調整等に関すること。

(12) 県立学校職員及び県立学校に勤務する会計年度任用職員の給料の調整額の発令に関すること。

(13) 学校以外の教育機関の当直の勤務時間の変更の承認に関すること。

厚生福利担当課長専決事項

(1) 職員、学校職員及び会計年度任用職員の厚生福利に関すること。

(2) 職員、県立学校職員及び会計年度任用職員(市町村立小中学校に勤務する者を除く。)の衛生管理に関すること。

(3) 退職手当の裁定に関すること。

小中学校人事課長専決事項

(1) 市町村立小中学校の会計年度任用職員(事務職員を除く。)の配置に関すること。

県立学校人事課長専決事項

(1) 県立学校の会計年度任用職員(事務職員及び技能職員等を除く。)の配置に関すること。

(2) 県立学校の臨時的任用教職員(事務職員を除く。)の任免に関すること。

(3) 県立学校職員の大学院修学休業の許可に関すること。

(4) 県立学校職員(事務職員、技術職員その他の職員を除く。)の育児休業及び育児短時間勤務の承認に関すること。

。

(5) 県立学校職員(事務職員、技術職員その他の職員を除く。)の自己啓発等休業の承認に関すること。

(6) 県立学校職員(事務職員、技術職員その他の職員を除

(保健体育課の総括課長等の専決事項)

第12条 保健体育課の分掌事務について、総括課長及び担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

[略]

保健体育担当課長専決事項

(1) 学校保健、学校安全及び学校給食に関し指導及び助言を与えること(学校調整課の所掌に属するものを除く。)

。

(2)～(4) [略]

(生涯学習文化財課の総括課長等の専決事項)

第12条の2 生涯学習文化財課の分掌事務について、総括課長、課長及び担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

総括課長専決事項

(1)～(6) [略]

(7) 学校、家庭及び地域の連携及び協働に関すること。

[略]

(学校以外の教育機関の長共通専決事項)

第14条 学校以外の教育機関の長(博物館長及び美術館長を除く。第16条及び第17条において同じ。)の専決できる事項は、次のとおりとする。

(1)～(3) [略]

(4) 所長等、総合教育センター及び生涯学習推進センターの部長、図書館副館長並びに埋蔵文化財センター副所長の超過勤務命令及び休日勤務命令に関すること。

(5) 所長等、総合教育センター及び生涯学習推進センターの部長、図書館副館長並びに埋蔵文化財センター副所長の休暇に関すること。

(6)～(18) [略]

2 [略]

(教育事務所の課長等共通専決事項)

第16条 教育事務所の課長、総合教育センター及び生涯学習推進センターの部長、図書館副館長並びに埋蔵文化財センター副所長は、次に掲げる事項のほか、教育事務所長及び学校以外の教育機関の長が専決処理できる事項のうち軽易又は定例的な事項であらかじめ教育長が指定するものを専決することができる。

(1)・(2) [略]

く。)の配偶者同行休業の承認に関すること。

(保健体育課の総括課長等の専決事項)

第11条 保健体育課の分掌事務について、総括課長及び担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

[略]

保健体育担当課長専決事項

(1) 学校保健、学校安全及び学校給食に関し指導及び助言を与えること(学校教育室の所掌に属するものを除く。)

。

(2)～(4) [略]

(生涯学習文化財課の総括課長等の専決事項)

第12条 生涯学習文化財課の分掌事務について、総括課長、課長及び担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

総括課長専決事項

(1)～(6) [略]

(7) 学校、家庭及び地域の連携及び協働に関すること(学校教育室の所掌に属するものを除く。)

[略]

(学校以外の教育機関の長共通専決事項)

第14条 学校以外の教育機関の長(博物館長及び美術館長を除く。第16条及び第17条において同じ。)の専決できる事項は、次のとおりとする。

(1)～(3) [略]

(4) 所長等、総合教育センター及び生涯学習推進センターの部長、図書館副館長、埋蔵文化財センター副所長並びに野外活動センター次長の超過勤務命令及び休日勤務命令に関すること。

(5) 所長等、総合教育センター及び生涯学習推進センターの部長、図書館副館長、埋蔵文化財センター副所長並びに野外活動センター次長の休暇に関すること。

(6)～(18) [略]

2 [略]

(教育事務所の課長等共通専決事項)

第16条 教育事務所の課長、総合教育センター及び生涯学習推進センターの部長、図書館副館長、埋蔵文化財センター副所長並びに野外活動センター次長は、次に掲げる事項のほか、教育事務所長及び学校以外の教育機関の長が専決処理できる事項のうち軽易又は定例的な事項であらかじめ教育長が指定するものを専決することができる。

(1)・(2) [略]

<p>(教育長指定職員の専決事項)</p> <p>第18条 教育長が指定する職員は、次に掲げる事項のうちあらかじめ教育長が指定したものを専決することができる。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 青少年の家及び<u>野外活動センター</u>に係る休所日以外の臨時の休所及び休所日における臨時の開所に関すること。</p>	<p>(教育長指定職員の専決事項)</p> <p>第18条 教育長が指定する職員は、次に掲げる事項のうちあらかじめ教育長が指定したものを専決することができる。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 青少年の家に係る休所日以外の臨時の休所及び休所日における臨時の開所に関すること。</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

この訓令は、令和3年4月1日から施行する。

令和3年3月17日提出

岩手県教育委員会教育長 佐藤 博

理由

教育委員会の組織改編等に伴い、所要の改正をしようとするものである。これが、この訓令案を提出する理由である。

岩手県教育委員会代決専決規程の一部を改正する訓令案要綱

第1 改正の趣旨

教育委員会の組織改編等に伴い、所要の改正をするものである。

第2 訓令案の内容

- 1 学校教育室の設置及び同室に置く職の新設に伴い、所要の改正を行うこと。
(第3条、第7条、第7条の2、第9条、第10条、第12条関係)
- 2 野外活動センターの移転復旧に伴い、所要の改正を行うこと。(第3条、第14条、第16条、第18条関係)
- 3 学校運営協議会事務の移管に伴い、生涯学習文化財課の総括課長等の専決事項等について所要の改正を行うこと。(第10条、第12条の2関係)
- 4 施行期日
この訓令は、令和3年4月1日から施行すること。(附則関係)

議案第40号

野外活動センター管理運営規則の一部を改正する規則

野外活動センター管理運営規則（昭和49年岩手県教育委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

	改正前	改正後
1	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、<u>岩手県立高田松原野外活動センター</u>（以下「センター」という。）の管理運営に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(休所日)</p> <p>第2条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 <u>野外活動センター条例</u>（昭和49年岩手県条例第18号。以下「条例」という。）<u>第1条の2に規定する指定管理者</u>（以下「指定管理者」という。）は、必要があると認めるときは、<u>教育長の承認を得て</u>、第1項の休所日以外の日において臨時に休所し、又は同項の休所日において臨時に開所することができる。</p> <p>(許可の申請)</p> <p>第4条 条例第1条の4第1項の規定による許可（以下「許可」という。）を受けようとする者は、指定管理者が定める申請書を指定管理者に提出しなければならない。</p> <p>(損傷等の届出)</p> <p>第6条 許可を受けた者は、施設又は設備を汚損し、損傷し、又は亡失したときは、速やかに<u>指定管理者</u>に届け出てその指示を受けなければならない。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、<u>岩手県立野外活動センター</u>（以下「センター」という。）の管理運営に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(休所日)</p> <p>第2条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 <u>教育長</u>は、必要があると認めるときは、第1項の休所日以外の日において臨時に休所し、又は同項の休所日において臨時に開所することができる。</p> <p>(許可の申請)</p> <p>第4条 <u>野外活動センター条例</u>（昭和49年岩手県条例第18号。以下「条例」という。）<u>第1条の4第1項の規定による許可</u>（以下「許可」という。）を受けようとする者は、指定管理者が定める申請書を指定管理者に提出しなければならない。</p> <p>(損傷等の届出)</p> <p>第6条 許可を受けた者は、施設又は設備を汚損し、損傷し、又は亡失したときは、速やかに<u>教育長</u>に届け出てその指示を受けなければならない。</p>
2	<p>(使用時間)</p> <p>第3条 [略]</p> <p>2 <u>指定管理者</u>が必要と認めるときは、前項の使用時間を臨時に変更することがある。</p> <p>(許可の申請)</p> <p>第4条 <u>野外活動センター条例</u>（昭和49年岩手県条例第18号。以下「条例」という。）<u>第1条の4第1項の規定による許可</u>（以下「許可」という。）を受けようとする者は、<u>指定管理者が定める申請書を指定管理者に提出</u>しなければならない。</p>	<p>(使用時間)</p> <p>第3条 [略]</p> <p>2 <u>教育長</u>が必要と認めるときは、前項の使用時間を臨時に変更することがある。</p> <p>(使用の許可)</p> <p>第4条 <u>野外活動センター条例</u>（昭和49年岩手県条例第18号。以下「条例」という。）<u>第1条の2第1項の規定による許可</u>（以下「許可」という。）を受けようとする者は、<u>別に定める様式による野外活動センター使用許可申請書を教育長に提出</u>しなければならない。</p> <p>2 <u>前項の許可を受けた事項を変更しようとする者は、別に定める様式による野外活動センター使用変更許可申請書を所長に提出し、許可を受けなければならない。</u></p> <p>3 <u>所長は、前各項の許可をしたときは、別に定める様式に</u></p>

<p>(許可の条件)</p> <p>第5条 次に掲げる事項は、許可の条件とする。</p> <p>(1) 使用を終わったとき、又は<u>条例第1条の6</u>の規定に基づき許可を取り消されたときは、<u>指定管理者</u>の指示に従って、速やかに後片付けその他の整理整頓をすること。</p> <p>(2) 中学校生徒以下の者が使用する場合は、<u>成人の引率者</u>があること。</p> <p>(3) その他センターの維持管理のためにする<u>指定管理者</u>の指示に従うこと。</p>	<p><u>よる野外活動センター使用許可書又は別に定める様式による野外活動センター使用変更許可書を交付するものとする。</u></p> <p>(許可の条件)</p> <p>第5条 次に掲げる事項は、許可の条件とする。</p> <p>(1) 使用を終わったとき、又は<u>条例第1条の4</u>の規定に基づき許可を取り消されたときは、<u>教育長</u>の指示に従って、速やかに後片付けその他の整理整頓をすること。</p> <p>(2) 中学校生徒以下の者が使用する場合は、<u>成人の引率者</u>があること。</p> <p>(3) その他センターの維持管理のためにする<u>教育長</u>の指示に従うこと。</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。ただし、表2の項の改正部分は、同年5月1日から施行する。

令和3年3月17日提出

岩手県教育委員会教育長 佐藤 博

理由

岩手県立野外活動センターの移転復旧に伴い、野外活動センターの管理運営に関し、所要の改正をしようとするものである。これが、この規則案を提出する理由である

野外活動センター管理運営規則の一部を改正する規則案要綱

第1 改正の趣旨

野外活動センター条例の一部を改正する条例（令和2年岩手県条例第52条）の施行に伴い、施設の名称を変更すること、施設の管理方式を指定管理から県の直営に変更すること等による所要の改正をしようとするものである。

第2 規則案の内容

1 令和3年4月1日施行によるもの。

- (1) 施設名称を改めること。（第1条関係）
- (2) 臨時の休所及び開所の承認権者を改めること。（第2条関係）
- (3) 所要の改正に伴い、条例名を規定すること。（第4条関係）
- (4) 施設の損傷等に伴う届け出先を改めること。（第6条関係）

2 令和3年5月1日施行によるもの。

- (1) 臨時の使用時間変更の承認権者を改めること。（第3条関係）
- (2) 使用許可申請書を定める者及び使用許可の方法を改めること。（第4条関係）
- (3) 許可の条件を付す者を改めること。（第5条関係）

議案第41号

文化財の指定に関し議決を求めることについて

次のとおり文化財の指定をすることについて、議決を求める。

岩手県指定有形文化財の指定

指定番号	名 称	員 数	所 有 者
有第 270 号	旧紫波郡役所庁舎	1 棟	紫波郡紫波町紫波中央駅前 2 丁目 3 番地 1 紫波町

令和 3 年 3 月 17 日提出

岩手県教育委員会教育長 佐 藤 博

理由

岩手県指定有形文化財の指定をしようとするものである。これが、この議案を提出する理由である。

諮 問 物 件 調 書

種 別	有形文化財（建造物）
名 称 ・ 員 数	旧紫波郡役所庁舎 1棟
所有者（保持者・団体）の住所・氏名（名称）	紫波郡紫波町紫波中央駅前二丁目3番地1・紫波町
文化財の所在場所	紫波郡紫波町日詰字西裏23番地1
指 定 理 由	<p>旧紫波郡役所庁舎（以下、郡庁舎とも称す）は、岩手県の郡制施行後の明治31年（1898）3月に建設され、紫波郡1町14箇村の郡行政の中心として機能したものの、建築の経緯、設計者、施工者、工事の内容などといった建築的側面については史資料に欠き詳らかでない。</p> <p>郡庁舎建築後、大正12年（1923）3月に郡制が廃止されると、県の出入機関的な機能を担ったものの、大正15年6月における県内各所の郡役所の閉鎖とともに、郡庁舎も郡役所としての業務を停止する。その後建物は日詰町の公会堂として使用されたのち、第二次世界大戦終戦まで郡庁舎は郡農業会紫波支部、県生産農業連合会支部などといった農業関係の事務所として、終戦後は県教職員組合紫波支部、紫波農協改良普及所などの公共出先機関の事務所として使用された。</p> <p>昭和30年（1955）4月の町村合併により紫波町が誕生すると、郡庁舎は町役場庁舎として使用され、平成27年（2015）の役場新庁舎完成を契機に、役所としての建物機能を終了し今日に至っている。</p> <p>旧紫波郡役所庁舎は正面をほぼ西向きとし、建物の構造形式は、木造、建築面積97.41㎡、2階建、寄棟造、鉄板葺で、正面に玄関ポーチが、1階背面に流し場・便所が突出する。</p> <p>内部は正面玄関から背面に向かいホール（中廊下）が配置され、ホール東面に流し場と便所が突出している。ホールの北側は第5会議室が、ホールの南側は西から東に向かい縦覧室、階段室および階段下倉庫、背面廊下が位置し、それぞれホールから出入りする平面構成となっている。2階は階段室を介して出入りする大会議室（旧議場）が広がり、南西隅に職員室が位置している。</p> <p>軒は小天井形式で、小屋組はキングポストトラス構造を基本として、寄棟屋根を構成している。屋根は全面瓦棒形式の鉄板葺としている。</p> <p>外部壁体は判然としないものの、木摺り下地による土壁を基盤とした下地板張りで、要所に窓と扉を配置している。内部の壁は間仕切り壁とも木摺り下地の土壁を基本とし、当初は漆喰塗仕上げ、後世に黄大津壁仕様ないし白色塗装などの塗り替えを行なっているようである。各内部壁とも縦板張りの腰板壁を巡らせ、要所に出入り口などを設けている。</p>

各扉はガラス入りの片開形式の木製建具で、窓は下方を上げ下げ窓、上方欄間は内倒し窓とし、それぞれガラス入りの木製建具としている。

各室の天井は階段室上方天井と1階背面廊下の天井が棹縁天井で、その他は後世施工の石膏ボード張り天井。この石膏ボード張り天井の上部に、当初の天井が遺存しているようである。各室の床も後世施工の床材によっている箇所が多いが、現状床面下層に当初の床が遺存しているようである。

なお、下見板張りの外壁は各窓枠とも現在白色ないし乳白色を呈するペンキ塗によっているが、旧来の塗装が現塗装の下層に遺存している。外壁内部面および間仕切り壁に見られる木質構成部材（腰壁および窓枠、扉枠など）は青味勝ち灰色のペンキ塗装が施されているが、現塗装の下層に旧来の塗装が遺存している。

玄関ポーチは四隅に方形断面の柱を立て、正面柱上に端部線形付の横架材を渡し、同横架材上に軒桁を組んで切妻屋根を受けている。各柱間は三方とも上部に縦板壁組込みの欄間を設け、同欄間外側には菱格子組の木製建具を取り付けている。この欄間の下框下方両端に方杖状の持送りを取り付け、欄間と同持送りで軸部上方を固めている。欄間下方の柱間は、三方とも開放である。天井は格縁天井で、格間の天井板は小割板張りとし、板の張り方向を間毎に変えて、全体を市松模様状としている。屋根軒裏の化粧垂木は疎状に配した化粧屋根裏で、正面破風板の下方端部に渦巻文を陰刻し、同破風板拝み部にアカサス文を付した懸魚を取り付けている。屋根は瓦棒形式の鉄板葺である。なお、玄関ポーチを構成する木質部材は全面淡青色のペンキ塗装で仕上げているが、この呈色は経年変化で褪色を生じていると思われる。

以上、旧紫波郡役所庁舎は、主に近世以来の建築技術を身につけた大工棟梁によって設計、施工された近代の建築、いわゆる擬洋風建築に該当するもので、中でも比較的簡素な様相を呈する下見板コロニアル様式の建築である。擬洋風の言葉が示すように、建築意匠は日本の伝統的な意匠である和風の意匠と西洋の意匠とが混在する。この双方の意匠を比較的前面に出している箇所は以下のとおりである。

[和風意匠]

- ① 本屋の階段室および背面廊下の天井を棹縁天井としている点。
- ② 玄関ポーチ正面破風板尻に渦巻絵様を陰刻している点と、妻梁端部を線形付木鼻とし、同木鼻見付に渦巻絵様を陰刻している点。
- ③ 玄関ポーチ正面妻の構造を虹梁束形式にしている点。
- ④ 玄関ポーチの天井を格縁天井としている点。
- ⑤ 玄関ポーチの欄間持送りの羽目板に蔓草模様の透かし彫りを施している点。

などがある。

[洋風意匠]

- ① 本屋 2 階の窓外部堅枠に柱頭飾りを用いたゴシック様式柱に見立て、ペディメントを乗せた上げ下げ窓としている点。
- ② 1 階および 2 階の窓枠と扉枠をモールディング（線形）としている点。
- ③ 本屋階段室中段付近に位置する垂れ壁下方框下の持送りの意匠。
- ④ 本屋階段室 2 階部分の親柱付手摺意匠。
- ⑤ 本屋 2 階大会議室の天井照明器具の笠を浅いドーム天井形としている点。ただし笠下端枠は八角形状。
- ⑥ 玄関ポーチ正面破風板拌みの懸魚にアカンサスの葉の彫刻を付けている点。

などがある。

また、本屋小屋組をキングポストトラスとしている点は、2 階大会議室に独立柱を立てることなく大スパンの室空間を確保する企図から採用した構法である。明治時代に多く建てられた大工棟梁の設計による擬洋風建築の小屋組が比較的和小屋組が多い点から勘案すると、旧紫波郡役所庁舎は大工棟梁ではなく、何らかの建築家が設計した建築であるのかもしれないと思われる。

以上のように、旧紫波郡役所庁舎は比較的簡素な様相を示す下見板コロニアル様式の建築であり、本屋の造形意匠は洋風が多く、玄関ポーチは本屋とは対照的に和風意匠を積極的に採用した特徴を持つ建築と言って良いであろう。中でも小屋組を本格的なキングポストトラス構造を採用している点は注目に値する。

いずれにしても旧紫波郡役所庁舎は、明治初年前後から日本国内の各地に建てられた擬洋風建築の一つであるとともに、岩手県内に建設された郡役所庁舎のうち唯一現存する建築であり、建築史的な価値や歴史的価値、さらには岩手県内の郡行政機能を担った建築として価値が認められ、将来に渡り保存維持する必要がある建造物である。

【岩手県文化財指定基準】

第 1 有形文化財指定基準 建造物の部

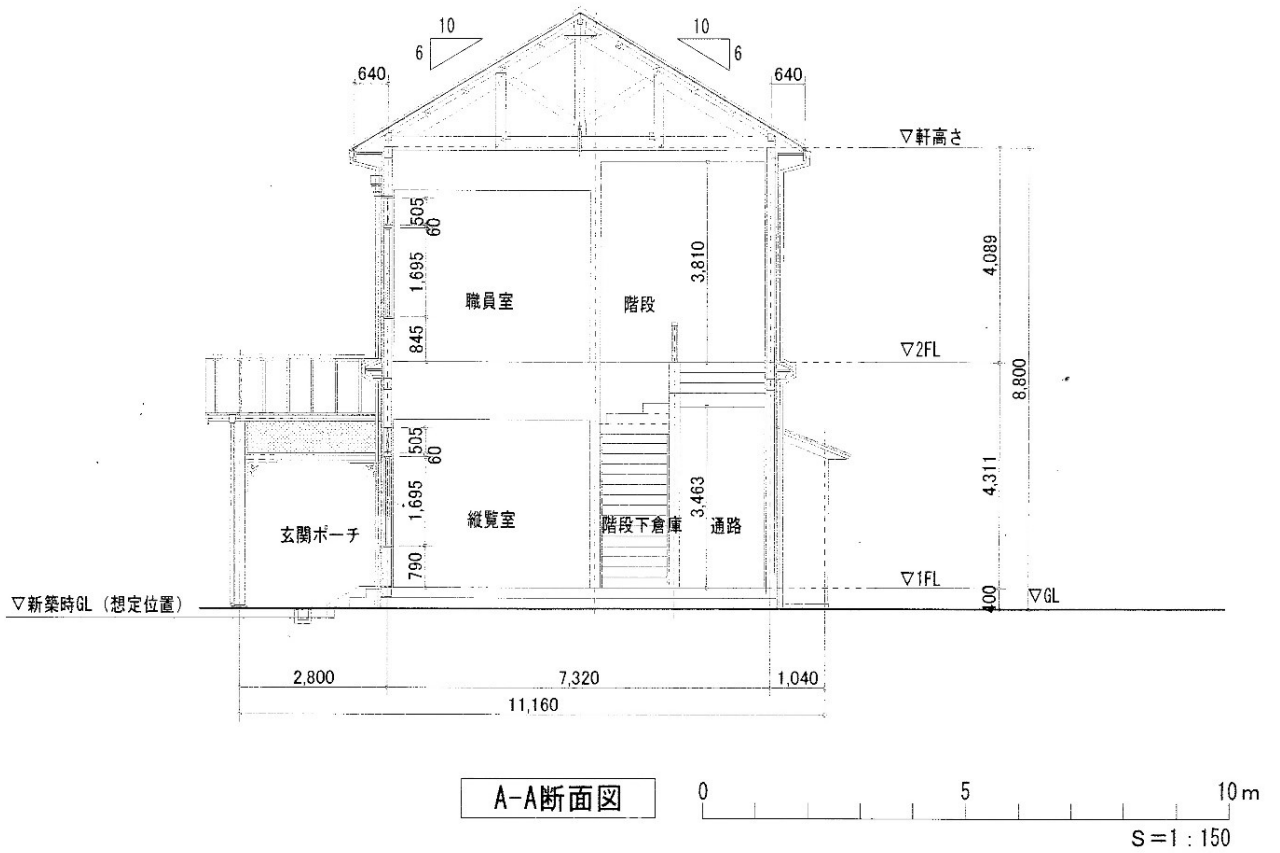
建築物（社寺、城郭、住宅、公共施設等）及びその他の工作物（橋梁、石塔、鳥居等）の各時代建造物遺構及びその部分並びに建造物の模型、厨子、仏壇等で建築的技法になるもののうち次の各号の一に該当するもの。

- (1) 意匠的に優秀なもの。
- (2) 技術的に優秀なもの。
- (3) 歴史的価値の高いもの。**
- (4) 学術的価値の高いもの。**
- (5) 流派的又は地方的特色において顕著なもの。

【参考写真・図面】



正面写真



断面図